

FEDERATION CYNOLOGIQUE INTERNATIONALE (FCI) (AISBL)

Place Albert 1^{er}, 13, B - 6530 Thuin (Belgique), tel : +32.71.59.12.38, fax : +32.71.59.22.29, internet: www.fci.be

オビディエンス・トライアル「クラス1～3」用

FCI オビディエンス競技規程

及び

ガイドライン 2025

FCI インターナショナル・オビディエンス競技会 (FCI-CACIOB 付与対象) 及び

FCI チャンピオンシップ競技会において

「オビディエンス・クラス3」競技規程及びガイドラインが採用される。

2025年1月1日より有効

目次

第1章 オビディエンス試験及び競技会開催準備、出場、運営、審査規則	4
1. 公式オビディエンス試験及び競技会の開催権限	4
2. 国内オビディエンス試験規程及びガイドライン	4
3. 各オビディエンス・クラス出場条件	5
3.1 健康状態	5
3.2 アンチ・ドーピング及び予防接種規則	5
3.3 攻撃性を示す犬の取扱い	6
3.4 発情犬及び妊娠犬	6
3.5 断耳、断尾や美容目的の外貌整形	6
3.6 避妊犬、去勢犬	6
3.7 出場犬の健康状態確認	7
3.8 その他規則	7
4. オビディエンス競技審査資格	7
5. チーフ・スチュワード	7
6. 競技会運営	8
7. 指導手義務及び犬用装着品	8
8. 犬の態度／失格	9
9. その他規則	9
第2章 開催準備及び使用器具	11
10. 各競技課目実施順序の決定権	11
11. 最大出場者人数及び一日当たりの審査時間上限設定	11
12. オビディエンス・リングのサイズ設定及び実施競技課目総数	12
13. 使用器具	12
第3章 設定クラスの各競技課目及び係数	16
第4章 設定評価段階及び、上級クラス・下級クラスへの上場条件	19
14.1 「評価点」及び「得点」	19
14.2 「不合格」及び「失格」	19

14.3	上級及び下級クラス出場条件	21
15.	「オビディエンス・チャンピオン・タイトル」と	
	「FCI 国際オビディエンス・サティフィケット (FCI-CACIOB)」	22
15.1	「国内オビディエンス・チャンピオン・タイトル」	22
15.2	「FCI 国際オビディエンス・サティフィケット (FCI-CACIOB)」	23
第 5 章	競技課目実施及び審査用一般規程並びにガイドライン	24
16.	各競技課目実施及び審査用一般ガイドライン	24
16.1	各競技課目実施要領	24
16.2	各競技課目の評価及び採点方法	33
第 6 章	各競技課目実施及び審査用一般規程並びにガイドライン	44
	FCI オビディエンス・クラス 1 (FCI Obedience Class 1)	44
	FCI オビディエンス・クラス 2 (FCI Obedience Class 2)	60
	FCI オビディエンス・クラス 3 (FCI Obedience Class 3)	85
第 7 章	付録	124
付録 1	障害枠 (オープン・ハードル)	124
付録 2	「FCI オビディエンス・クラス 3」、「第八競技課目」用 木片配置パターン例	125
付録 3	「FCI オビディエンス・クラス 3」、「第四競技課目」 「行進中の 2 姿勢及び招呼」用各種設定コース例及び、 スチュワード指示ガイドライン補足	126
付録 4	コーン群配置パターン例 (競技課目 1.8、2.9 及び 3.8 共通)	127
付録 5	指定範囲「スクエア」(ボックス) 設定用詳細情報	129

序文

オビディエンス（OB）は犬に対し如何に協力的且つ、制御可能な行動を行うべきかを習得させる訓練である。訓練実施に当たり、指導手と犬の良い調和と、例え指導手と犬の距離が空いた作業実行中においても常に犬の服従意欲を構築する事に重点が置かれるべきである。指導手と犬の良い総合的な関係性が見られる必要がある。

当規程及びガイドラインはオビディエンス・ドッグ・スポーツ促進及び国内規模を超える競技会開催を支援する目的として作成された。

当規程やガイドライン採用が FCI 加盟国内統括傘団体によって決断された場合、全国内オビディエンス・トライアルにて適用される必要がある。

FCI-CACIOB 付与対象国際オビディエンス・トライアルや、FCI ワールド・ウィナー・チャンピオンシップ競技大会等の FCI チャンピオンシップ開催に当たり、当規程が定める「オビディエンス・クラス 3 競技規程」採用は **2025 年 1 月 1 日**より必須とする。

競技内容設定が若干異なるオビディエンス・トライアル成績は、当規程条件を満たす限り、容認されるべきである。

第 1 章 オビディエンス試験及び競技会開催準備、出場、運営、審査規則

1. 公式オビディエンス試験及び競技会の開催権限

各 FCI 加盟国内統括傘団体は、自国内における公認オビディエンス試験及び競技会開催を容認する傘下クラブや団体の決定権を有する。

2. 国内オビディエンス試験規程及びガイドライン

各 FCI 加盟国内統括傘団体は、FCI 加盟国内統括傘団体間の競技会相互参加促進のため、ホームページ上に国内規程、国内特有出場条件、入国や国内試験出場に影響を及ぼしかねない詳細な国内法関連情報、出場費用及び出場料納付方法関連情報を公示すべきである。全出場者に対し競技会及び開催国が設定する固有出場条件に関する必要となる全情報が書面にて参加者に提供される事が推奨される。

3. 各オビディエンス・クラス出場条件

各オビディエンス・クラス出場条件は、出場犬が属する国の国内規程並びに競技会開催国規程に準ずる。国内規程によって出場可能なオビディエンス・クラス（クラス 1、2、3）が定義される。出場条件は競技会開催国ホームページにて公示されるべきである。

「オビディエンス・クラス 1」出場年齢は各国国内規程に明記されるべきである。競技会開催国または出場犬の登録国が定める国内規程に定義されていない場合、出場犬最低年齢は生後最低 10 ヶ月とし、「クラス 3」出場最低年齢は生後 15 ヶ月であることが推奨される。国内オビディエンス・クラス内容設定及び各クラス出場条件は各国独自に設定すべきである。なお、FCI-CACIOB 付与対象インターナショナル・オビディエンス・トライアル出場に当たり、指導手と犬それぞれが最低前階梯クラスにおいて「エクセレント評価」合格により（「FCI オビディエンス・クラス 2」または相当する競技課目が設定されている規程クラス）、自国におけるクラス昇格権を獲得すべきである。

特定クラスにおける初回「一席」（エクセレント評価）獲得後、同一クラスの出場許容総回数¹の設定は各国に委ねられる。当情報は各国国内統括傘団体ホームページにて公示されるべきである。

犬が特定クラスに一旦出場した後の下級クラス出場条件については、国内オビディエンス規程に明記されるべきである。当情報は各国国内統括傘団体ホームページにて公示されるべきである。

3.1 健康状態

盲目犬、伝染病、感染性疾患、寄生虫、皮膚^{ひぜん}癬や他害虫保有犬や攻撃的な犬によるオビディエンス競技への出場は禁止されている。外傷部位の縫合処置を受け未完治である犬、テーピングや包帯が施された犬の出場も禁止されている。

3.2 アンチ・ドーピング及び予防接種規則

出場犬の登録国並びに競技会開催国の各国内予防接種規則及びアンチ・ドーピング規則は厳守される必要がある。各国内該当規則はホームページにて公示されるべきである。

3.3 攻撃性を示す犬の取扱い

攻撃性を有する犬の競技会場への立ち入りは禁止されている。第三者や他犬に対するいかなる攻撃または攻撃を試みる行為が確認された場合、審査員によって「失格」が言い渡される。失格言い渡しは該当犬の訓練手帳に記載され、登録ケネルクラブ及び競技会開催国ケネルクラブへの報告を義務とする。

3.4 発情犬及び妊娠犬

発情犬による競技会開催国国内規程に準じた競技会出場は認められる。関連情報は競技会開催国ホームページにて公示されるべきである。なお、発情犬は他出場犬による全競技が終了した段階で出場しなければならない。他出場犬による全競技が終了するまで、発情犬による競技会会場及び会場隣接範囲への立ち入りは禁止されている。

一般的な規則として、4週間以内の出産予定犬または競技会開催日より遡って産後8週間以内の牝犬による出場は禁止される。

国内規程には異なる期間制限を設定する事が認められる。なお、関連情報は公示されるべきであり、競技会開催国主催畜犬団体ホームページにて公示されるべきである。

FCI-CACIOB 付与対象国際オビディエンス競技大会及び FCI ワールド・ウィーナー・チャンピオンシップ (FCI-WWC) の開催初日から 4週間以内の出産予定犬、または競技会開催初日より遡って産後12週間以内の牝犬による出場は許可されない。

3.5 断耳、断尾、美容目的の外貌整形

断尾、断耳犬または美容目的による外貌整形を受けている犬による競技会出場は、登録国及び

競技会開催国の国内該当法違反に該当しない限り、認められる。

犬の全外貌整形規制関連情報は、容易に取得できるよう、各国国内規程に明記される必要があり、国内統括傘団体公式ホームページにて公示されるべきである。

3.6 避妊犬、去勢犬

避妊犬及び去勢犬による競技参加は認められる。

3.7 出場犬の健康状態確認

審査員は、必要に応じてリング外にて全出場犬の健康状態を競技開始前に確認すべきである。国内規程による全頭確認の義務化も認められる。

3.8 その他規則

オビディエンス競技会が展覧会と併催される場合、オビディエンス出場犬による展覧会出陳（外貌評価）義務が設定されるべきでない。

国内規則によって必要となる出場条件及びクラブ会員であることが定義されるべきである。

4. オビディエンス競技会審査資格

オビディエンス競技審査員は FCI オビディエンス審査を実施するに当たり、事前に十分な研修を受け、所属する自国 FCI 加盟国内統括傘団体の審査資格を保有するべきである。

他国より招聘される審査員の資格保有状況や必要となる言語能力は、事前確認されるべきである。通常、招聘を行う国内畜犬団体は招聘する審査員が所属する FCI 加盟国内統括傘団体に対し問合せを行い、審査適正を確認する事とする。

先入観による不適任の可能性 先入観により起因する審査不適任は国内規程が定義する。

FCI-CACIOB 付与対象国際競技大会においては FCI 不適任規則（ワールドチャンピオンシップ開催規程にて定義されている通り）と、他に明記されていない限り、行事開催国が定める審査適正規則が厳守される必要がある。

5. チーフ・スチュワード

競技会開催に当たり、チーフ・スチュワードを任命する必要がある。チーフ・スチュワードはオビディエンス競技の実務的な実行に関わる責任を担うため、適切な有資格者でなければならない。適切な資格を保有するスチュワードが「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」進行を統括すべきである。更に「オビディエンス・クラス 1」においても適正資格保有者の採用が推奨される。国外出場者が競技会に出場する場合、各競技課目用指示を特定共通言語で行うことを競技開始前に決定する事が推奨される。「オビディエンス・クラス 3」においてスチュワードは各競技課目作業進行に必要な指示を英語または事前に決定された

共通言語にて行わなければならない。

各競技課目審査担当が分配され、審査員 2 名以上が審査に当たる場合、起用審査員総数に比例し同等数のスチュワードを採用する必要がある。1 競技リング当たり、スチュワード最低 1 名を配置すべきである。

6. 競技会運営

全オビディエンス競技会は、当日審査担当する審査員（長）及びチーフ・スチュワードの監督下に置かれる。審査員 1 名以上が審査担当する競技会において起用される全審査員のうち 1 名が審査員長兼審査員チーム長に任命される。

当規程により解決不可能な事態が生じた場合、審査員（あるいは審査員長によって統括される審査員チーム）が出来事の対処または審査方法を決定する権限を有する。

7. 指導手義務及び犬用装備品

競技会参加者としての指導手義務は、競技会場入場より発生し、最終表彰式終了をもって消滅する。指導手は各種関連規則及び主催者指示に従う事が必須である。指導手は最良のマナー且つ適切な服装で競技会に参加する事が要求される。

指導手による規則違反や不適切行動が確認された場合、審査員は指導手に対し「失格」を言い渡す権限を有する。審査員決断は絶対とし、指導手による審査員決断に対するいかなる非難も認められない。

指導手はオビディエンス競技開始最低 30 分前までに受付を完了すべきである。なお、競技会主催者による受付方法の代案として、指導手が出場するクラスの審査開始 30 分前の受付を認める事を事前公示していれば、この受付方法も認めるとする。

いかなる犬に対する罰する行為も禁止する。

通常カラー（固定金具付きカラーまたはスリップ・カラー）のみ使用が認められる。スパイク・カラー、電気ショック・カラーや口輪等のいかなる強制器具の使用も禁止されている。これら器具の使用禁止規制は競技会開催より終了まで適用される。

全クラスの合同作業課目作業中のカラー装着は必須とする。その他競技課目実行時に犬にカラーを装着するか否かは指導手判断に委ねられる。「ビギナー・クラス」や「オビディエンス・クラス 1」に出場する犬のカラー装着は推奨される。カラー以外にマダニ、クモ・サソリ・ダニや昆虫対策用首輪を追加装着することが認められる。

全オビディエンス・クラス競技中における毛布、マント、ハーネス、雨具、靴、靴下、バンドナ、テープ等の犬への装着は禁止されている。

競技課目作業実行中、指導手は犬を終始左側面にて指導すべきである。競技課目間において犬は指導手の近くにて制御可能な状況下に置かれる必要がある（左または右側を問わない）。身体的理由が認められる場合、競技課目作業実行時や競技課目間において犬を右側にて指導する事が認められる。なお、該当指導手または所属チーム・リーダーは、競技開催前に担当審査員と特例処置容認に付いて話し合う必要がある。決定内容は全審査員に共有される必要があると同時に、特別待遇処置が審査にどのような影響を及ぼすかについて、事前に了承される必要がある。適用される全特例処置は正当性を有する必要であると同時に、他出場者や犬に対し妨害となってはならない。例えば、車椅子を用いる出場者が出場する場合、グループ競技課目実施時に該当指導手が指導する犬はグループの最後に作業を行う事により、指導手が他グループ出場犬の前方を通過しない様、事前阻止等の対策を講じる配慮が必要となる。

8. 犬の態度／失格

競技会開催期間中（競技前、競技中及び競技後）に咬みつく、咬みつこうとする、第三者や他犬に対し攻撃を行う、または攻撃しようとする犬は即時出場権を失い（失格）、それまでに作業実施によって獲得した全得点が剥奪される。2日間開催競技会において、大会初日に言い渡される「失格」は、2日目も有効と見なされる為、該当犬は2日目も出場不可能とする。

失格原因は該当犬の訓練手帳に記載され、登録ケネルクラブ及び競技会開催国の FCI 加盟国内統括ケネルクラブに報告される義務が生じる。

上記対処以外に国内規則も併せて順守されなければならない。

9. その他規則

競技用リング内練習

試験または競技当日のリング内練習は原則的に禁止されている。指導手は、決定権を有する役員（審査員長）の許可が無い限り、単独または犬を同伴して競技用リングに立ち入ることはできない。

指導手による競技前または競技休息時間帯中の意図的なリング内練習は失格を引き起こす。

グループ合同作業

「クラス 1」並びに「クラス 2」の各グループ作業（第 1 競技課目）の最低グループ構成頭数は 3 頭、最大頭数は 6 頭とする。例外的に 7 頭構成のグループ設定が認められる。

「クラス 3」グループ作業（「第 1 競技課目（3.1）」及び「第 2 競技課目（3.2）」）のグループ構成最低頭数は 3 頭、最大頭数は 4 頭とするが、クラス出場総数が 5 頭である場合に限り、全頭によるグループ作業が例外的に認められる。選考会、チャンピオンシップ競技会や国際競技大会（FCI-CACIOB 付与対象）等、出場者総数が多く、格付けが高い競技会においてはグループ作業担当審査員、審査員長とスチュワードが協議した上で、5 頭構成グループ制の採用を決定する事を可能とする。

第2章 開催実行及び使用器具

競技課目実施順序、出場者総数、リング規模及び使用器具

10. 競技課目実施順序の決定権

実行委員会との協議後、審査員（審査員長、各審査員、審査員チーム長）は競技会の競技課目実施順序と競技課目組み合わせを決定する権限を有する。一旦決定された実行順序は全出場者を対象に同一であるべきである。

11. 最大出場者総数及び一日当たりの審査時間上限設定

一日当たり、審査員1名当たりの審査時間が最大約6時間以内となるよう、競技会タイムスケジュールが組まれるべきである。

競技会が開催される開催国の国内ガイドラインは厳守されるべきである。

競技会進行方法、スチュワード及び審査員起用数並びに出場犬種によって特定頭数の審査に必要となる所要時間が変動する事が考慮されるべきである。

審査所要予測時間

「FCI オビディエンス・クラス1」の審査

審査員1名当たり、一日に最大約30頭まで審査担当することが推奨される。6頭当たりの審査参考所要時間の目安は約1時間とする。

「FCI オビディエンス・クラス2」並びに「FCI オビディエンス・クラス3」の審査

各クラス共に、審査員1名は一日当たり25頭以上審査しないことが推奨される。

「オビディエンス・クラス2」における出場犬4頭の審査参考所要時間は約1時間とする。

「オビディエンス・クラス3」における出場犬7頭の審査参考所要時間は約2時間とする。

審査員1名以上が起用される場合、各審査員は審査担当する競技課目の全頭審査を行う。

この場合、前記審査上限頭数を越えても構わない。

12. オビディエンス・リングのサイズ設定及び実施競技課目総数

インドア開催競技会の「クラス 2」及び「クラス 3」競技用オビディエンス・リング推奨面積は最低 20m×30m とする。アウトドア開催の場合、推奨リング・サイズは最低 25m×40m である事が望ましい。「クラス 1」競技用リング・サイズは前記各規模より多少狭く設定されても良い。なお、全競技課目が 2 つ以上のリングに分けて実施され、実施に当たり然程サイズを必要としない競技課目を集約した形で審査が実行される場合、各リングサイズは前記サイズより狭くても構わない。各リングは明白に印される必要がある。リングが十分な規模を有するか否かの判断は担当審査員に委ねられる。

各競技課目解説文に記されている全単位は大よその値とする。

13. 使用器具

競技会場における下記使用器具の当規程、ガイドラインや他関連規程に則った準備は主催者義務とする。

障害枠（オープン・ハードル）

「幅」約 1m、約 10cm から 60cm の高さ調整が最大 10cm 刻みで可能な、対面側が完全に目視可能な形状を有する**障害枠 2 基（同一である必要は無い）**。

障害枠（オープン・ハードル）の左右側面部品の高さは約 1m とし、T 字構造を有する各左右側面部品と、接地接触部品の全長は最低 0.5m とする。飛越設定高位置には「厚み」約 3～5cm の「飛越バー」（円形状も可）と、飛越枠全体強度強化のために左右支柱 T 字構造部品を接続する接地接触部品一個から構成される飛越枠が必要となる。犬の飛越実行方向と関係無く接触が生じた場合、飛越バーが落下可能となるよう、飛越バーを支える部品が本体枠左右に取付けられる必要がある。風による自然落下防止の為、飛越バーが設定される部品面は微かな湾曲形状を有するべきである。飛越枠には左右側面に安定強化用ウイングが設定されてはならない。「オビディエンス・クラス 1」においては**障害枠 1 基**、「オビディエンス・クラス 2」及び「3」においては**2 基準備される必要がある**。

各障害図及び詳細説明については「第 7 章、付録 1」を参照。

使用適正を有する持来物品

- 木製ダンベル（三種類 大・中・小型）
 - 「クラス 3」用にはダンベル 3 種類（小、中、大）を 3 セット 準備される必要がある（同一寸法及び色）。
 - 「クラス 2」用にはダンベル 3 種類を 2 セット準備される必要がある（同一寸法及び色）。
 - 「クラス 1」用にはダンベル 3 種類を 1 セット準備される必要がある。

小型、中型及び大型犬種等、各種犬種に対応可能となるよう、各セットは互いに大きさと重さが相違すべきである。最も大きいダンベルの自重は約 450 グラムを超えるべきではない。なお、指導手には好みの大きさのダンベルを選定、使用する権利がある。

「クラス 1」においては指導手持参の木製ダンベル使用が認められる（完全木製に限る）。

「クラス 2 及び 3」においては、指導手が持参する木製ダンベル使用許可を与えるか否かは各国国内判断に委ねられる。国際競技会またはチャンピオンシップ級競技大会において指導手が持参する木製ダンベルの使用は許可される。なお、主催者は指導手が使用可能な、3 種類の大きさのダンベル各 1 個からなる「1 セット」を準備すべきである。

各ダンベルが適正条件を満たすかを審査員が確認すべきである。



図 木製ダンベル 完全木製ダンベルである必要があり、グリップ部分は表面コーティングが施されていない物の使用に限る。左右同一形状パーツには色が施されることが認められる。セット使用される各ダンベルは同一形状、外寸法及び重量を有する必要がある。左右同一形状パーツは同一色、及びマーキングが存在する場合はすべてに施されている必要がある。使用されるダンベルは図の形状の物と類似すべきである。

- 選別作業用木片は、外寸約 2×2×10cmとし、「**FCI オビディエンス・クラス 2**」及び「**クラス 3**」の「**物品選別及び持来**」各競技課目用には下記本数が準備されなければならない。

主催者は常に木片を準備、提供しなければならない。

「オビディエンス・クラス 2」においては出場総頭数の 6 倍の数

「オビディエンス・クラス 3」においては出場総頭数の 8 倍の数

「コーン」と「マーカー」

- 「高さ」約 40～50cm のコーン数本 (3～6 本) またはバレル (樽) 1 個
「FCI オビディエンス・クラス 1、第八競技課目 (1.8)」、「クラス 2、第九競技課目 (2.9)」及び「クラス 3、第八競技課目 (3.8)」各競技課目用に高さ約 40～50cm のコーン数本 (3～6 本) または前記コーンと最低同等の高さ、直径 50～70cm の「バレル (樽)」一個が準備される必要がある。コーン群配置範囲は約 0.4～0.5 平方メートル以下であってはならない。コーン配置面積の外寸法は「奥行き」60～80cm×「幅」60～80 センチとする。
「競技課目グループ (1.8-2.9-3.8)」において使用される各コーンは同一であるべきである。コーン色を同一色に纏める、または他色の物を使用する事に付いては問わないものとする。コーン群配置に当たり、同一クラス出場犬にとって同一条件が整う様、同一色コーンパターンが採用される必要がある。
国際競技会やチャンピオンシップ級競技大会においては常にコーンが使用される必要がある。
詳細については当規程「第 7 章、付録 4」を参照。
- 競技課目作業開始や終了地点、屈折地点、停止地点等を必要に応じマーキングを施せる為に適切な数のマーカー、小型コーンや半球体マーカーが用意される必要がある。

マーカーやコーンは用途に合った適切な物が使用されるべきである。犬用、指導手用、審査員と／またはスチュワード用に使用されるかによって大きさ、見易さや色等、用途に応じて選定されるべきである。例えば、スクエア（ボックス）四隅に配置されるコーンの高さは約 15cm とし、容易に目視可能でなければならない。指導手が犬に対し声符を掛けるべき地点や特定距離を示す役割を担うコーン、半球体、テープやチューブは犬にとって可能な限り目視不可能な物が用いられるべきである。

その他事前準備されるべき器具

- 評価点が表示される「評価点表示板」
- 遠隔操作作業で実行されるべき各姿勢を表示する単語表記パネルや図、または電子表示板
- スクエアや円の作業開始や終了地点を印す為のチョーク、カラースプレー（無害品）、各種テープや同用途品

第3章 設定クラスの各競技課目と係数

「FCI オビディエンス・クラス 1」出場に当たり、国内オビディエンス規程に設定が推奨される「ノービス／ビギナー・クラス」の事前受験、合格が推奨される。

クラス 1	設定競技課目名	係数	配点
第一競技課目	1 分間の合同停座（指導手は視野内）	3	30
第二競技課目	紐無し脚側行進	4	40
第三競技課目	行進中の指定姿勢実行（立止または停座または伏臥）	3	30
第四競技課目	招呼	4	40
第五競技課目	指定範囲（スクエア）への送り出し及び伏臥	4	40
第六競技課目	遠隔操作による 4 姿勢変更（停座／伏臥）	4	40
第七競技課目	障害飛越を伴うダンベル持来	4	40
第八競技課目	コーン群またはバレル回り作業を含む単独往復走行	4	40
第九競技課目	作業総合印象	2	20
	係数及び配点合計	Σ	320

クラス 2	設定競技課目名	係数	配点
第一競技課目	2 分間の合同伏臥（指導手は犬の視野外待機）	3	30
第二競技課目	紐無し脚側行進	4	40
第三競技課目	行進中の 2 姿勢（立止・停座・伏臥）	3	30
第四競技課目	立止を伴う招呼	3	30
第五競技課目	遠隔操作を伴う指定範囲への送り出しと伏臥及び招呼	4	40
第六競技課目	遠隔操作による方向変換を伴うダンベル持来	3	30
第七競技課目	木製物品 6 個からの選別作業及び持来	3	30
第八競技課目	遠隔操作による 6 姿勢変更	4	40
第九競技課目	コーン群またはバレル回り作業を伴う単独往復走行、 静止及び障害飛越	3	30
第十競技課目	作業総合印象	2	20
	係数及び配点合計	Σ	32
			320

クラス 3	設定競技課目	係数	配点
<p>FCI-CACIOB 及びリザーブ FCI-CACIOB 付与対象インターナショナル・オビディエンス競技会や、FCI 世界選手権大会と FCI セクション・ウィナー競技大会における「FCI オビディエンス・クラス 3」 規程及びガイドライン採用を必須とする。</p> <p>当規程は 2025 年 1 月 1 日より施行される。</p>			
第一競技課目	2 分間の合同停座（指導手は犬の視野外待機）	2	20
第二競技課目	1 分間の合同伏臥及び招呼	2	20
第三競技課目	紐無し脚側行進	4	40
第四競技課目	行進中の 2 姿勢（立止・停座・伏臥）及び招呼	3	30
第五競技課目	2 姿勢（立止・停座・伏臥）を伴う招呼	3	30
第六競技課目	遠隔操作を伴う指定範囲への送り出し、伏臥及び招呼	4	40
第七競技課目	遠隔操作による方向変換を伴うダンベル持来	3	30
第八競技課目	コーン群／バレル回り作業と指定姿勢実行（立止、停座又は伏臥）並びに方向変換と障害飛越を伴うダンベル持来	4	40
第九競技課目	木製物品 6～8 個からの選別作業及び持来	3	30
第十競技課目	遠隔操作による 6 姿勢変更	4	40
	係数及び配点合計	Σ	32
			320

第4章 設定評価段階並びに上級クラス・下級クラス出場条件

14.1 「評価点」及び「得点」

オビディエンス競技課目の審査及び評価方法

審査員は各競技課目審査終了時に「評価点」（グレード／マーク）を示す。各競技課目には「係数」が設定、割り当てられている。「係数」は「2」から「4」の範囲内で設定されている。なお、各競技課目に割り振られている係数数は「第3章」を参照。「評得点」×「係数」によって「競技課目作業得点」が算出される。各競技課目で獲得された得点合計によって総合評価が付与される。総合評価で付与される評価段階は、「Excellent（エクセレント）」、「Very good（ベリー・グット）」及び「Good（グッド）」とする。各総合評価段階に必要な合計獲得点数は下記一覧の通りとする。

競技課目作業内容に応じ提示される「評価点」は下記の通りとする：

0-5-5½-6-6½-7-7½-8-8½-9-9½-10

獲得合計得点と総合評価比例一覧

総合評価		最大 320 点	必要獲得得点範囲
エクセレント (Excellent)	第 1 席	80 %	256 ~ 320 点
ベリー・グット (Very good)	第 2 席	70 %	224 ~ 256 点未満
グッド (Good)	第 3 席	60 %	192 ~ 224 点未満

14.2 「不合格」及び「失格」

特定競技課目の「フェイリング (不合格)」とは、当該競技課目の評価点が「0 点」である事に起因する。この場合、犬は残る各未実施競技課目作業を継続して行う事が認められる。試験や競技会の「フェイリング (不合格)」とは、獲得総合得点が 192 点未満であることに起因する。この場合、総合評価は「ノット・クオリファイド」とする。

「失格」が言い渡された場合、全作業終了を意味し、それまで獲得された全得点数は無効と見なされる。この場合、犬は残る各未実施競技課目作業を行う事は一切認められない。

「イエロー・カード」及び「レッド・カード」の提示について

「クラス3」において「イエロー・カード」と「レッド・カード」が使用される。

「イエロー・カード」は警告を意味する。審査員は指導手または出場犬の行動に対し警告を発する権限を有する。

審査員による「イエロー・カード」提示により、総合獲得点数より「10点減点」される。

審査員による二度目の「イエロー・カード」提示は「失格」を引き起こす。

「レッド・カード」は即時「失格」を意味する。犬は残る未実施競技課目作業を行う事は一切認められない。

複数審査員が起用される競技会における「レッド」及び「イエロー・カード」使用

1) 複数リングにおいて審査員2名以上が審査中である場合

- 審査員2名が互いに独立した審査を行った場合（リングが二つ存在し、互いに違った競技課目を審査中）、（初回）「レッド・カード」提示が「失格」を引き起こす。
- 審査員1名が「イエロー・カード」を、例えば第一リングで提示した場合、他審査員（第二、第三審査員等）にはその事実が伝えられるべきではない。各審査員は独自に審査を実施すべきである。イエロー・カード提示は記録され、他審査員が新たにイエロー・カードを同一対象者に対し提示した場合、既に同カードが提示されている事がその審査員に伝えられ、失格を言い渡す必要性がある事が伝達される。無論、同一審査員によるイエロー・カード2回提示も「失格」を引き起こす。

2) 同一リング内にて2名またはそれ以上の審査員が審査中である場合

審査中、審査員1名が「イエロー・カード」によって警告または「レッド・カード」提示で失格を言い渡しする予定である場合、他審査員に対し原因を伝え、カード提示の是非については共同決断が下される。審査員長（審査員グループ長）がリングに居合わせる場合、警告や失格を言い渡す事が望ましい。

14.3 上級・下級クラスの出場条件

当規程とガイドラインが採用されるいかなる国においても、何れの設定クラス出場により「エクセレント評価点（第1席）」獲得後に犬による上級クラスへの出場が認められる。

当規程とガイドラインが採用されるいかなる国においても、上級クラス出場が認められるためには犬は最低1回エクセレント「評価（第1席）」獲得する必要がある。

同一国においてエクセレント評価獲得回数が3回に及ぶまで同一クラス出場が認められる。出場クラスでのエクセレント評価3回獲得後、上級クラス出場が必須となるまで同一クラスへの更なる出場回数または出場期間を独自設定する事は国内規程次第とする。

上級クラス出場条件に関する例外

同一クラス任意残留出場条件、または下級クラス出場条件設定は各国国内決断に委ねられる。

この解釈の自由は、例えば8歳または10歳以上のベテラン犬を対象とした特例処置設定に関わりうるからである。明白に定義されない限り、これら特例規則は席次が付けられる競技会やチーム対抗チャンピオンシップ競技大会で採用されないことが推奨される。

上級クラスへの出場、同一クラス残留、下級クラス出場条件に関する情報は国内オビディエンス規程にて定義される必要があり、FCI加盟国内統括傘団体ホームページにて公示されるべきである。

国内規程に記載がない限り、犬が「エクセレント評価」を3回獲得した段階で上級クラスに出場するとし、下級クラス出場を認めないこととする。

席次決定方法

出場犬2頭以上が同点成績となり、席次を決定する必要性が生じる場合、下記各競技課目作業獲得点数の合算により決定されるべきである。

クラス1	1.2「脚側行進」	1.4「招呼」	1.5「送り出し」	1.9「総合印象」
クラス2	2.2「脚側行進」	2.4「招呼」	2.5「送り出し」	2.10「総合印象」
クラス3	3.2「脚側行進」	3.4「招呼」	3.6「送り出し」	

「オビディエンス・クラス3」において2頭以上の犬が同点成績を収めた場合、前記3競技課目作業が再度実施され、順位が決定されるべきである。

「オビディエンス・クラス 1」及び「クラス 2」において上記競技課目獲得点数合計が同一である場合、競技課目「総合印象」獲得点数が高い成績により席次が決定される。前記方法により席次が確定しない場合、上記 3 競技課目作業が再度実施される。なお、再実施によって獲得された新たな成績は競技会正式結果としては記録されず、訓練手帳にも記載されない。

リボンとアワード

オビディエンス競技の伝統的なリボンやロゼット色は「黒」、「赤」、「黄色」である。

同一クラスにおけるエクセレント評価 3 回獲得によりメダル、エンブレム、トロフィー、資格証等記念品が付与されることが推奨される。

15. 「オビディエンス・チャンピオン」及び、

「FCI インターナショナル・オビディエンス・サティフィケート(FCI-CACIOB)」

15.1 「国内オビディエンス・チャンピオン・タイトル」

最高設定競技階梯「オビディエンス・クラス 3」において犬がエクセレント評価を 3 回獲得した時点で「国内オビディエンス・チャンピオン・タイトル」が付与される事が推奨される。

なお、タイトル付与に当たり、獲得された各エクセレント総合評価は、互いに独立した審査を行った審査員最低 2 名によって付与されている必要がある。

自国国内チャンピオンタイトル保持犬が他国オビディエンス・チャンピオン・タイトル獲得に当たり、他国においてエクセレント評価を一回獲得する事により他国チャンピオンタイトル獲得が可能となる様、推奨される。

15.2 インターナショナル・オビディエンス・サーティフィケート (FCI-CACIOB)

「**クラス 3**」において「エクセレント評価／一席」を獲得したウィナー犬（牡の場合、両率丸を有する犬に限る）には「FCI-CACIOB」が付与され、**クラス 3** 二席犬（上記類似条件適用）の成績も「エクセレント評価」である限り「リザーブ FCI-CACIOB」が付与される。これらアワードは FCI によって承認される必要があり、更に当該犬は FCI 会員または契約パートナーの繁殖登録管理簿（または繁殖登録管理簿付録）に登録されていないなければならない。

「FCI-CACIOB」及び「リザーブ FCI-CACIOB」が付与された犬には賞品またはロゼットが付与される。賞品またはロゼットについては「オビディエンス色（黒 - 赤 - 黄）」の採用が推奨され、「FCI-CACIOB（白）」及び「リザーブ FCI-CACIOB（オレンジ）」を示す色が含まれていることが望ましい（例えば、ロゼットの基調色及びストライプは白（オレンジ）とし、より小さいロゼット上部色は黒 - 赤 - 黄色であるべきである）。更に賞品やロゼットには「FCI-CACIOB」及び「リザーブ FCI-CACIOB」と表示されているべきである。

第5章 競技課目実施及び審査用 一般規程並びにガイドライン

各競技課目実施及び審査に用いられる規則及びガイドラインは下記内容より構成される。

A) 実施と審査に当たり、全クラス競技課目共通して適用される「一般規程」部分

B) 各競技課目会場設定、実施要領、及び審査方法を解説する規程部分

各競技課目関連規則に定義されていない限り、一般規程及び審査基準が全競技課目実施及び審査に適用される。

当規程やガイドラインによって対処不可能な事案に付いては担当審査員に最終判断及び決断権がある。審査員判断は絶対とし、競技会参加者による異議申し立ては認められない。

16. 各競技課目実施及び審査用一般ガイドライン

各試験課目解説文に別途明記されていない限り、当一般ガイドラインが有効となる。

16.1 各競技課目実施要領

1. リング入場許可を得るに当たり、審査員によるハンドリングや触診を含む、全頭チェックを受ける規則を国内規程に設定する事を可能とする。
2. 審査員は各競技課目実施順序を決定する権限を有する。なお、決定された実施順序は全出場者を対象に共通して適用される必要がある。

指導手は特定競技課目または複数競技課目をスキップする（実行しない）事が認められる。なお、「クラス3」における「3.1.及び3.2」（合同作業競技課目）、または「3.3及び3.4」（脚側行進及び行進中の指定姿勢）連続実施競技課目の場合、両競技課目を同時にスキップしなければならない。指導手は実施しない競技課目名を競技開始前または遅くとも競技課目作業開始基本姿勢に移る前までにスチュワードと担当審査員に伝えるべきである。

グループ作業をスキップするに当たり、グループ構成決定に影響を及ぼさない適切なタイミングでの通知する配慮が求められる。

国によってはグループ作業実施を国内規程上義務化する事が認められる。なお、この場合国内規程に別途明記される必要がある。

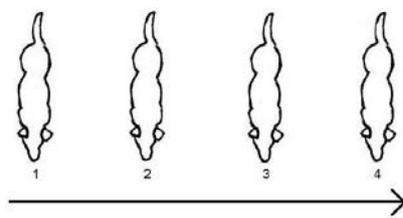
3. 各競技課目作業は基本姿勢より展開され、基本姿勢にて終了する。基本姿勢とは「犬による指導手左側面における脚側停座実施」と定義される。
4. 「脚側行進作業」以外、指導手は各競技課目実施中、常時「常歩」にて行進すべきである。クラスに応じ、競技課目「脚側行進作業」には速歩及び緩歩歩行を含む歩度変更が設定される事が認められる。席順が決定される競技会においても「オビディエンス・クラス 3」、「第 4 競技課目 (3.4)」で速歩作業実施を求める事を可能とする。
5. スチュワードが犬を伴う指導手を作業開始地点に誘導し、犬が基本姿勢に移り、スチュワードによる作業開始指示「競技課目作業開始」(「**Exercise starts**」または「**Exercise begins**」) 指示を与える事で各競技課目作業が開始される。合同作業においては各指導手が横隊にて静止し、全犬が停座姿勢に移行した後、スチュワードが作業開始を促す言葉(「**Exercise starts**」または「**Exercise begins**」)を発する事により作業が開始される。
6. 作業開始地点において指導手は犬に基本姿勢実行を命じるべきであり、その直後競技課目作業開始準備を整え終える必要がある。「クラス 1」と「クラス 2~3」を比較した場合、前者における作業開始地点において指導手が犬に基本姿勢を取らせるまでの作業開始準備に要する時間的許容範囲は後者より幾分長めに設定される事が認められる。なお、「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」において指導手は作業開始地点到達直後即座に犬に基本姿勢を取らせ、迅速に作業開始準備を整える必要がある。
7. スチュワードによる「競技課目作業終了 (**Exercise ended**)」または「ありがとうございます (**Thank you**)」発声により各競技課目作業は正式に終了する。
8. 各競技課目実施要領に明白に別途明記されない限り、仮に明白に順序だてた明記が無くとも、スチュワードは原則的に各競技課目の全作業段階において指導手に対し犬に指示を与える許可を与える。
9. 追加・重複指示を使用するか否か、使用するタイミングは指導手判断に委ねられる。
10. 当規程において紹介されているスチュワード指示は例に過ぎない。使用される指示が指導手と審査員にとって明白に理解可能であることが最も重要視される。即ち、使用指示が容易に理解可能であり、十分な発声音量が要求されるが、過剰な大音量における発声は推奨されない。

11. 作業開始地点における、作業開始前または作業中、指導手による犬に対し特定地点や方向を指示する行為は禁止されている（規程上、進行中の競技作業に関連した使用が認められる指示を除く）。前記行為実行は該当競技課目全体の「不合格」を引き起こす。

首輪（カラー）装着及びリード使用について

12. 「オビディエンス・クラス 1」において指導手は犬を紐付き状態でリング入場する事が認められる。指導手は作業中終始リードを犬の視野外にて保つか、リング外またはスチュワード用テーブルに置く必要がある。全作業終了後、リングを離れる際、指導手は必要に応じ犬に再度リードを装着することが認められる。グループ作業中のカラー装着は必須とする。競技課目実行時のカラー装着が推奨される。ダニや他害虫対策用カラーの追加装着は認められる。
13. 「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」全競技課目作業実行中、指導手はリードをリング外またはスチュワードテーブルに置く必要がある。グループ作業中のカラー装着は義務とする。その他競技課目作業実行に当たりカラー装着の判断は指導手に委ねられる。ダニや他害虫対策用カラーの追加装着は認められる。
14. 競技課目間において犬は終始指導手の近くに位置すべきである。この場合、脚側行進位置を維持する必要はないが、指導手の何れかの側面（左または右側）にて制御可能な状態下に置かれるべきである。次競技課目作業開始地点へ移動中、または何らかの理由によって課目作業開始が遅れる場合、指導手は犬に対し一旦伏臥を命じる事が認められるが、その後作業再開時に犬を伏臥姿勢（または実行中の他姿勢）より招呼した上で作業を直接開始してはならない。指導手は犬の元へと歩み寄り、犬と共に次の競技課目作業開始地点へ移動すべきである。
15. 競技課目作業実施時、指導手は常に普通の歩き方を心がけ、最短距離にて各地点へ向かうべきである。手足による趣旨が明白でない動作または解釈不可能な行動、過剰な表現、各種合図や体符と不自然な動きの実行は評価点が減点される。方向変換とターンアバウトは 90 度と 180 度で、それぞれ実施されなければならない。ターンアバウト実行後、指導手は向変換地点へ向かった道のりを沿う形で戻るべきである。

16. 指導手が犬の側面を通過する競技課目作業中、通過時の犬との間隔を約 50cm 空けるべきである。該当競技課目実施要領にて明記されていない限り、指導手は犬の左右任意の側面を通過する事が認められる。
17. 「左」または「右方向」とは（例、競技課目「方向変換を伴う持来」）指導手視点から見た方向と定義される。即ち、指導手は作業開始地点にて自らの「右側」や「左側」を見ながら犬に対し方向を指示することになる。
- なお、グループ作業においては並んでいる犬と対面状態で「左（1）」から「右（4）」と順番が付けられる。



左

右

18. 競技課目作業中、指導手は犬を撫でたり、触れたりまたはいかなる作業意欲を向上させる行為を実行してはならない。この様な行為が確認された場合、該当競技課目全体が「不合格」と見なされる。一競技課目作業終了後、犬を軽く褒める言葉を掛ける（例、「良く出来た、良く出来た」等）、数回軽く撫でる行為は認められる。
19. リング内におけるご褒美（フード等）やボール等の玩具使用は一切禁止されている。指導手によるご褒美携帯または使用が発覚した場合、「失格」が言い渡される。
20. 方向変換作業を伴う競技課目実施に当たり、指導手は作業開始地点において犬に対し方向を示す、または犬に触れる行為実行は禁止とする。前記行為は該当競技課目全体の「不格」を引き起こす。なお、作業開始地点における作業開始直前の一度の「ハンド・タッチ」は認められる。
- 「ハンド・タッチ」は短い接触に限り、犬に方向を伝える印象を与えてはならない。指導手から犬を接触するのではなく、犬の方から口吻で指導手の^{てのひら}掌を接触する行為でなければならない。

21. モチベーション向上を促す過剰な行動、熱烈な刺激、遊ぶ行為、指導手の両腕に飛び乗る、指導手両足の間を八の字を描く等の行動が見られた場合、審査員は指導手に対し警告を言い渡すと共に、
 - 「クラス 1」と「クラス 2」ではこれら行動は「作業総合印象」評価に反映させる。
 - 「クラス 3」においては「イエロー・カード」が提示される。
 - 全クラス共通して更なる同等行為実行によって「失格」が言い渡される。
22. 犬が作業実行を拒絶した場合や、作業課題を行うに当たり必要となる器量が明白に不足する場合、審査員は該当競技課目作業を中止する権限を有する。このような場合、該当課目評価は「不合格」と見なされる。

犬の機能障害、犬による咆哮及び鳴く行為

23. 犬の機能障害が見られた場合や、犬が作業中終始吠えるまたはクンクン鳴く事により作業に支障を来す場合、審査員は競技継続権を剥奪する権利がある。
24. 競技課目作業中の咆哮や鳴く行為は付与される評価点に影響を及ぼす。
25. 競技課目作業中または、競技課目間中に犬が吠えたり、クンクンと鳴いたりした場合、審査員は「第一警告」を言い渡す権利があり、
 - 「クラス 1」と「クラス 2」において当該行動を「作業総合印象」評価に反映させる。
 - 「クラス 3」においては「イエロー・カード」を提示する。上記行動が継続的に確認された場合、審査員は犬の「失格」を言い渡す。
26. (特定クラスや競技課目で使用される) 障害の高さは概ね犬のキ甲部位における体高に相当するべきである。よって、使用される障害設定高は犬の体高に応じ調整される必要がある。「オビディエンス・クラス 1」及び「クラス 2」における障害の最大設定高は 50cm、「クラス 3」においては 60cm とする。

脚側行進

27. 「脚側行進作業」は全オビディエンス・クラスにおいて「紐無し状態」で実施される。
28. 紐無し状態にある犬は率先して指導手左脚側にて肩甲骨を指導手左膝に合わせ、終始進行方向に向かった状態で指導手と平行した一線上を行進すべきである。
- 脚側行進作業中、犬が指導手に寄り掛かる、指導手と接触を図る行進を実行してはならない。指導手も犬の行進を妨げる行為や、意図的に犬と接触する行進を実行してはならない。これら行為は重度ミスと見なされる。
- 出場クラスに応じ、脚側行進作業は3つの歩度において審査される（「常歩」、「緩歩」及び「速歩」）。方向変換（右折や左折）、ターンアバウト、停止及びあらゆる全方向に向けた数歩実行が求められる。詳細に付いては各クラス脚側行進実施要領を参照。
- 指導手は通常の歩き方で行進すべきであり、競技課目規程が定める実行すべき歩度（常歩、緩歩、速歩）を明白に区別して実行しなければならない。作業中、指導手は腕や足を自然体で動かすべきであり、手足を用いた体符使用による正しい脚側行進を補助すべきではない。
- 犬は自然体で行進すべきである。犬は指導手を見る事や意欲を示すべきである。これら行為は寧ろ好ましいとされるが、実行により不自然な頭部保持や背線の流れ、または90度以下となる首と背線（せき柱）交差点角度を引き起こしてはならない。犬種によって自然な首並びに背線維持定義は相違する為、審査時に考慮される必要がある。
29. 設定されている各脚側行進作業実行時、指導手はターンアバウト（180度）実行方向を自ら決定する権利がある。「ドイツ式ターンアバウト」実行も同様に認められている。即ち、犬は指導手後方右回りでターンを実行することが認められるが、指導手との距離を詰めた形で行う必要がある。ターンアバウト実行後、指導手はターン実行地点へ向かった直線上を概ね辿る形で戻るべきである。
30. 左右への方向変換は直角（90度）に実行されるべきである。指導手は頭部または肩を回す等の体符や、手足で合図を出すことなく方向変換を実行すべきである。

31. 脚側行進作業開始や歩度変更時、他方向に向かって実施される数歩に及ぶ歩行作業、静止位置から直接右折または左折やターンアバウト実行に当たり、「脚側行進を促す一声符」使用が認められる。
32. 指導手が静止すると同時に、犬は即座に指示無で基本姿勢に移行すべきである。
33. 「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」で実施される長距離後退作業開始は基本姿勢（静止）より展開され、新たな基本姿勢（停止）にて終了すべきである。
「オビディエンス・クラス 3」、第四競技課目（姿勢変更作業）」も基本姿勢より展開され、基本姿勢にて終了すべきである。
一般規程、「脚側行進審査方法（第 63 項）」及び各クラス脚側行進実施要領を参照。

声符と視符

34. 当規程内において記されている声符は推奨声符であり、代わりに他短い、効果的な単語の使用も許容される。
35. 「脚側行進を促す声符」は全競技課目作業開始時に使用可能とし、指導手が単独で犬から離れるまたは、静止位置にて犬から他方向へ方向を変える競技課目において犬に対し「姿勢維持を促す声符（待て）」を掛ける事が認められる。なお、**行進中の姿勢**実行作業が設定されている各競技課目において「指定姿勢実行を促す一声符使用」のみ認められ、「姿勢維持を促す声符」の追加使用は認められない。
36. 使用可能な指導手指示は「声符」に限定され、全競技課目で使用される必要があり、聴覚的に明白に認識可能でなければならない。犬に対し掛けられる全声符は審査員に取って明白に聞き取れる方法で発声される必要がある。なお、過剰な音量における発声は好ましくなく、評価点が減点される可能性がある。
幾つかの競技課目において声符との視符兼用が認められるが、声符発声と同時に視符が使用される必要がある。視符使用が認められる場合、競技課規程に明記されている（第 40.項も参照）。視符使用に当たり、それらは短く、声符発声時間を超えてはならず、いかなる他ボディーランゲージ（体符）同時実行も認められない。
各招呼作業で犬の静止を促すに当たり、片手または両手の使用が認められ、各遠隔操作作業においても同様とする。なお、犬の誘導時には片手のみ使用可能とする。

37. 「ボディー・ランゲージ（体符）」とは体を動かす（必然的にステップ行動を伴う必要は無い）、胴体を捻るまたは曲げる、頭部を回す、肩を竦^{すく}める、足や手で合図を出す事を意味する。これら行動は程度と状況に応じ、評価点が減点される。
- 指導手は犬を向かわせる方向に向かって一瞬頭を向く事や、**スクエア**作業で指導手が犬に対し後方からの招呼を促す際に一瞬後方に向く事が認められる。更に「クラス3、遠隔操作による方向変換を伴うダンベル持来」作業中、犬を中央に配置されているダンベルに向かわせる際極めて短時間による頭部での小さな^{うなず}頷き動作も認められる。
38. 声符発声と同時に基本姿勢実行位置からの数歩に及ぶ歩行実行（競技規程上、指導手が静止すべき状況下において）は競技課目全体の「不合格」を引き起こす。
39. 犬が指導手側面にて基本姿勢実行中の視符使用は原則的に禁止されている。違反行為は状況や実施継続時間に応じ「2～4 評価点」が減点され、大幅な評価点減点とする。他体符が兼用された場合、評価点の減点幅は常に更に増す。
40. 方向指示が設定されているまたは軌道修正が必要となる各競技課目において、犬との距離離が空いている場合に限り、前記方向指示や軌道修正を促す声符と短い視符の同時使用が認められる。兼用が認められる競技課目または特定競技課目部分とは「コーン周回り作業」、「サークル（円）や指定範囲への誘導作業」、「ダンベル選別と持来作業の実施地点への誘導」の各場面とする。この場合、同時使用された視符は評価点の減点対象とされるべきではなく、あくまでも各種追加・重複声符や軌道修正用誘導指示を減点対象とする。

招呼及び持来競技課目

41. 招呼作業が設定されている全競技課目作業の招呼実行時に限り、「招呼を促す声符」と連動した形の犬名発声が認められる。この場合、声符と犬名は互いに独立した二つの声符に聞こえない方法で、間隔を空けずに連続発声される必要がある。なお、声符を使用せず、犬名のみ発声する事も認められる。

42. 各招呼及び持来作業実行時、犬は直接的に脚側位置に移るか、または一旦指導手対面にて正面停座に移った後、脚側位置に移る事が認められる。正面停座を実行する場合、スチュワード許可を得た上で、指導手声符にて犬は迅速に指導手との間隔を詰めた形で基本姿勢に移る必要がある。障害飛越作業においても同様とする。
43. 各招呼及び持来作業実行時、犬が直接脚側位置に移るか、一旦正面停座を実行後に脚側位置へ移動するか、どの実行方法が実行予定されているかは審査員に事前に知らされる必要がない。競技課目作業内容が的確な方法で実行された場合、実際に予定されていた実行方法とは関係なく、高評価（エクセレント）が付与される事も可能である。「クラス 3」、「第四競技課目（3.4）」の招呼作業状況にも適用される。
44. 不意なリング外投擲、犬の到達困難箇所へのダンベル投擲や投擲飛距離が不足した場合、ダンベルの再投擲が必要となる。指導手判断に基づき再投擲が実施された場合も該当するが、原則的にスチュワードがダンベルを拾い上げ指導手に渡す。なお、再投擲は「2 評価点」が減点される。再投擲が失敗した場合、競技課目作業全体が「不合格（評価点=0 点）」とみなされる。
45. 作業開始前の犬による木片またはダンベル加え上げや保持行為は禁止されている。このような行動が実行された場合、「クラス 1」における獲得可能最高評価点は 5 点、「クラス 2」並びに「クラス 3」においては競技課目全体が「不合格」と見なされる。
46. 指導手に使用するダンベルの大きさを自由に選定する権利が与えられる。「オビディエンス・クラス 1」出場指導手は持参ダンベルの使用が認められる。「オビディエンス・クラス 2」及び「3」において指導手持参ダンベルの使用を認めるか否かは開催国判断に委ねられるが、使用されるダンベルは当規程が定める条件を満たす必要がある。指導手による持参ダンベルが当規程、**第 13 項**にて定義されている設定規格に適合するか否かを審査員が確認する。

16.2 各競技課目作業の審査、採点方法

各試験課目審査基本方針の紹介

審査基本方針の一つとして、作業ミスが生じた場合「評価点」が引き下げられる事が挙げられる。ミスの種別に応じ「1 評価点」、「2 評価点」、「3 評価点」、等が減点される。即ち、評価点の減点幅はミスに応じる。

競技課目及び出場クラスを問わず、同一ミスに対し同一減点を実施される原理が採用される。その為、実施される減点は多くの場合はクラスや競技課目に関わる物ではない。

この原理で不可欠な要素は、減点はミスに対し実施される事にある。

下記行動等はミスとして解釈される：

- 犬（または指導手）が誤った行動を実行した場合
- 犬（または指導手）が指示に対し行動を実行する事を拒絶した場合
- 犬が自主的な行動を起こした場合

更に意欲不足、不承不承な態度、等もミスとして解釈される。

状況に応じ追加声符使用が必要となる場面が生じる。例えば、作業開始直後の「伏臥実行を促す声符」に対し犬が従わず、追加声符が必要となった場合、審査上は犬が伏臥を実行しなかった行動がミスと見なされる。

追加・重複声符使用が不要となる場面も存在する。例えば、指示位置にて犬が追加・重複声符を必要とすることなく、立止や伏臥姿勢を自発的に実行している場合。

新たな声符使用の必要性が生じるか否かとの状況と関係無く評価点の減点を実施されるべきである。即ち、単に新たな指示使用の必要性が生じた事より追加的な減点を実施されることはない。

一般的に犬が第一声符に対し従わなかった場合、

- 「クラス 2 及び 3」における第二声符または追加・重複声符使用は「2 評価点」減点とする。
- 「クラス 1」における減点幅は「1 評価点」とする。
- 更に場面に応じ追加・重複声符使用により「1～2 評価点」減点される場合がある。
この設定は特定競技課目に適用され、該当競技課目規程に明記されている。

注釈：「オビディエンス・クラス1」において、「招呼声符の無視による追加・重複声符使用が「2 評価点」が減点される」、「遠隔操作による姿勢変更作業における犬による初回姿勢変更指示無視は「2 評価点」が減点される」等、追加・重複声符使用に付いて例外が適用される。詳細に付いては各試験課目評価方法を参照。

ミスの種別に応じた評価点減点の実例

- 全競技課目共通して誤姿勢実行は「2 評価点」が減点される（姿勢変更及び遠隔操作姿勢変更課題が設定されている各競技課目は例外）。例えば、「複数回静止を含む招呼作業」、「円またはボックス作業」における静止作業に関連する他審査要素が完璧である限り、誤姿勢実行毎に「2 評価点」が減点される。
 - 犬の誤姿勢実行に対し指導手による姿勢修正を促す声符使用は必須としない。姿勢修正 が実行されたとしても競技課目評価点は向上しない。場面によって指導手は適時に修正行う事が可能である為、実際に修正用声符を使用する場合がある。追加・重複声符使用に対し犬が迅速に服従し、結果が完璧である限り、姿勢修正を促す声符使用は新たな評価点の減点を引き起こす要因であるべきはない。
 - 姿勢変更や遠隔操作姿勢変更作業で適用される特例に付いては各試験課目規程を参照。
 - 多くの競技課目において犬による遅い静止実行は「3 評価点」減点、または状況に応じて「不合格」を引き起こす場合がある。
 - 特に犬が遠隔誘導される競技課目（一般規程、67.項を参照）とほぼ全競技課目において犬による自主的な行動（犬による指示無し行動）は「3 評価点」が減点される。
47. 指導手が犬と共に作業開始地点において基本姿勢を取り終え、スチュワードが「作業開始」(Exercise start) と発声した時点より各競技課目作業審査が開始される。競技課目審査は、スチュワードが「作業終了」(End of exercise) または「ありがとうございます (Thank you)」と告げ終える時点で終了する。

48. 追加・重複声符、体符使用、犬による脚側位置離脱、進行方向に向かって指導手と並行でない行進位置等、理想的な作業実行方法からのいかなる逸脱も減点対象とする。

ボディーランゲージ（体符）

- 体符使用は、その重度、時間、頻度に応じ「1～5 評価点」が減点される。
 - 重度体符実行（長時間、明白且つ強制力が高く、手を使った犬の行動阻止、等）は「4～5 評価点」が減点される。
 - 手による小さい且つ明白な指示や、明白な頭部傾け等の体符実行は「2～3 評価点」が減点される。
 - 指導手による非常に短い犬に対する直視動作、ほぼ認識不可能な小さい手による指示、または軽度の肩をすくめる行為実行は「1～2 評価点」が減点される。
 - 「オビディエンス・クラス 1」における体符使用に対する対応は多少寛容であっても良いが、体符使用等を根拠とする規程違反による減点実施は必須とする。
49. 犬は嬉々とした態度にて、率先して指導手指示に従う事が重要である。
50. 作業実行速度審査に当たり、犬種特性や個体の体格構成が考慮されなければならない。理想的な作業実行法は全犬種同一ではない。犬が声符に対し迅速、且つ意欲的に反応し、犬種且つ体格構成特有な動作が見られ、作業実行速度が一定で終始作業意欲が持続する作業が見受けられる場合、評価点減点対象となる他ミスが確認されない限り、実施された作業に対し最も高い評価（点）が付与されるべきである。

「静止を促す声符」等、犬の服従性が審査される場面において、声符が発声されてから犬が静止するまでの制動距離が対象となる。犬の前進作業は声符（例、静止声符）に従える事が可能な速度で実行されるべきである。「遅い犬と比較し、速い犬に対し審査上の許容範囲が広い」とは、速度が速い犬が静止までに要する制動距離は該当競技課目規程が定める距離より長くとも良いと言う意味 **ではない**。速度が遅い犬は声符に対し即座に静止可能であると解釈すべきである。指導手による静止声符発声後の更なる数歩に及ぶ前進行動も重大ミスと見なされる。更に、「静止を促す声符発声」後に犬が前方方向に向けて滑る動作に転じた場合、数歩に及ぶ前進を実行した場合と同様に前進距離が審査対象となる。

各種声符・第二声符／追加声符使用

51. 「クラス 1」において、第二声符使用は原則「1 評価点」が減点される。第三声符使用により競技課目全体または競技課目一部の「不合格」を招く。

「クラス 1」には、上記原則が適用されない例外が 2 試験課目ある。「招呼 (1.4)」及び「遠隔操作による姿勢変更 (1.6)」には下記特則が設定されている：

- 全招呼競技課目作業、招呼場面並びに全クラスを対象に共通して第二招呼声符（追加声符）発声は「2 評価点」が減点される。
- 各クラスに設定されている全「遠隔操作による姿勢変更競技課目 (1.6、2.8、3.10)」作業時の姿勢変更を促す初回第一追加・重複声符使用は「2 評価点」が減点される。姿勢変更を対象とするその後の各追加声符使用は「1 評価点」減点とする。

「クラス 2」及び「3」において、追加／重複声符使用は「2 評価点」が減点されることが原則的なルールである。第三声符使用により競技課目全体または競技課目特定部分の「不合格」を引き起こす。

全クラス共通して、指導手が（明白に）声符を発声しない場合や、視符のみ使用した場合、「2 評価点」減点される。

注釈：追加・重複声符使用による減点は、実際はミスに対する減点と捉えられるべきである。場合によっては第一声符に対し犬が服従しなかった事がミスと見なされる。

「審査用一般規程」を参照。

「競技課目一部分」とは、例えば「競技課目作業終了時の犬の停座作業（基本姿勢）」、「遠隔操作による姿勢変更時の特定姿勢実行作業」または「クラス 2、第三競技課目 (2.3)」と「クラス 3、第四競技課目 (3.4) の特定姿勢作業実行」、と定義される。誘導や遠隔操作用指示使用が設定されている競技課目における指導手による第二指示使用は「1～2 評価点」が減点される。この規則が適用される各試験課目「クラス 1、第五競技課目 (1.5)」、「クラス 1、第六競技課目 (1.6)」及び「クラス 2、第五競技課目 (2.5)」、「クラス 2、第八競技課目 (2.8)」、並びに「クラス 3、第六競技課目 (3.6)」と「クラス 3、第十競技課目 (3.10)」の各実施要領を参照。

52. 犬を罰するいかなる行為も、指導手と犬の「失格」を引き起こす。

53. 作業中、指導手が犬に触れた場合、違反行為が実行された該当課目全体が「不合格（評価点0点）」と見なされる。場合によっては「警告」言渡しを引き起こすこともある。犬が口吻の先端で指導手の^{てのひら}「掌」を接触すると定義されている一度の「ハンド・タッチ」は、競技課目作業開始点において認められる。なお、この「ハンド・タッチ」は競技課目作業開始前にのみ実行が認められる。
54. 作業実行中や、競技課目間における犬に対する接触行為が犬を罰する行為として解釈可能である為、指導手と犬は共に「失格」となる。
55. 犬が競技課目作業開始基本姿勢（停座または伏臥）または、脚側行進位置に移る事を拒絶した場合、該当競技課目評価は「不合格（評価点=0点）」とする。
56. 犬が作業終了基本姿勢実行（停座）を拒絶した場合：
- 「オビディエンス・クラス1」における獲得可能最高評価点は「8点」とする。この場合、犬による「停座を促す第1声符無視」と、「脚側位置移行無視」の各行為に対し、各「1評価点」減点される。
 - 「クラス2」と「クラス3」の該当競技課目獲得可能最高評価点は「7点」とする。
57. 作業開始基本姿勢において落ち着きの無い左脚側停座実行態度が見られた場合、該当競技課目における獲得可能最高評価点は最大「8点」とする。
58. 指導手が歩きながら声符使用した場合、該当競技課目評価は「不合格=0点」とする。
59. 招呼及び持来作業が設定されている各競技課目において犬が正面停座実行時または、基本姿勢に移る際、指導手に対する軽度な接触が認められた場合、「1～2評価点」減点されるべきである。衝突に該当する重度接触が確認された場合、該当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」を上回るべきではない。
60. 作業実行中に単発的な咆哮またはクンクン鳴く行為が確認された場合、減点対象とする。犬が吠えた場合、該当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とすべきであり、過度なまたは継続的な咆哮が見られた場合、該当競技課目は「不合格（評価点=0）」とする。作業意欲の表れとも解釈可能な作業開始または終了時に犬によって発せられる単発的、且つ非常に短い咆哮や、短時間の継続的な咆哮が確認された場合、「最低1評価点」減点されるべきである。複数競技課目作業実行中にて継続的な咆哮実行が確認された場合、「失格」が言い渡される。クンクンと鳴く行為も審査上同等扱いとする。

61. 競技課目間における指導手によるチェーンカラーを用いた犬のいかなる制御行為も警告言渡しと共に「総合印象評価」の評価点が減点される。「オビディエンス・クラス 3」出場者に対し「イエロー・カード」が提示された後に更なる警告が必要である場合、何れは審査員による「レッド・カード」提示を引き起こす。
62. 犬によるリング内における排便・排尿行為：
- 「オビディエンス・クラス 1」競技課目実行中の排便、排尿行為は「作業総合印象」（第十競技課目）と該当競技課目全体の「不合格（評価点=0点）を引き起こす。
 - 「オビディエンス・クラス 1」における競技課目間の排便・排尿行為は、設定競技課目「作業総合印象」の「不合格（評価点=0点）を引き起こす。
 - 「オビディエンス・クラス 2」及び「オビディエンス・クラス 3」の各競技課目作業中並びに競技課目間の排便・排尿行為時には「失格」が言い渡される。

脚側行進作業

「実施要領用一般ガイドライン、第 27.～32.各項」及び各クラス専用解説文を参照。

63. 脚側行進作業を審査するに当たり、作業全体印象と同時に作業内容細部が対象となる。

脚側行進作業に対する減点はミス の頻度、度合いと強度に応じて実施される。

脚側行進作業で審査される要素：指導手と犬の動作は共に自然であるべきである。犬は絶えず率先して集中力、作業意欲と良いコンタクトが見られる態度で指導手左脚側にて方向変換、ターンアバウト、停止及び歩度変換時においても指導手との行進間隔を終始一定に保ちながら行進位置を維持すべきである。犬はストレスを感じる事無く、そして指導手による圧力を受ける事無く行進位置を容易に維持すべきであり、脚側行進作業中に頻繁に正しい行進位置を探している印象を与えてはならない。

指導手は普通な歩行を心掛けるべきであり、当競技課目規程が求める全歩度（常歩、緩歩、速歩）を明白に実行すべきである。指導手と犬の行進速度が遅い場合や、各歩度が明確に区別されずに実行された場合、減点幅は「2～3 評価点」とすべきである。

遅い停座実行速度や躊躇が見られる停座実行、指導手が停止した際の停座未実行や、いかなる作業段階における停座を促す追加・重複指示実行はミスとみなされる。脚側行進作業や他脚側位置維持作業中の行進方向から外れた行進態度（平行でない、カニ歩き、被る）は、ミスの重度と頻度に応じ「1～3 評価点」が減点されるべきである。方向変換や停止実行直前の減速、実行中や直後の指導手による一旦停止行為も評価点が減点される。

犬が指導手との距離を詰め過ぎた状態で行進した場合や指導手進路を邪魔または妨げる場合、犬が頻繁に指導手と接触または**寄り掛かかりながら行進を実行**した場合（**逆も同様**）、遅れまたは**指導手側面から開き過ぎた行進**を実行した場合、「2～5 評価点」減点すべきである。これらは**重大ミス**と見なされる。

接触や寄り掛かり行動や重度接触が継続的または高い頻繁で確認された場合や、指導手と犬の間隔が狭すぎる場合、「不合格（評価点=0点）」と見なされる事もある。

犬が指導手から離脱した場合や、競技課目作業大半部分に渡り指導手から **50cm** 以上間隔を空けて作業を行った場合（指導手後方における行進や、側面間隔が空きすぎる行進）、競技課目全体評価が「不合格（評価点=0点）」と見なされる事もある。

「自然体で行進する」とは他定義要素以外にも首線と背線が自然体で維持される事を意味する。犬による指導手を見るまたは**意欲を示す**べきである。しかし、これら行動により不自然な頭部保持や、首と背線交差地点角度（**90度以下**）と言った大げさな行動表現に結び付いてはならない。犬による不自然な、側面方向へ向く、誇張した頭部保持も**重度ミス**と見なされる。

犬種によって自然な頭部保持（角度）は相違する可能性がある事を考慮すべきである。犬の自然体での歩容動作におけるミスは**重大減点（2～5点）**を引き起こすべきである。他ミスの減点と合算した際、競技課目の「不合格」を引き起こす場合もある。

脚側行進作業の「不合格（評価点=0点）」を引き起こす要因

- 犬が指導手から **50cm** 以上離脱する、または作業大半を指導手から **50cm** 以上後方で行進する行動は該当競技課目の「不合格（評価点=0点）」を引き起こす。
- 作業中頻繁に鳴くまたは咆哮する犬の作業は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。

- 頻繁に追加声符を必要とする犬の作業は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。
- 作業大半の歩行速度が極端に遅い、または足取りが重い出場ペアの作業は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。

犬による声符発声を予測した行動、課題の早期開始と自主的な判断に基づく課題実行

64. 競技課目開始時、声符に対し犬が過剰な反応を示した場合（例えば離脱を伴わない不正確な脚側位置の維持、立止姿勢への変更等により基本姿勢や脚側位置を正確に維持しない場合）、該当競技課目の獲得可能評価点は最大「8点」とする。
65. 「オビディエンス・クラス 1」の犬が指導手より送り出される競技課目において作業が正式に開始された後、指導手による声符発声前に犬が自主的に作業を開始した場合（例えば、スチュワード指示にて）、指導手は犬を一回呼び寄せる事が認められる。犬が呼び寄せに応じ、その後作業が実行された場合、該当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。なお、犬が呼び寄せに応じず、作業を継続実行した場合、該当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。
66. 「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」において指導手による作業開始声符が発声される前に犬が自主的に作業を開始した場合（例えばスチュワード指示にて作業を開始し、指導手を離れた場合）、呼び寄せは認められず、該当競技課目全体が「不合格（評価点=0点）」と見なされる。
67. 競技課目作業中に犬が自主的な行動に出た場合（例えば一旦停止時に指示無し停座または伏臥を実行する）、原則的に「3評価点」減点される。
- 犬が円またはボックスやダンベルまたはコーン群・バレルに向かう途中地点にて自主的に静止し、作業開始に新たな指示が必要となった場合、「3評価点」減点とする。
 - ボックス内で犬が自主的に静止し、作業継続に新たな指導手指示を必要としなかったとしても「3評価点」減点とする。
 - ボックス内にて伏臥を促す声符が指導手によって発声される事なく、犬が自主的に伏臥姿勢を実行（直接的な伏臥実行を予定）した場合「3評価点」減点とする。

犬によるリング退場または指導手からの離脱行為

犬によるリング外離脱行為

68. 「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」において犬が作業中または競技課目間にて制御不能な状態に陥るまたはリングを離れた場合、「失格」が言い渡される。
69. 「オビディエンス・クラス 1」で犬が作業中または競技課目間において制御不能な状態に陥るまたはリングを離れた場合、指導手は犬を二回まで呼び寄せることが認められる。犬が呼び寄せに応じた場合、作業継続が認められるが、「作業総合印象」評価の獲得可能最高評価点は「5点」とする。なお、該当競技課目全体は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。その後、犬が再度リング離脱した場合、「失格」が言い渡される。
70. グループ作業（合同作業）：
- 指導手が視野外にて待機するグループ作業中に犬がリング離脱し、明白に指導手制御下にある事が前提であり、直接リング外にて待機する指導手元へと進む限り（オビディエンス・クラス 2 及び 3）、「失格」が言い渡されない。なお、この場合競技課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。更に「クラス 2」出場犬の競技課目「作業総合印象」の評価点は明白に減点され、（最高付与可能評価点は「5点」）、クラス 3 出場犬には「イエロー・カード」が提示される。
 - リング内にて指導手が待機する「オビディエンス・クラス 1」における犬のリング外離脱は他競技課目同様、「作業総合印象」の獲得可能最高評価点は「5点」とする。

リング外離脱を伴わない指導手からの離脱

71. 「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」出場犬が作業中または競技課目間において
- て指導手からリング外に出る事無く離脱する事により作業が中断され、制御不可能となった場合、指導手は立ち位置を変える事無く犬を一回呼び寄せる事が認められる。犬が呼び寄せに応じ指導手の元へ戻った場合、離脱が実行された該当競技課目は採点上「不合格（評価点=0点）」と見なされるが、指導手と犬は続く競技課目作業を継続することが認められる。

「オビディエンス・クラス 2」においては競技課目「作業総合印象」の評価点の大幅な減点に繋がり、「作業総合印象」の獲得可能最高評価点は「5点」とすべきである。「クラス 3」においては警告を引き起こし、審査員は「イエロー・カード」を提示する。「オビディエンス・クラス 2」及び「クラス 3」において犬が呼び寄せ声符に対し指導手元へ戻らなかった場合や、指導手から再離脱した場合、「失格」が言い渡される。「オビディエンス・クラス 3」において審査員は「レッド・カード」を提示する。

72. 「オビディエンス・クラス 1」において出場犬が作業中または競技課目間に指導手から離脱し、制御不能となった場合、指導手は立ち位置を変える事無く犬を二回呼び寄せることが認められる。犬が呼び寄せに応じた場合、作業継続が認められるが、離脱行為は「作業総合印象評価」に影響を及ぼすと共に大きく減点され、獲得可能最高評価点は「7点」とする。なお、該当競技課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。その後、犬が指導手から再離脱した場合、「失格」が言い渡される。

持来競技課目

73. 犬によるダンベルや木片を落とす行為

犬がダンベルまたは木片を落とし、自発的に啜え上げた場合、該当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。落とされた物品の啜え上げを促す新たな「持来を促す声符」発声が必要となった場合、該当競技課目の獲得可能最高評価点「5点」とする。犬が指導手側面にて物品を落とし、指導手が静止位置を変える事無く物品を拾い上げ、犬が正確な作業終了基本姿勢に移る限り、獲得可能最高評価点「5点」とする。「引き渡しを促す声符」発声後、指導手不注意により物品が落とされた場合、該当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

74. ダンベルや選別作業用木片に対する噛み返し行為

ダンベルや木片に対する噛み返し行為は重度ミスと見なされ、「2～3 評価点」が減点される。重度噛み返し行為が確認された場合、該当競技課目の取得可能最高評価点は「5 点」を超えるべきではない。許容を越えた噛み返し行為またはダンベルや木片の破壊を引き起こす噛み返し行為が確認された場合、該当競技課目は「不合格（評価点 = 0 点）」と見なされる。なお、物品保持向上の為、ダンベルや木片を一度啜え直す行為は減点されるべきではない。

「ダンベル引き渡しを促す声符」発声に対し犬がダンベルを強く保持しながら引き渡しを拒絶した場合、重度ミスと見なされ、度合いに応じ評価点が減点される。

作業総合印象

75. 「オビディエンス・クラス 1」及び「オビディエンス・クラス 2」の各クラス競技課目実施が複数リングにて、審査員 2 名以上によって審査され、即ち、審査員 1 名が特定数の競技課目を担当し、もう一名が残る競技課目を審査担当する場合、各審査員は犬の作業に関する総合評価を独自に与え、各審査員が下した評価の平均値が最終的な「総合印象」の総合評価として算出される。

なお、審査ガイドラインに基づき特定ミス実行に関連付けて「総合印象」の最大評価点が「7 点」または「5 点」と限定される場合や、犬の総合評価点が「0 点」に相当する場合、仮に各審査員がより高い評価を下したとしても「作業総合印象」の評価点は前記各評価点を上回る事は認められない。他審査員がより低い評価点を与えた場合、前記特定規則に基づく評価点より低い総合印象評価点が言い渡されることも可能とする。

第6章 各クラス競技課目実施・審査用一般規程及びガイドライン

FCI オビディエンス・クラス 1

第一競技課目 「1分間の合同停座（指導手は視野内）」

係数 3

使用声符 「停座」、「姿勢維持」

実施要領

グループは最低 3 頭、最大 6 頭から構成される。指導手は紐付き状態にある犬を伴いリング入場し、作業開始地点で実行する基本姿勢にて犬のリードを取り外す。リードは犬の視野外に置かれる。

グループ内全指導手が互いに約 3m 間隔を空け並列した状態で、リードが取り外された各自指導する犬と共に基本姿勢を取り終えた時点でスチュワードによる「Exercise starts-leave your dogs（作業開始・犬から離れて）」発声により当競技課目作業が開始される。全指導手が指導する犬の元へ戻り、スチュワードが「Exercise ended（作業終了）」と発声した時点で当競技課目作業が終了する。

各指導手は並列した状態にて同時に犬を後にし、リング側面に向かって約 15m 離れた地点まで進み、犬の方へ向き直った後に静止する。1分経過後、スチュワード指示にて全指導手は一斉に各犬の元へと戻り、犬と約 50cm 間隔を空けながらそのまま犬を通過し、犬の後方約 3m 地点にて静止する。その後、犬の側面へと戻るよう指示される。1分間の時間測定は、全指導手が犬から 15m 離れた地点に到達し、犬の方へ向き返った時点より測定される。

評価方法

2 声符使用により作業開始基本姿勢を含む停座姿勢を実行しない犬（一般規程、「第 5 章、55.項」を参照）、停座から立止や伏臥へ姿勢変更する犬、1 犬身以上停座位置から離脱する犬の当競技課目獲得評価点数は「不合格（評価点=0 点）」とする。1 分間の合同作業が終了した後、犬が伏臥または立止へと姿勢変更を行った場合、そしてその段階で既に指導手に対し犬の元へと戻る様指示が出されていれば、当試験課目の獲得可能最高評価点は「6 点」とする。

いかなる犬による動作も減点対象とする。犬による一方向に偏った重心を他方向に移動する重心移動動作や、片足からもう一方の足への体重移動行動も減点対象とする。犬は頭部保持位置を変更し、周囲を見渡すことが認められる。リング内外における誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、精神的な不安定さや、萎縮した印象を与えてはならない。

犬が一度数回に渡り吠えた場合、「1～2 評価」減点され、数回に渡り吠え続ければ更に減点される。作業中ほぼ終始吠え続けた場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。鳴く行為に付いても同様の扱いとする。

犬が立ち上がり、他犬に至近距離まで接近する事が重大な作業妨害に相当する恐れがある場合や、他犬との格闘が生じる恐れがある場合、作業中は一旦中断され、その後作業妨害を引き起こした犬以外の全犬による該当競技課目作業が再開される。**作業妨害を引き起こした犬は失格とする。**

第二競技課目 「紐無し脚側行進」

係数 4

使用声符 「脚側位置維持」

実施要領

注釈：一般規程において実施要領及び審査方法の詳細が定義されている。「第5章、一般ガイドライン、「脚側行進実施要領」（第27～32各項）」を参照。

「オビディエンス・クラス1」における脚側行進は常歩にて審査され、左折、右折、ターンアバウトや停止作業を伴う。速歩行進作業も試されるが、この場合右屈折のみ設定されるべきである。常歩と速歩は明白な実行速度の違いが確認可能でなければならない。指導手が2歩または3歩前進または後退する作業時における犬の態度も試される必要がある。競技会の全出場犬は同一脚側行進実施要領に則って作業を実施すべきである。

作業時間設定案： 約 1 分間。犬種または指導手によって同一行進図または同一距離を行進するに当たり所要時間が前後する事を考慮すべきである。

評価方法

注釈 一般規程において脚側行進作業の実施要領及び審査方法の詳細が定義されている。

「第5章 審査用一般ガイドライン、「脚側行進」(第63項)」を参照。明記されている詳細以外にクラスに応じた審査が行われる事が求められる。

作業大半を指導手前後 50cm 以上離れた位置にて行進する犬の当競技課目評価は「不合格(評価点=0点)」とする。指導手と犬の行進速度が(常歩または速歩にて)遅い場合、当競技課目作業は「2~4 評価点」減点されるべきである。犬による大幅な遅れは重大ミスとみなされ、「2~5 評価点」減点されるべきである。

指導手とのコンタクト不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の行進(並行でない、カニ歩き)は「1~3 評価点」減点されるべきである。指導手による方向変換実行中及び方向変換前後の減速や静止行為は評価点が減点される。

脚側行進における犬(と指導手)の動作は自然体でなければならない。犬による不自然な脚側行進位置や、誇張した表現は重大ミスと見なされる。指導手に付いても同様の扱いとする。これらミスは競技課目全体の「不合格」を引き起こす場合もある。

犬が指導手に対し間隔を詰めた状態での行進や犬が指導手進路を明白に妨害する行進、進行中頻繁に指導手と接触または寄り掛った状態で行進する場合、評価点が減点されるべきである。

第三競技課目

「行進中の指定姿勢実行(立止または停座または伏臥)」

係数 3

使用声符 「脚側位置維持」、「立止」または「停座」または「伏臥」、「停座」

競技課目の解説

3 姿勢(立止、停座または伏臥)の内、犬が移行すべき姿勢は審査員によって事前に決断されている。実行されるべき姿勢は競技会(クラス審査)開始前に審査員またはスチュワードによって全出場指導手に周知し終えているべきである。「オビディエンス・クラス 1」において全競技出場犬は同一姿勢を実行すべきである。

実施要領

全競技課目課題作業はスチュワード指示にて実行される必要がある。犬を伴った指導手は作業開始地点を「常歩」にて直線上に離れ、約 10m 進んだ地点にて指導手は静止する事無く犬対し「立止」、「停座」または「伏臥」実行を命じ、発声された声符に対し犬は即座に正しい「指示姿勢」を実行しなければならない。追加・重複声符使用は認められない。使用された場合、当競技課目作業は「不合格（評価点=0点）」とする。

指導手はそのまま約 10m 前進し続け、マーカーまたはコーンによって印された地点にて犬の方向に向き直り、静止する。約 3 秒後、スチュワード指示にて指導手は犬から離れた行進コースと並行した形で犬の方向に向かって進み出し、犬の右側を約 50cm 空ける形で通過する。指導手は犬の後方約 1～2m 地点においてターンアバウトを実行し、犬の側面に到達次第、声符発声により犬の基本姿勢実行を促す。

評価方法

注釈 「指定姿勢実行競技課目」における姿勢誤実行は、他競技課目と比較し、より厳しい減点がなされる。

- 犬が下記何れかの行動を実行した場合、当競技課目は「不合格」扱いとする：
- 誤姿勢にて静止した場合（下記例外を参照）
- 指導手が向き直る前に一旦正しく実行した姿勢を変更した場合（下記例外を参照）
- 声符発声以前に静止した場合
- 姿勢実行を促す追加・重複声符が使用された場合
- 指定姿勢実行を促す声符を発する直前または同時に指導手が静止した場合

しかし、犬が声符に対し俊敏に反応し、誤姿勢にて静止した場合、その他作業内容が完璧である場合に限り、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。

犬が声符に対し俊敏に反応し、即座に一旦正しく実行した姿勢を指導手が向き直る前に変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。この場合、その他作業内容が完璧である必要があり、犬が静止地点から移動する事無く姿勢変更のみ実行した事が前提となる。

合格評価点獲得には、犬は声符発声後に1犬身以上の距離を動くべきではない。

犬が自主的に指導手元へ進むまたは、指導手が犬を通過した際に犬が指導手の脚側に着き、指定姿勢実行地点より離脱した距離が1犬身以上に値する場合、当競技課目評価は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。また、指定姿勢実行地点より離脱した距離が1犬身に値する場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「5点」とする。

犬が一旦正しく実行した姿勢を、指導手がコーンまたはマーカー設定地点において向き直った後に変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

指導手が声符発声以前に歩度変更を行った場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。指定姿勢を促す声符と視符や体符の兼用は、それらの強弱と長さに応じ、重大減点を引き越す。評価点減点幅は「1～5点」とすべきである（一般ガイドライン、48.項を参照）。

当競技課目審査に当たり、脚側行進実行方法にも注意が払われる必要がある。作業内容が良くない脚側行進作業に対する評価点減点幅は「1～2点」とすべきである。行進や静止速度が遅い場合、進行方向から反れた静止実行はミスと見なされ、評価点減点幅は「1～4点」とされるべきである。指導手が誤った側面にて犬を通過した場合、1点減点とすべきである。

第四競技課目 「招呼」

係数 4

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「招呼」、「脚側位置維持」

実施要領

全競技課目課題作業はスチュワード指示にて実行される必要がある。

スチュワード指示にて指導手は犬に対し伏臥を命じ、スチュワード許可にて指示された作業開始地点より約20～25m離れた地点に向かって進み、指定地点において向き直り、静止する。続くスチュワード指示にて犬を招呼する。この場合、声符と犬名の連続発声は認められるが、二つの独立した単語に聞こえない様、注意が払われる必要がある。

評価方法

犬は招呼声符に対し意欲的な反応を示すことが重要である。招呼実行時、最低「軽快なトロット（軽速足）」に相当する適切な速度による作業実行と、終始一貫した速度維持が要求される。作業意欲が見られない招呼作業は重大ミスと見なされる。作業実行速度審査に当たり、犬種特性や個体の体格構成が考慮される必要がある。

指導手による招呼声符発声以前に犬が姿勢を立止や停座へ移行した場合や、静止位置より1犬身以内の離脱が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。招呼声符発声以前に犬が1犬身以上の距離を静止位置から離脱した場合、当競技課目評価は「不合格（評価点=0点）」とする。

「招呼を促す声符」が2声符以上必要となる場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。第三声符使用にて当競技課目評価は「不合格（評価点=0点）」とする。

第五競技課目 「指定範囲（スクエア）への送り出し及び伏臥」 係数 4

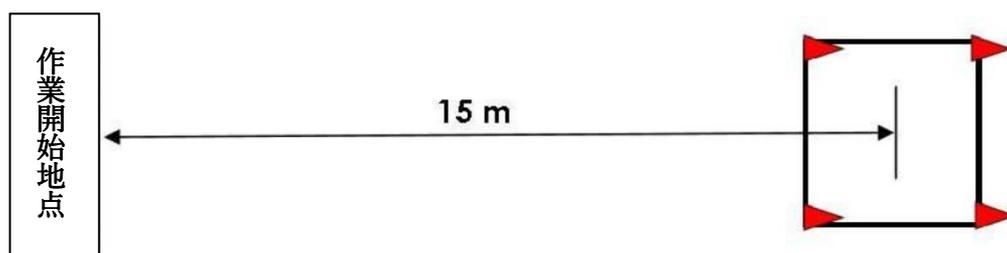
使用声符 「前進」、「立止」、「伏臥」、「停座」

指導手と犬との距離が空いている場合に限り、声符と視符兼用が認められる（立止及び伏臥指示時も同様とする）。犬をスクエアに誘導するに当たり片手使用のみ認められる。「立止」または「伏臥姿勢実行」を促す声符使用時の片手または両手の兼用が認められる。

競技課目の解説

作業開始地点より約15m離れた地点において約3m四方の指定範囲（スクエア／ボックス）が設定されている。作業開始地点からスクエア中心地点までの距離は15mとする。指定範囲（スクエア）規模は3m四方、指定範囲中央地点より作業開始地点までの距離は約15mと設定される。スクエアの四隅は高さ約10～15cmのコーンによって印され、各コーン外面は明白に目視可能なマーキング線によって結ばれる必要がある（例：テープ、石灰線やバンド、等）。指定範囲外部仕切り線より隣接したリング仕切り線までの距離は最低約3～5m離す必要がある。

「オビディエンス・クラス1」、「第五競技課目（1.5）」用リング設定図を参照。



図「クラス1、第五競技課目（1.5）」スクエア設定詳細情報は「第7章、付録5」を参照。

実施要領

作業開始前に指導手は犬に対し指定範囲内（スクエア／ボックス）にて「一旦立止を命じた後、伏臥を命じる」または、「直接伏臥を命じる」を審査員に告げる必要がある。立止、伏臥及び軌道修正を促す声符以外、他声符はスチュワード指示にて使用されなければならない。

犬は指導手指示に従う必要がある。即ち、スクエア内にて「立止を促す声符」が使用された場合、犬は立止姿勢に移行すべきであり、直接伏臥姿勢が指示された場合は即座に伏臥姿勢に移行すべきである。

犬による自主的な行動は評価点の減点対象とする。即ち、スクエア内における立止と／または伏臥姿勢を促す声符使用を必須とする。

スチュワード指示にて指導手は犬を作業開始地点より指定範囲（スクエア）に対し送り出す。犬は直線上を進みながら指定範囲へと進み、進路上にある前面から指定範囲へ進入すべきである。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し「一旦立止実行後、伏臥」を命じるか、または「直接伏臥実行」を命じる。伏臥実行前に一旦立止姿勢の実行が求められた場合、伏臥実行を命じる声符が発声されるまで「立止姿勢」は明白且つ、安定して継続実行（～3秒間）されなければならない。「立止と伏臥」と／または「伏臥を促す声符」はスチュワード指示無しで指導手によって発せられるべきである。

スチュワード指示にて指導手は犬の右側面へと進み、続くスチュワード指示にて犬に基本姿勢実行を促す。

当競技課目作業実行中、追加声符使用による評価点の減点を防ぐため、指導手は合計最大4声符を超えて使用してはならない。4声符には指定範囲内における犬の立止を促す声符が含まれる。他選択肢としてスクエア内において犬を直接「伏臥」を命じる場合、使用声符数は最大3声符となる。作業中、犬の軌道修正を行う必要が生じた場合、声符との視符兼用が認められる。

犬が指導手から離れた状況にある場合に限り、声符と視符の兼用が認められる。

評価方法

指導手による方向誘導指示と声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びに最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。

犬に方向を示す行為（例えばスクエアの位置）、作業開始地点における犬に対する接触行為（作業開始前であったとしても）は当競技課目の「不合格」を引き起こす。作業開始前の犬による指導手に対する接触を意味する「ハンド・タッチ」は認められるが、指導手による犬の接触は認められず、決して範囲や方向に対する意識付け行為が行われている印象を与えてはならない（第5章、一般ガイドライン、第20及び53項を参照）。

指導手が声符発声と同時に立ち位置をいかなる方向へと変更した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。過剰な動作（体符、ボディーランゲージ）が確認された場合、獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

犬の誘導や軌道修正が行われる場合に限り、視符使用が認められる。犬が指導手側面にいる時に視符が使用された場合、「2評価点」が減点される。

犬の作業実行速度が遅いまたは極度に遅い場合、獲得可能最高評価点数は「7～8点」とする。

犬が自主的に作業を実行した場合、減点を実施される。犬がボックスに向かう途中自主的に静止した場合や、ボックス内にて無声符使用で静止した場合、「3評価点」減点とする。

犬がスクエア外にて停座または伏臥姿勢を実行した場合、指導手による再誘導行為は認められず、当競技課目評価は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。

指導手が**5声符**（スクエア内の立止を促す声符を含む）、または**4声符**（直接伏臥実行時）使用した場合、評価点の減点に繋がる。

追加誘導・軌道修正声符使用が引き起こす評価減点幅は、それらの強さや犬の声符に従う意思に応じて変動するが、1声符当たり、「1～2評価点」が減点される。

指定範囲（スクエア／ボックス）

犬がスクエアを何れかの側面や後面から進入した場合、「0.5～1評価点」減点される。

合格評価点獲得には犬の胴体部分全体がスクエア内に収まる必要があるが、尾に関しては例外とする。

「立止を促す声符」にて犬がスクエア外隣接地点や境界地点にて静止し、スクエア進入を促す再誘導声符が必要となった場合、「伏臥を命じる声符」が発せられる前に新たな「立止を促す声符」が使用される必要がある。または、再誘導声符と新たな「立止を促す声符」が掛けられた後に直接「伏臥を促す声符」が使用されなければならない。犬の反応が迅速で各姿勢が明白に実行される限り、前者、後者共に「2 評価点」減点とする。

犬が指定範囲内（スクエア）にて声符に従い誤姿勢を実行した場合、「2 評価点」減点とする。立止姿勢が明白に実行されない、維持されないまたは実行時間が不足した場合、「1～2 評価点」が減点される。

犬による自主的な作業実行により誤姿勢が実行された場合、「3 評価点」が減点される。

競技課目作業終了前に犬が指定範囲より離脱した場合や、スクエア内にて伏臥姿勢を実行しなかった場合、当競技課目作業は「不合格（評価点=0点）」とする。指定範囲内において犬の^{ほふく}匍匐行動や周辺を嗅ぐ行為が見受けられた場合、減点幅は「1～3 評価点」とするべきである。指導手が犬の元へ到達する前または犬の側面に到達した段階で犬が姿勢変更を行った場合、減点幅は「2～3 評価点」であるべきである。指導手が姿勢変更を促す声符を発する前に犬が自主的に姿勢を停座または立止へ変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。

「オビディエンス・クラス 1」における立止または伏臥を促す追加・重複声符使用は「1 評価点」が減点される。前記、立止または伏臥姿勢を促すに当たり、いずれかの声符を 3 回使用した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。

第六競技課目 「遠隔操作による 4 姿勢変更」（停座／伏臥） 係数 4

使用声符 「伏臥」、「（姿勢維持）」、「停座」、「伏臥」、「停座」、伏臥」、「停座」

「姿勢変更を促す声符」との視符兼用が認められる。視符使用に当たり、片手または両手の兼用が認められる。

競技課目の解説

互いに約 1m 離れた地点に配置されている 2 つのマーカース間に作業開始地点が設定されている。2 つのマーカースを結ぶ想像上の線が境界線を形成する。指導手指示に従い犬は静止位置を変更する事無く、姿勢を合計 4 回変更すべきである（停座⇒伏臥⇒停座⇒伏臥）。

スチュワードは指導手に対し略図または電光表示板を用いて次の実行姿勢と実行タイミングを示す。この場合、スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約 3～5m 離れた地点にて姿勢実行表示を行うべきである。スチュワードは犬によって実行されるべき姿勢を表示するに当たり、犬が目視不可能な場所に立つべきであり、姿勢表示を約 3 秒毎に変更すべきである。

実施要領

指示に従い、指導手は接面を形成する想像上の線（境界線）の手前にある作業開始地点において犬に対し伏臥姿勢への移行を促す。

指導手は指示された、犬の前方約 5m 離れた地点へと進み、犬の方へ向き直る。犬は合計 4 回姿勢変更を行うべきであり、実行順序は常に「停座⇒伏臥⇒停座⇒伏臥」とする。よって、姿勢変更を促す最終声符は「伏臥を促す声符」であるべきである。スチュワードは約 3 秒毎に犬が実行すべき姿勢が書かれている表示板を変更する。

指導手による声符使用は必須とする。指導手が犬から離れた地点にいる場合に限り、声符発声時に視符を使用する事が認められるが、これら視符は短く、声符発声と同時に使用される必要がある。最終声符となる「伏臥を促す声符」発声後、指導手は犬の元へと戻り、スチュワード指示にて犬に対し基本姿勢実行を促す（脚側停座を促す声符を使用）。

評価方法

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持、並びに姿勢変更時における実行位置変更の有無に重点を置く審査が要求される。

犬が作業開始地点をいずれかの方向へ向かって合計1犬身以上移動した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。犬による離脱距離が1犬身以内の場合、獲得可能最高評価点は「6点」とする。離脱距離測定に当たり、犬がいずれかの方向へ実行した離脱距離（前進、後退、側面離脱実行距離）が合算される。

4 姿勢の内、犬が1姿勢を誤実行した場合や、1姿勢実行に当たり3声符を必要とした場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。2姿勢誤実行の場合、獲得可能最高評価点は「5点」とすべきである。

姿勢変更実行に当たり犬が2声符必要とした場合、獲得可能最高評価点は「8点」とする。犬による姿勢実行を促す第2声符無視は採点上、姿勢未実行に相当する。即ち、姿勢実行を促す初回追加・重複声符使用は「2評価点」が減点され、続く姿勢変更実行に追加・重複声符が使用された場合、「1評価点」減点とする。

与えられた時間内にて姿勢変更を促す第3声符使用が認められるが、該当姿勢は審査上未実行扱いとなる上、続く姿勢実行が可能でなければならない。

過剰な発声や、強調したまたは長時間に及ぶ視符使用は評価点減点を招く（一般規程を参照）。

指導手が犬元へ辿り着くまでに犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「最大8点」とすべきである。

脚側行進より基本姿勢、または当競技課目終盤の伏臥姿勢から基本姿勢を促すに当たり追加・重複声符が使用された場合、一般規程該当規則に基づき、「オビディエンス・クラス1」においては「1評価点」が減点される。

第七競技課目 「障害飛越を伴うダンベル持来」

係数 4

使用声符 「飛越」、「持来」、「引き渡し」、「脚側位置維持」

指導手が持参する木製ダンベル使用が認められるが、主催者は適正なダンベルを競技リングに事前準備すべきである。

実施要領

指導手と犬は、指導手が選定した障害より約2～4m離れた地点にて共に基本姿勢にて待機する。障害設定高は概ね犬のキ甲高に比例すべきであるが、最大設定高は50cmとする。スチュワードより木製ダンベルを受け取った指導手は、ダンベルが障害上空を通過するように障害の反対側に投擲する。その後、指導手は犬による障害の往路飛越、持来と復路飛越実行を促す。「持来を促す声符」は犬が往路飛越を開始するまでに発せられる必要がある。指導手が持参するダンベルの使用は認められるが、使用ダンベルが木製であり、当規程にて定義されている物に類似するか作業開始前に審査員によって確認されるべきである。「持来を促す声符」以外の全声符はスチュワード指示にて使用される必要がある。

評価方法

犬が意欲的に作業を行っている限り、ダンベルを短時間探す行動に転じたとしても減点対象とすべきではない。飛越実行時に犬の障害とのいかなる軽度接触が確認された場合や飛越バーが落下した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。足掛け行為等の重度接触は当競技課目の「不合格（評価点=0点）」を引き起こす。

犬が往路または復路飛越のみ実行し、ダンベルを持来した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。往復飛越やダンベル持来未実行は、当競技課目の「不合格（評価点=0点）」を引き起こす。更に飛越時の重度接触により障害が倒れた場合も「不合格」とする。犬が声符使用を予測し作業を早期開始した場合、「2～3評価点」減点されるべきである。持来または飛越を促す追加または重複声符使用は「1評価点」が減点される。ダンベル投擲時に犬が維持姿勢から離脱した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。

ダンベルを落とす行為やダンベルに対する噛み返し行為に対する評価は「第5章、審査ガイドライン」を参照。

第八競技課目 「コーン群またはバレル回りを伴う単独往復走行」 係数 4

使用声符 「コーン群回り」、「脚側位置維持」

犬の軌道修正が必要な場合に限り、声符との視符兼用が認められる。

当競技課目の解説

作業開始地点より約 10m 離れた地点にコーン群（3～6 個）または樽が配置されている。当競技課目設定レイアウトは下記図の通りとする。「コーン群配置例」については「当規程第 7 章、付録 4」を参照。

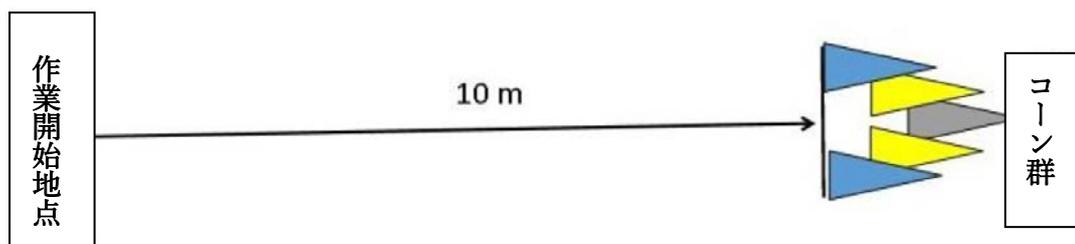
「オビディエンス・クラス 1」における配置される各コーン間の間隔は大きく取られるべきではない。間隔があり過ぎる場合、犬がコーン間を通過する事を誘発する恐れがある。

犬はコーン群またはバレル配置作業を見るべきでないため、指導手が作業開始地点にて静止する以前に配置が完了している必要がある。

実施要領

作業開始地点において指導手は脚側停座姿勢にある犬と共にコーン群またはバレルに向かった状態で待機する。スチュワードが競技課目作業開始を告げ、続く指示にて指導手は犬のコーン群／バレル回り作業を実施させる為犬を送り出す。

コーン回り作業の実施経路は時計回り、反時計回りのいずれも認められる。犬はコーン群／バレル半周走行を終え、指導手元に戻るまで指導手に集中し、またはコーン群と指導手間を繋ぐ直線を意識しながら進むべきであり、その後基本姿勢に移行すべきである。推奨される犬の経路については「第 7 章、付録 4」を参照。コーン群／バレル回り実行に当たり、間隔を詰め過ぎない作業実行が理想とされる。犬種／個体の体格構成に応じ、中型犬種の場合は最大約 0.5m まで、大型犬種は最大 1m まで間隔を空けることが適当とされる。



図「クラス 1、第八競技課目」、「第 7 章、付録 4（コーン群配置パターン例）」を参照。

評価方法

犬の声符に従う意欲、作業実行速度並びに明白且つ適切な距離を空けたコーン群回りと、往復最短距離選定実行の有無に審査上重点が置かれるべきである。作業実行に当たり適切な対称性と指導手の元へ戻る際の指導手正面に対する中央線上のアプローチも重視されるべきである。コーン群回り作業の実行経路は「時計回り」と「反時計回り」のいずれも認められる。

少なくとも「活発なトロット（軽速足）」に相当する適切な速度における作業実行と、終始一貫した速度維持が要求される。作業速度が遅い、または作業意欲が見られない場合、「1～5 評価点」が減点される。作業実行速度とコーン群回り作業実行時のコーン群との間隔取り審査に当たり、犬種特性や体格構成が考慮される必要がある。

犬がコーン群／バレルに到達する前に静止または指導手の方向へと方向変換を行った場合、指導手はコーン群／バレル回りを実行させる為の軌道修正を行う必要がある。軌道修正を促す 1 声符で犬がコーン群／バレル回り作業を実行した場合の減点数は「3 評価点」とする（よって、この場合他作業課題や審査要素が完璧であったに限り、当競技課目評価点は「7 点」とする）。犬がコーン群／バレル配置位置に到達したにもかかわらず、外周する事無く指導手に向かって方向転換を実行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「5 点」とする。対処法としては、犬の軌道修正を行い、コーン群／バレル回り作業を成功させる事により減点を「3 評価点」に抑える方法がある。

作業中に招呼声符が使用された場合や、犬がコーン群／バレル回り作業を二周実行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8 点」とする。

当競技課目作業が「不合格（評価点=0 点）」と見なされる事例

- 最も遠くに配置されているコーンまたはバレルから最低 1.5m～2m 離れた地点に到達する前に方向変換を実行した場合
- 「コーン群／バレル回り作業を促す」第 3 声符が使用された場合
- 「招呼を促す」第 2 声符が使用された場合

犬の軌道修正が必要となった場合、修正を促す声符との兼用が認められる。作業実行速度の審査に当たり、犬種特性と個体の体格構成が考慮されなければならない。

犬によるコーン群／バレルとの通過経路が過度に密接に選定されている場合、コース取りに適切な直接性且つ対称性が見られない場合や蛇行が見られる場合、度合いに応じ「0.5～2 評価点」減点されるべきである。

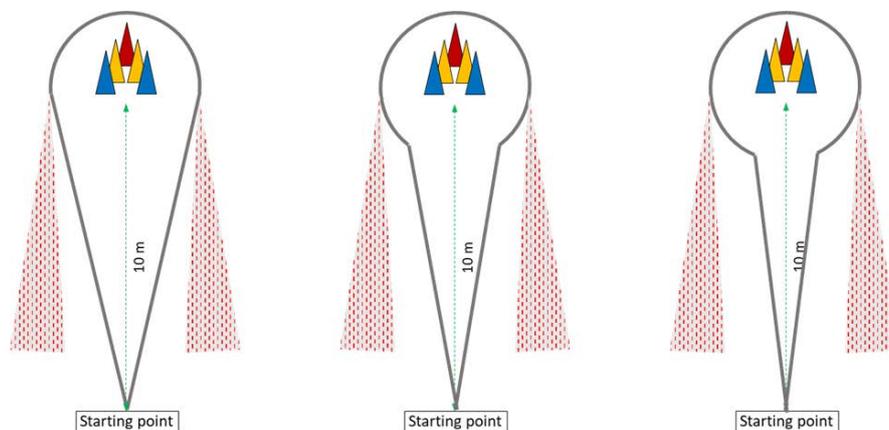


図 2 犬による模範的な作業経路。同格に良い作業経路と見なされる。コーンからの距離と往路復路の適度な対称性、及び犬による中央線または指導手に対する焦点が見られることが好ましい。中型犬の場合、距離がタイト過ぎると見なされるのは 5～10cm 以下である場合とする。

赤色の範囲(犬はコーン周回を時計回りまたは反時計回りにて実行する事が認められるため、図内経路両側明記)は犬の左／右側へ向けた望ましくないフォーカス(意識)を示す。一方向に対する軽度フォーカスは「 $\frac{1}{2}$ ～1 評価」、重度フォーカスは「1～2 評価」減評とする。

犬によるコーン接触または衝突は、度合いに応じ「1～3 評価点」が減点される。犬がコーン 1 本または複数コーンを倒した場合、「2～3 評価点」減点とする。犬がコーン群の間をすり抜けた場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

作業開始地点にて作業展開方向を示す行為や、犬に触れる行為は禁止されている。前記行為実行は当競技課目の「不合格」を引き起こす(一般ガイドライン、第 20 及び 53 項「ハンド・タッチの定義」を参照)。

第九競技課目 「作業総合印象」

係数 2

評価方法

総合評価審査に当たり犬の作業意欲及び声符に対する服従性は必要不可欠要素である。正確性及び精密性、指導手と犬による自然な動作が重要視される。高評価点獲得には指導手と犬のチームワークが重要であり共同作業への相互的喜びと良いスポーツマンシップが見られる必要がある。全競技課目中、競技課目間の全行動が「作業総合印象評価」に反映される。作業中や競技課目間において犬が制御不能となり、一旦指導手から離脱し、リング外へと離脱はせずに、最大 2 招呼声符にて指導手の元に戻った場合、「作業総合印象評価点」は「最大 7 点」とする。犬が指導手の元に戻らない場合や、指導手の元からの再離脱行為は「失格」とする。

作業中または競技課目間に、犬がリングを離脱した後に最大 2 招呼声符にて即座に指導手の元に戻った場合、「作業総合印象評価点」は「最大 5 点」とする。

犬による排便・排尿行為が確認された場合、「作業総合印象評価点」は「0 点」とする。

注釈：単独審査に当たる審査員 2 名以上によって、それぞれ下された評価点平均値が用いられたとしても、上記以上の評価点は付与されない（第 5 条審査用一般規程、第 75 項を参照）。

FCI オビディエンス・クラス 2

第一競技課目 「2 分間の合同伏臥（指導手は視野外待機）」

係数 3

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「停座」

実施要領

全出場犬は伏臥姿勢をとり、全指導手は 2 分間にわたって犬の視野外にて待機する。1 グループ当たり、最低 3 頭、最高 6 頭から構成されるべきである。全頭紐無し状態で入場し、首輪装着は必須とする。各指導手による「伏臥」に続く「停座姿勢を促す声符」発声は順に一頭ずつ行われる。スチュワード指示にて声符が使用される必要があり、スチュワードは当競技課目各段階作業の実施を指示する。伏臥姿勢実行中、犬は要員による各犬を一頭ずつ左右に縫うような連続八の字通過等、各種誘惑を受ける。

グループを構成する全指導手が互いに約 3m 間隔で並列した状態で各自犬と基本姿勢を取り、スチュワードによる作業開始「Exercise start」が告げられた時点で作業が開始される。スチュワード指示にて各指導手は順に犬に対し基本姿勢から伏臥姿勢移行を促す。グループ内実行順序は「左」から「右」へとする（1⇒6）。

全指導手は一斉に一列で前進しながら各犬を離れ、リングサイドへと進み、更に全頭の視野外となるリング外地点まで前進した上で待機する。2 分間の伏臥姿勢維持時間は全指導手が犬の視野外に移動し終えた時点より計測される。2 分経過後、指示にて全指導手はリング内に戻り、リング内の指示位置にて指導する犬と対面した状態で並列する。その後、スチュワード指示にて各指導手は指導する犬に向かって進み、犬と約 50cm の間隔を空けて各犬を通過し、犬の後方約 3m 地点にて静止、犬の方へ向き直るよう指示される。次のスチュワード指示にて全指導手は犬の側面まで進み、右から左（6⇒1）の順に犬に対し脚側停座を促すようスチュワードから指示を受ける。即ち、最初に伏臥姿勢を実行した犬が、最後に基本姿勢に移行する順序となる。全指導手が犬の元に戻り、全頭が基本姿勢を取り終え、スチュワードによる作業終了発表を以て当競技課目作業は終了する。

指導手に対し声符発声音量が大きすぎないように、注意喚起すべきである。発声音量に応じて他犬に影響を及ぼしかねない上、場合によっては大幅な減点がされる可能性がある。

評価方法

指導手が発声する声符以前に犬が伏臥または脚側停座姿勢に移った場合（例：隣接犬に向けて他指導手が掛けた声符に対し反応した場合）、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。声符発声以前に犬が自主的に伏臥または脚側停座姿勢へ移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。この場合、犬は新たに取った姿勢（伏臥または停座姿勢）を継続維持すべきである。当競技課目開始において自主的に変更した姿勢の維持が不可能な場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。当競技課目終盤に犬が自主的に一旦停座に移り、その後再度伏臥姿勢を実行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。犬が横臥位（横たわった姿勢）を実行した場合や作業終了基本姿勢実行時に脚側停座を実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

犬が伏臥姿勢を実行しなかった場合（2声符発声により）、指導手が視野外にて待機中に犬が姿勢を立止や停座へ変更した場合、1犬身以上の距離に渡り匍匐前進または仰臥位（仰向け姿勢）を実行した場合、当試験課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。2分間に及ぶ合同作業2分経過後、各指導手が既に並列、静止位置に移り終えた後、犬が自主的に停座または立止姿勢に移った場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。犬が同時に指示姿勢実行位置から離脱した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。犬による不必要な動作は全て減点対象とする。落ち着きの無さ、胴体や左右足への重心移動行動は評価点減点対象とする。犬は頭部位置を変更し、周囲を見渡すことが認められる。リング内外における誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、精神的な不安定さや萎縮した印象を伴ってはならない。

犬が数回吠えた場合、「1～2評価点」減点とする。犬が数回に渡り連続咆哮した場合、更なる減点が行われる。犬がほぼ終始咆哮し続けた場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。鳴く行為についても前記と同等の扱いとする。

犬が立ち上がり他犬に対し至近距離まで接近した場合、その行為が重大な作業妨害に相当する場合や、他犬との格闘の恐れがある場合、競技課目作業は一旦中断された後、妨害を引き起こした犬以外の全犬にて競技課目作業が再開、継続される。**妨害を引き起こした犬は失格扱いとする。**

第二競技課目 「紐無し脚側行進」

係数 4

使用声符 「脚側位置維持」

実施要領

注釈 脚側行進実施要領及び評価方法の詳細については「第 5 章一般規程、第 27～32 各項」を参照。

脚側行進作業の目的は、犬が終始意欲的且つ注意深く、そして指導手左側にて行進位置と指導手との距離を一定に保ち、後方変換、ターンアバウト、一旦停止や歩度変換を安定的に行う事にある。

「オビディエンス・クラス 2」における脚側行進作業は方向転換、ターンアバウトや一時停止を伴う各種歩度（常歩、緩歩、速歩）で実施、審査される。「常歩と緩歩」、「常歩と速歩」の明白な速度の違いが見られる必要がある。更に指導手が 2～3 歩前後行進を行う場合や、静止状態から直接短距離の後退作業（5～8 歩、2～3m）中における犬の作業態度も試される。後退作業は停止状態から開始され、再度一旦停止にて終了する。作業開始及び終了はスチュワードによって指示される。後退行進作業実施に当たり、停止地点後方の床面が平坦であり、且つ安全が担保されている必要がある。競技会の全出場者は同一距離及びコース設定にて脚側行進作業を実施すべきである。

作業時間設定に関する提案

約 2 分間。犬種や指導手によって同一コース上で作業を行うに当たり所要時間が多少前後する事を考慮すべきである。

評価方法

注釈 当規程、一般規程において脚側行進実施要領並びに審査方の詳細が解説されている。当作業審査方法については「第 5 章、脚側行進審査用ガイドライン、第 63 項」を参照。脚側行進作業審査に当たり、前記各種規則並びにクラスに応じた審査が実施されるべきである。

当競技課目作業大半を指導手後方 50cm 以上行進する犬や、指導手から離脱する犬の当競技課目評価は「不合格（評価点=0 点）」とする。常歩や速歩における行進速度が遅い場合、「2～4 評価点」減点とすべきである。指導手後方における作業意欲が見られない遅れは重大ミスと見なされ、「2～5 評価点」が減点されるべきである。

指導手との密着不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の行進姿勢（平行でない、カニ歩き）は「1～3 評価点」減点とされるべきである。方向変換実行中や前後の指導手による減速または一旦停止行為は、評価点が引き下げられる。

脚側行作業進中の指導手並びに犬の行進態度は自然体でなければならない。犬や指導手による不自然な行進や誇張した表現は重度ミスと見なされ、度合いに応じて当競技課目の「不合格（評価点=0点）」を招く場合もある。

犬の指導手進路を妨げる、行進を妨害する行為や**指導手への寄りかかり、頻繁に接触しながらの行進態度が見受けられた場合、評価点が減点されるべきである。**

後退作業実施中、安全確保の為指導手による軽度な集中力散漫さは認められる。後退脚側行進作業実行内容が**不足**の場合、最大減点幅は「1～2 評価点」とすべきである。

第三競技課目

「行進中の 2 姿勢」（立止及び／または停座、及び／または伏臥） 係数 3

使用声符 「脚側位置維持」（3 回）、「立止」/「停座」/「伏臥」、「立止」/「停座」/「伏臥」

競技課目の解説

当競技課目は下記実施要領図に基づき実行される。「立止」、「停座」、「伏臥」の 3 姿勢中、犬は 2 姿勢を実行する必要があり、審査員は競技開始前に各実行姿勢と順序を決定する。コースには左屈折または右屈折地点が設定されるべきであり、屈折実施方向は全出場者を対象に同一に設定されている必要がある。作業開始地点、方向変換地点（左折、右折（角度は共に 90 度））は小型コーン等によって印されているべきである。

スチュワードまたは審査員は競技会開始前に（またはクラス審査時に）全指導手に対し採用される 2 姿勢や実行順序と、方向変換方向を周知すべきである。

各姿勢実行静止地点（立止、停座または伏臥）は各 10m 直線部上の大よそ中央地点付近（5m）とする。下記図を参照。

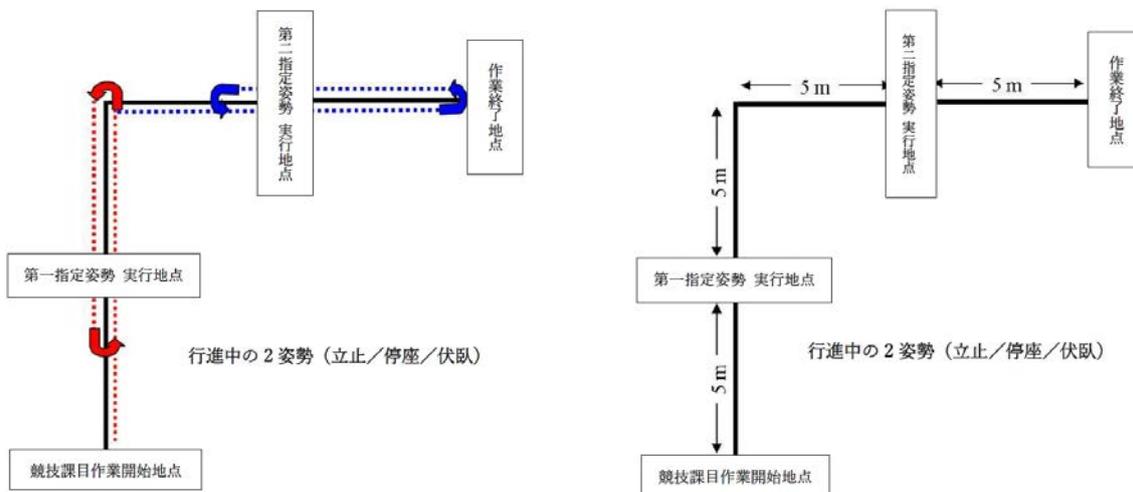


図 「オビディエンス・クラス2」、第三競技課目「行進中の2姿勢」実施要領図

実施要領

スチュワードは指導手に対し作業開始、姿勢実行（立止／停座／伏臥）声符発声、ターンアバウト実行及び作業終了時に実施される静止タイミングを指示する。各屈折、及び各静止後に犬を迎えに行き合流した後の作業継続は、スチュワード指示無しで実施される。

指導手は犬を伴い作業開始地点を常歩にて離れ、コースの第一直線部側面を進みながら第一屈折地点を目指す。おおよそ半分の距離（約5m）を過ぎた地点においてスチュワード指示にて指導手は犬に対し「第一指定姿勢実行（立止、停座または伏臥）」を促し、犬は即座に正しい姿勢に移行する。姿勢移行を促す追加・重複声符使用は認められない。使用された場合、該当姿勢は審査上「不合格」と見なされる。

指導手は更に直線部側面を約5m前進し続け（ほぼコース上に設定されている次の屈折地点まで）、スチュワード指示にて犬の方向に向き直り、そのまま犬へ向かう道程に沿う形で犬の右側約50cmの間隔を空けながら通過する。指導手が犬の後方約2m通過した地点でスチュワード指示に従い、新たなターンアバウトを実行し、犬の元へと戻る。犬の側面に到達した指導手は、歩度を変える事も、静止する事も無く、「脚側行進再開を促す声符」を犬に向けて発する。

続く競技課目課題は当競技課目第一段階とほぼ同様の実施要領で実行される。即ち、屈折作業（右折または左折）実行後、指導手はコース第二直線部上の終着地点（作業終了地点）を目指し、約 5m 前進した地点において犬による「第二指定姿勢」実行を促し、第一直線部上の作業と同様の実施要領で作業を継続実行する。

各立止、停座または伏臥実行姿勢方向は、作業開始、屈折及び作業終了各地点を結ぶ想像上の線と平行して実行されなければならない。各方向変換地点と犬の間隔は約 50cm とするが、この場合犬の体高値が考慮される必要がある。各屈折作業は直角（90 度）に実行される必要があり、けして半円を描いてはならない。指導手と犬は各方向変換地点コーンの右側から曲り込み、コーンを左側に見ながら通過しなければならない。指導手の歩行は自然体であるべきであり、常歩にて実施されるべき通常の脚側行進歩度と比較し、遅くまたは早く実行されてはならない。

評価方法

注釈 「姿勢変更競技課目」における誤姿勢実行は、他競技課目と比較し、より大幅な評価点が減点される。

合格評価点獲得のため、最低 1 姿勢の正確な実行が不可欠となる。犬が 1 指定姿勢を正しく実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

姿勢実行

下記の場合、「特定 1 姿勢」を審査上「不合格扱い」とする：

- 誤姿勢が実行された場合
- 姿勢実行を促す声符が発せられた後に犬が更に 1 犬身以上の距離を前進し続けた場合
- 一旦正しく取った姿勢を変更した場合
- 指定姿勢実行を促す第二声符が使用された場合
- 犬が一旦静止した後、再度前進を再開し、1 犬身以上の距離を前進した場合
- 指定姿勢実行を促すに当たり、指導手により重度視符または体符が使用された場合

指導手による姿勢実行声符に対し犬が完全に静止しなかった場合（指導手が向き直るまでに静止に至らなかった場合）、当競技課目は「不合格（評価点= 0）」と見なされる。指導手が続く方向変更地点に到達するまでの間、犬の静止を促す追加声符使用が認められる。指導手が次の屈折地点に到達するまでに発する追加声符に犬が従い静止した場合、作業継続が認められるが、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。

当競技課目審査に当たり、脚側行進内容と同時に実行される各姿勢（立止、停座、伏臥）の向きが作業開始地点、方向変更地点と作業終了地点を結ぶ各想像上の線と平行して実行されているかに注意が払われる必要である。

遅い立止、停座、速度実行速度、進行方向より反れた指定姿勢実行、悪い脚側行進内容、声符発声直前の歩度変換、屈折作業の半円上の実行、設定コース側面に沿った平行でない脚側行進と、指導手による確認を目的とする犬の方向への振り向き行為はミスと見なされる。前記いずれかの行動が確認された場合、「1～4 評価点」減点が実施されるべきである。指導手が犬を誤った側面において通過した場合、「1 評価点」減点されるべきである。

各指定姿勢実行を促す追加声符使用は禁止とする。追加声符使用が確認された場合、該当姿勢は審査上「不合格」と見なされる。

犬の立止／停座／伏臥姿勢実行を促すに当たり、視符や体符使用は重大ミスと見なされ、大幅な評価点が減点される。実行強度と実行時間に応じ、該当姿勢は「不合格」または、当競技課目作業は「1～5 評価点」減点される。「第 5 章、一般ガイドライン、第 48 項」を参照。

第四競技課目 「立止を伴う招呼」

係数 3

使用声符 「伏臥」、（「姿勢維持」）、「招呼」、「立止」、「招呼」、（「脚側位置維持」）

当競技課目各作業における声符使用は必須とする。「静止を促す声符」との視符兼用が認められる。静止を促すに当たり片手または両手使用が認められる。

競技課目の解説

招呼実行距離は約 25～30m とする。犬が半分の距離に到達した地点において指導手は声符にて静止（立止姿勢）促す。作業開始地点と中間地点を小型コーンまたは半球体マーカ一等によって印す事が認められる。中間地点はコーンや他印によって目視可能となる方法で記されるが、犬の進路から明白に外れた地点に設定される必要がある。このコーン／印は指導手が「静止を促す声符」を掛ける地点として捉えられるべきである。即ち、犬が中間地点に配置されているコーン／印に到達次第、「静止を促す声符」が使用されるべきである。

実施要領

作業開始位置にて指導手は犬に対し伏臥姿勢実行を促し、指示された方向に対し約 25～30m 進み、犬の方へ向き直り、静止する。指導手はスチュワード許可にて犬を招呼する。犬が全招呼距離の概ね中間地点に到達次第（配置された中間地点マーカ等に到達すると同時に）指導手は自主的に犬に対し立止姿勢実行を求める。中間地点は犬の進路から外れたマーカ等／印によって印されている（中間地点は立止声符発声位置とし、犬が静止を実行すべき地点と捉えるべきではない）。犬は招呼声符に従い即座に招呼作業を開始すべきであり、「静止を促す声符」に対し直ちに制動行動に移り、静止すべきである。

指示に従い（約 3 秒後）指導手は犬を再度招呼する事により基本姿勢への移行を促す。

全ての指導手指示は声符である必要があり、明白に伝わる方法で発声されなければならない。犬の静止を促すに限り、声符との短い視符兼用が認められる。なお、視符は声符と同時に使用される必要があり、声符発声時間を上回る使用は認められない。

招呼を促すに当たり、犬名を続けて明白に発声する事は認められるが、二つの独立した声符である印象を与えない様、連続発声されなければならない。

評価方法

犬は各招呼声符に対し意欲的な反応を示す必要があり、「静止を促す声符」に対し正確な静止作業を実行しなければならない。少なくとも「速いトロット（軽速足）」に相当する速度での安定した招呼作業実行が要求される。遅い招呼実行速度や、静止指示を予測する犬の行動はミスと見なされる。極度に遅い作業動作や作業意欲不足は当競技課目の「不合格」を招く場合もある。なお、招呼速度と静止作業審査に当たり、犬種特性と個体の体格構成が考慮される必要がある。招呼声符にて犬は即座に招呼作業を開始すべきであり、「静止を促す声符」に対し直ちに制動行動に移り、完全静止すべきである。

初回招呼または静止作業実行後の再招呼作業を促すに当たり追加・重複声符が使用された場合、「2 評価点」減点とする。前記いずれかの招呼作業を促す「第三声符」使用や、合計 4 招呼声符使用により、当競技課目評価は「不合格（評価点=0 点）」とする。

初回招呼声符発声以前に犬が 1 犬身以上の距離を立止実行位置から離脱した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0 点）」とする。犬が招呼される前に立止または停座姿勢に移行した場合や、1 犬身以内の離脱距離が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8 点」とする。

静止作業を審査するに当たり、速度が速い犬や体格上体重が重めな犬に限り、制動距離に付いて多少の許容範囲超過が認められるが、速度が遅い犬にあっては認められない。声符発声と同時に犬は制動動作を開始し、完全静止すべきである。

犬の招呼実行速度とは関係なく、静止を促す声符発声時より、完璧または正確と見なされる静止実行までに犬は 1 犬身以上の距離を要してはならない。前者と比較し速度が遅い犬はより正確な静止作業実行が求められる。静止後数歩の前進行動は重大ミスと見なされ、評価点の引き下げがなされるべきである。制動、静止実行に当たり、犬が地面を滑る動作に転じた場合もミスと見なされ、同様に評価点が減点される。

犬が静止に失敗し、約 3 犬身以内の距離にて静止しない場合、審査上「静止未実行」と扱われ、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

犬が静止を試みなかった場合、当競技課目評価点は「不合格（評価点=0 点）」とする。

犬が誤姿勢にて静止した場合や、静止（立止）姿勢から他姿勢へ移行した場合、静止作業のその他審査要素を完璧に満たす限り、「2 評価点」減点とする。

第五競技課目 「遠隔操作を伴う指定範囲への送り出しと伏臥及び招呼」係数 4

使用声符 「前進」、「立止」、「伏臥」、「招呼」

犬が指導手より離れた状態で作業を行っている場合、声符との視符兼用が認められる。犬をスクエアに誘導するに当たり片手のみの使用が認められる。「立止」及び「伏臥を促す声符」使用時の片手または両手による視声符兼用も可能とする。

競技課目の解説

指定範囲面積（スクエア／ボックス）は 3m 四方とし、作業開始地点から中央地点までの距離は約 23m と設定される。指定範囲の四隅は、高さ約 10～15cm のコーンによって印され、各コーン外面は明白に目視可能なマーキング線によって結ばれる必要がある（例：テープや石灰線を使用）。指定範囲境界線より最も近い会場リング仕切り線までの距離は最低約 3～5m とする。第 7 章、付録 5「指定範囲設定図」を参照。

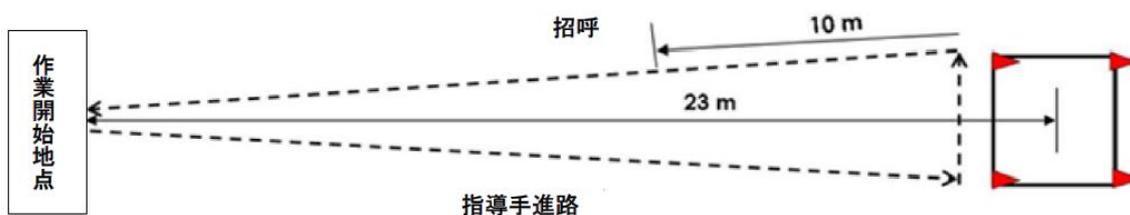


図 「クラス 2、第 5 競技課目」スクエア設定方法の詳細は「第 7 章、付録 5」を参照。

実施要領

競技課目作業開始前に指導手は「犬に対し指定範囲内にて一旦立止を命じ、その後伏臥姿勢を求める」か「直接伏臥実行を求めるか」を審査員に告げるべきである。

立止、伏臥及び軌道修正を促す指示以外の全指示は、スチュワード許可を得た上で使用される必要がある。

指導手は当競技課目実施要領に則り指導すべきであり、犬は指示に従う必要がある。例えば、指導手が指定範囲内において立止実行を求める場合、犬は立止姿勢に移行すべきであり、直接伏臥姿勢実行を促した場合は即座に伏臥姿勢を実行すべきである。

犬が自主的な判断に基づき作業を実行した場合、評価点の減点対象とする。即ち、スクエア内における「立止」及び「伏臥実行」に当たり、指導手による声符使用は必須とする。

スチュワード許可にて指導手は犬を作業開始地点から面積 3m 四方の指定範囲（スクエア／ボックス）へと誘導する。

犬は直線上を指定範囲へと向い、進路上にある指定範囲正面側から進入すべきである。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止姿勢を促した後、伏臥姿勢移行を命じるか、直接伏臥実行を促す。一旦立止姿勢実行が促される場合、引き続き伏臥実行が促されるまで立止姿勢が明白且つ安定した形で継続的に実行される必要がある（約 3 秒間）。「立止」及び／または「伏臥を促す声符」使用のタイミングは指導手判断に委ねられる。

次のスチュワード指示にて指導手は指定範囲側面の右手前方に配置されているコーンに向かって前進する。コーン到達約 2m 直前にて左折実行指示を受け、左折実行後約 3m 地点到達時に新たに左折指示にて再度左屈折を実行し、作業開始地点へと戻る。第 2 左屈折実行後、約 10m 前進した地点にて、指導手は静止する事無くそのまま作業開始地点へ向かいながら、犬に対し招呼を促す指示を受ける。ボックスからの招呼作業を促す声符発声と同時に指導手は一瞬頭の位置を変更する事が認められる。作業開始地点に到達した指導手はスチュワードより停止実行指示を受ける。

追加・重複声符使用による評価点減点防止の為、当競技課目作業を犬に実行させるに当たり指導手は合計 4 声符以上使用すべきでない。そのうち、1 声符発声にて犬は指定範囲内で立止姿勢を実行すべきである。その他の選択肢として指導手は犬に対し直接伏臥実行を命じる事が可能であるが、この場合合計使用声符数は 3 声符とする。犬の軌道修正が必要となった場合、声符と視符兼用が認められる。

評価方法

指導手による方向指示と声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びに最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。

犬に方向を示す行為（例えばスクエアの位置）、作業開始地点における犬に対する接触行為（作業開始前であったとしても）は当競技課目「不合格」を引き起こす。作業開始前の犬による指導手の接触を意味する「ハンド・タッチ」は認められるが、指導手による犬の接触は認められず、決して指定範囲や特定方向に対する意識付け行為が行われている印象を与えてはならない（第 5 章一般ガイドライン、第 20 及び 53 項を参照）。

指導手が声符発声と同時に基本姿勢からいずれかの方向へ離脱した場合、当試験課目評価は「不合格（評価点=0点）」とする。指導手による過剰なボディーランゲージ（体符）実行が見受けられた場合、当競技課目の獲得可能最大評価点は「8点」とする。

犬の誘導または軌道修正が必要となった場合に限り、視符使用が認められる。指導手側面に犬がいる場合の視符使用は「2評価点」が減点される。

犬の作業速度が遅いまたは極度に遅い場合、獲得可能最高評価点は「6～7点」とする。

犬が自主的な判断に基づき作業を行った場合、減点対象とする。ボックスに向かう途中で静止した場合や、指導手指示を受ける事無くボックス内にて静止または伏臥を実行した場合、「3評価点」が減点されるべきである。

指定範囲（スクエア／ボックス）

犬が指定範囲側面または後面から侵入した場合、「 $\frac{1}{2}$ ～1評価点」減点されるべきである。

犬がスクエア外にて停座または伏臥姿勢を実行した場合、再誘導行為は認められず、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」扱いとする。なお、尾は指定範囲境界線内に収まっている必要はない。

立止を促す声符にて犬がスクエア外隣接地点や境界線地点にて静止し、スクエア進入を促す再誘導声符が必要となった場合、「伏臥姿勢を促す声符」が発せられる前に新たな「立止を促す声符」が使用される必要がある。または、「再誘導声符」と「新たな立止を促す声符」が掛けられた後に「直接伏臥を促す声符」が使用されなければならない。犬の反応が迅速で、各実行姿勢が明白である限り、前者・後者共に「2評価点」減点とする。

犬が指定範囲内（スクエア）にて声符に従い誤姿勢を実行した場合、「2評価点」減点とする。立止姿勢が明白に実行・維持されない、または実行継続時間が不足した場合、「1～2評価点」が減点される。

犬が自主的な判断に基づき誤姿勢を実行した場合、「3評価点」減点とする。

指導手が実行する第二屈折作業以前に犬がスクエア内にて伏臥姿勢に移行しない場合や、停座または立止姿勢へ姿勢変更した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。指導手が第二屈折実行後犬に対し招呼を促す前に犬が停座または立止姿勢へ姿勢変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。指定範囲内にて犬による姿勢変更を伴わない、匍匐^{ほふく}行動等の伏臥実行地点からの離脱が確認された場合、「2～3評価点」減点とする。スチュワードが招呼実行許可を与える前に犬が静止位置から離脱し指定範囲境界線外に移動した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。なお、犬が指導手による招呼指示を予測し、指導手指示より若干早めに招呼作業を開始した場合（例えば指導手に対するスチュワード指示にて犬が作業を開始した場合）、「2～3評価点」減点とする。招呼、立止及び伏臥を促す追加・重複声符使用は「2評価点」が減点される。前記のうち一所作でも促すために第二追加・重複声符（第3声符）が使用された場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。

第六競技課目 「遠隔操作による方向転換を伴うダンベル持来」 係数 3

使用声符 「脚側位置維持」、「立止」、「右」または「左」、「持来」、「受渡し」（「脚側位置維持」）誘導声符との視符兼用（片手に限る）が認められる。

競技課目の解説

木製ダンベル2個は、互いに約10mの間隔且つ容易に目視可能な状態で配置される。持来されるべきダンベルはくじ引きによって決定される。

作業開始地点は、ダンベル2個を結ぶ想像上の線と、作業開始地点が起点となる中央線との交差点から約15m離れた地点に設定される。各ダンベルの配置位置を結ぶ想像上の線の中央地点より約10メートル地点に、即ち作業開始地点より5mの位置に小型マーカー（テープ、石灰線、マーカー等）が設定される。

スチュワードは、作業開始が告げられた後に、木製ダンベル 2 個を、ダンベル間を結ぶ想像上の線上に、互いに約 10m 離れた地点に容易に目視可能な状態で配置する。持来されるべきダンベルに関わらず、スチュワードは同一競技会において全出場者を対象にダンベルを常に同一順序で配置する（常に「左⇒右」または「右⇒左」）。「オビディエンス・クラス 2・第 6 競技課目実施要領図」を参照。作業開始地点において指導手と犬は約 5m 前方に設定されているマーカーに向いて待機する（即ち、配置されている二つのダンベルを結ぶ想像上の線の中央地点に向く）。当競技課目の作業開始は指示される。

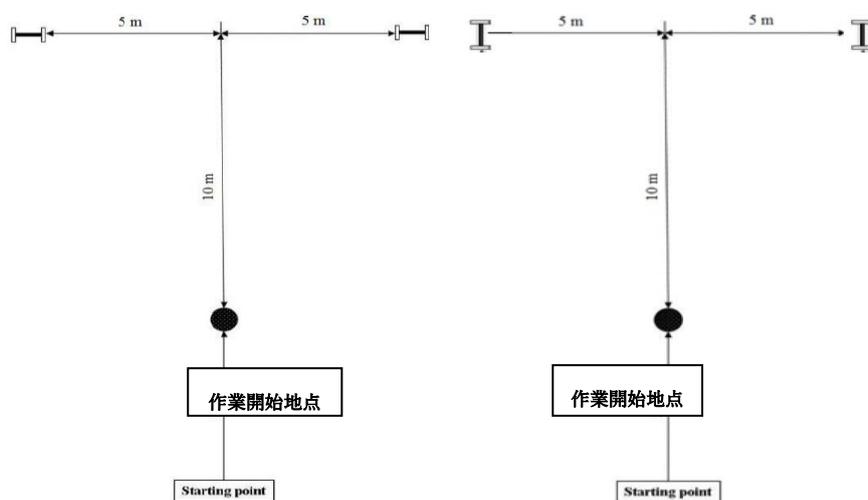


図 「競技課目 2.6」 各ダンベルは「垂直」または「水平方向」に配置可能とし、競技会場境界線より最低 3m 離れた位置に配置されるべきである。

実施要領

指導手と犬は、作業開始地点にて、約 5m 前方に設定されているマーカーに向かって待機する。作業開始が告げられ、2つのダンベルが配置された後、指導手は犬と共に作業開始地点よりマーカーに向かって進むよう指示され、目標マーカーを 1~2m 通過した地点においてスチュワード指示にてターンアバウトを実行し、そのまま作業開始地点に向かってマーカーまで戻り、目標マーカーに到達次第指導手は自主的に犬にその場での立止を促す。その後、指導手は犬の元を離れ単独で作業開始地点まで戻り、静止すると同時にダンベルが配置されている方向に向き直る。犬に静止を促す声符を発声する場合や犬から離れる際に静止すべきではない。約 3 秒経過後、抽選で決定されたダンベルの元へと犬を向かわせる指示を受けた後、指導手による持来を促す声符により犬はダンベルを持来し、正確に引き渡すべきである。「方向を指示する声符（「右」か「左」）」と「持来を促す声符」は間を空けずに発声されるべきであり、「招呼を促す声符」発声が遅れた場合は追加声符使用と見なされる。

評価方法

指導手による方向指示、持来及び静止指示に従う犬の意欲、作業実行速度並びに正しいダンベルへの最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。

作業開始地点における作業展開方向を示すまたは犬に触れる行為は当競技課目の「不合格（評価点=0点）」を引き起こす（「ハンド・タッチ」=犬による指導手の^{てのひら}掌に触れる行動は認められる。「一般規程」を参照）。

合格評価点獲得には、犬は指導手より招呼実行指示を受けるまでマーカー地点にて実行している立止姿勢から1犬身以上の距離を離脱してはならない。

静止実行位置から離脱する犬、伏臥または停座に姿勢変更する犬の当競技課目獲得可能最高評価点は「8点」とする。指導手指示以前に犬が1犬身以上の距離を静止地点（立止姿勢）より離脱した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。

方向指示または軌道修正用追加指示は、その強さと、犬が従う意欲に応じ減点幅が変動する。

1追加指示当たり、「1~2評価点」が減点されるべきである。

犬が明白に間違っただンベルへ向かう途中、指導手によって静止され、軌道修正を受けた後、正しいダンベルを持来した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。なお、間違っただンベルより正しいダンベルへ向かわせる一旦静止を伴わない軌道修正が見られた場合、「1～2 評価点」減点されるべきである。

犬が間違っただンベルを咥え上げた場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。
ダンベルの落下、噛み返し行為に関する詳細は「第5章審査用一般ガイドライン」を参照。

第七競技課目 「木製物品 6 個からの物品選別及び持来」 係数 3

使用声符（静止／脚側行進）、（脚側行進）、「嗅ぎ当て」、「引き渡し」、（脚側位置維持）

実施要領

作業開始地点において指導手は犬と共に基本姿勢にて待機し、スチュワード指示にて作業が開始されると同時にスチュワードは事前に印が施された木片（10cm×2cm×2cm）を指導手に渡す。木片に印を施すに当たりフェルト製先端を有する各種インクペン、マーカー・ペンやマジック・マーカー等の使用は避けられるべきであり、鉛筆またはボールペンが使用されるべきである。指導手は木片を約 10 秒間手で保持する事が認められる。この段階において犬は木片に触れるまたは木片を嗅ぐ事は認められていない。その後、スチュワードは指導手に対し木片を手渡した後に向き返るよう指示を与える。各木片が犬の視野内または視野外にて配置されるべきか指導手判断に委ねられる。「脚側位置維持」や「静止を促す声符」使用は認められる。

スチュワードは指導手より直接接触することなく受け取った木片と他同一寸法木片 6 つを、指導手から約 10m 前方の地点に配置する。この場合、指導手から受け取った木片以外の 5 つの木片は素手で配置される。各木片は円状、「垂直」または「水平」に互いに約 25cm 間隔で配置される。用いられる木片配置パターンは全出場者共通とするが、指導手が保持した木片配置位置は変更されても差し支えはない。なお、各木片が水平または垂直線上に配置される場合、指導手が保持した木片は左右先端位置に配置される事は認められない。

その後、指導手は向き直るよう指示され、指導手は犬に対し印が施された木片の選別、持来を促す。一般規程に基づき犬は指導手が作業開始前に保持した木片を選別、持来し、指導手に引き渡すべきである。

意欲的、且つ目的意識のある作業が見受けられる限り、作業持ち時間は約 30 秒とする。各出場者用に新たに 6 つの木片が準備、使用されている必要がある。

評価方法

犬の作業意欲、作業効率及び作業実行速度に審査上重点が置かれるべきである。作業開始時、スチュワードに返還される前に、指導手が保持する木片に対し犬が接触または嗅ぐ行為を実行した場合や、配置木片付近に犬が到達している段階で各種指導手指示が見受けられた場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。

犬が誤った木片を一旦啜え上げた後、正しい木片を加え上げ持来した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬が間違った木片を二回加え上げた場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。

選別作業中の犬による木片に対する嗅ぎ当て行為や、極めて軽度の接触は当競技課目作業に対する**減点を行わない**。

犬による木片に対する押す、突く行為や木片の移動、または正しい木片を嗅ぎ当てる際に、数度にわたって確認行為を要する場合、減点とする。一回の突くまたは移動行為に当たり、「 $\frac{1}{2}$ ~1 評価点」減点とする。短い再確認行為は、作業が順序だてて効率的に実行されている限り、必ずしも評価点が減点されるべきではない。

木片を落とす行為、噛み返し行為については「第 5 章 審査用一般ガイドライン」を参照。

第八競技課目 「遠隔操作による 6 姿勢変更」

係数 4

使用声符 「伏臥」、(「姿勢維持」)、[「停座」／「立止」／「伏臥」]×2、「停座」

姿勢変更を促すに当たり、声符と視符の兼用が認められる。この場合、片手または両手を用いた視符の使用が認められる。

実施要領

犬は指導手指示に従い静止実行位置を変える事無く、姿勢を6回（停座、立止、伏臥）変更すべきである。

作業開始地点は、互いに約1m離れた地点に配置されている2つのマーカーの間に設定される。二つのマーカーを結ぶ想像上の線が境界線を形成する。指示に従い、指導手は想像上の線（境界線）が接面を形成するように、その手前の作業開始地点において犬に対し伏臥姿勢移行を促す。

その後、指導手は指示された犬の前方約10mにある地点へと進み、犬の方へ向き直る。姿勢変更順序は常に「停座⇒立止⇒伏臥」または「立止⇒停座⇒伏臥」であるべきである。各姿勢への移行は2回実行される必要があり、最終姿勢を促す指示は必ず「伏臥を促す指示」とする。各姿勢実行順序は全出場者同一とする。

スチュワードは指導手に対し略図または電光表示板を用いて次の実行姿勢と実行タイミングを示す。この場合、スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約3m～5m離れた地点にて姿勢実行表示を行うべきである。スチュワードは犬によって実行されるべき姿勢の表示を約3秒毎に変更すべきである。

指導手は声符を使用しなければならない。指導手が犬から離れた地点に作業を行う場合、声符発声時の短い視符同時使用が認められるが、これら視符は声符発声と同時に使用される必要がある。最終声符となる「伏臥を促す声符」発声後、指導手は犬の右側面へと戻り、スチュワード指示にて犬に対し基本姿勢実行（脚側停座）を促す。

評価方法

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持、並びに姿勢変更時における実行方向変更の有無に重点を置いた審査が要求される。

犬が作業開始地点をいずれかの方向へ合計1犬身以上の距離を移動した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。犬による離脱距離が1犬身以内の場合、獲得可能最高評価点は「5点」とする。離脱距離測定に当たり、犬がいずれかの方向に対し実行した離脱距離（前進、後退、側面離脱）が合算される。

6 姿勢のうち、犬が審査上 1 姿勢を誤実行した場合、獲得可能最高評価点は「7 点」とし、2 姿勢誤実行の場合、獲得可能最高評価点は「5 点」とすべきである。犬が指示姿勢を実行せず、代わりに次の姿勢を実行した場合、獲得可能最高評価点は「5 点」とすべきである。合格評価点獲得には犬は指導手指示に従い姿勢を最低 4 回変更する必要がある。

一姿勢変更実行または姿勢修正に当たり、犬が 2 声符必要とした場合、獲得可能最高評価点は「8 点」とする。犬による姿勢実行を促す第二声符無視は、採点上該当姿勢未実行に相当する。即ち、姿勢実行を促す初回追加・重複指示使用は「2 評価点」が減点され、更なる姿勢変更実行に追加・重複指示が必要となる度に「1 評価点」減点とする。

与えられた時間内の姿勢変更を促す第 3 声符使用は認められるが、該当姿勢は審査上未実行扱いとなる上、続く姿勢実行が与えられた時間内で実行可能でなければならない。

過剰な声符発声や、強調したまたは長時間にわたる視符使用は評価点が減点される(第 5 章、一般規程を参照)。

指導手が犬の元へ到達するまでに犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8 点」とすべきである。

実行すべき全姿勢の内、例えば 3~4 姿勢が追加・重複指示使用により即座に正しく明白な姿勢実行につながった場合、そして実施要領に定義されているその他全競技課目課題が納得の行く内容で実行された場合に限り、合格評価点を獲得可能とする。

第九競技課目

「コーン群・パレル回りを含む単独往復走行、静止及び障害飛越」 係数 3

使用声符：「コーン回り」、「立止」または「伏臥」、「右」／「左」＋「飛越」、

(「脚側位置維持」)

犬の軌道修正が必要となった場合、左右いずれかの方向に向かわせ飛越を実行させるに当たり視符使用 (片手に限る) が認められる。指導手による「飛越を促す」声符使用は認められるが、2 声符使用の印象を与えず、時差が生じないように連続して使用される必要がある。静止指示を与えるに当たり両手使用を可能とする。

競技課目の解説

クラス競技が開始される前に審査員は全出場者に対し犬が指導手元に戻る途中に取るべき姿勢（立止または伏臥）を告げる。指定姿勢は全競技者を対象に同一とする。

障害二基（共に飛越バーを有する障害枠）が互いに約 5m 離れた地点に配置される。各障害設定高は出場犬のキ甲高に合わせ設定される必要があるが、地上より 50cm 以上に設定されてはならない。

設置された 2 つの障害を結ぶ想像上の線より約 15m 離れた地点にコーン群（3～6 個）またはバレルが配置される。当競技課目設定レイアウトは下記図の通りとする。コーン群の他配置方法については当規程「第 7 章、付録 4」を参照。

犬が一旦停止すべきコーン群より手前約 2m 地点は、犬の進路から明白に離されて設定され、犬の注意を引かないコーン 2 本や半球マーカー 2 個または他印によって印される事が認められる。下記図を参照。

犬はコーン群・バレル配置作業を見る事が認められない為、指導手が作業開始地点にて静止する以前に配置作業は完了している必要がある。

指導手（またはスチュワードまたは審査員）は犬が飛越を行うべき障害「左」または「右」を抽選すべきである。この段階ではくじ引きで決定された犬が向かうべき方向は指導手に告げられない。犬がコーン群・バレル回りを実行し終え、静止（立止または伏臥）した時点で犬がどの障害を飛越すべきであるかが指導手に告げられる。スチュワードは「左 (left)」または「右 (right)」……………指示 (command)」と指導手に指示する。

作業開始地点は指導手によって選定可能とされる。障害間を結ぶ想像上の線より 5～7m 手前に選定されることが認められる。

当競技課目で使用される各障害の推奨構造は当規程、「第 7 章、付録 1」、「コーン群設定パターン例」は「第 7 章、付録 4」を参照。

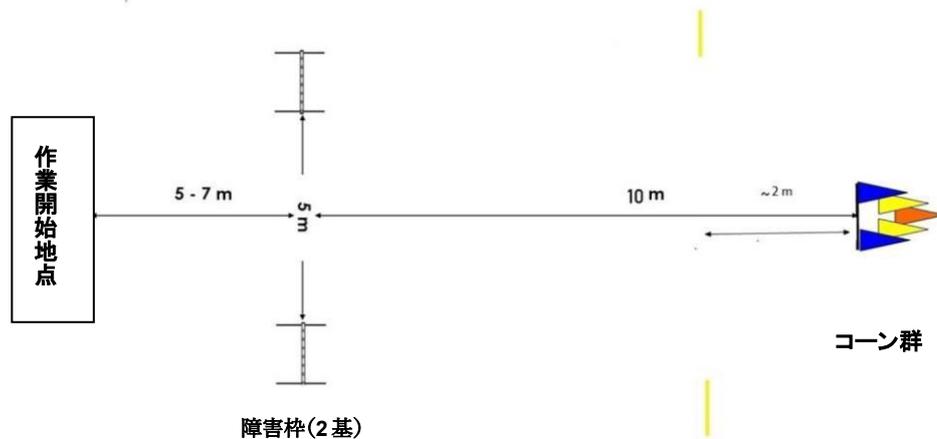


図1 「クラス2、第九競技課目、2mの距離を示す目標マーカー設定は任意とする。

「クラス3、第八競技課目、図2「作業経路例」も参照。

実施要領

指導手は犬を伴い選定した作業開始地点にてコーン群に向けた状態の基本姿勢で待機する。

スチュワードは作業開始を指導手に告げ、指示に従い指導手は犬のコーン群・バレル回り作業開始を促す。犬のコーン群・バレル回り作業は「時計回り」「反時計回り」のいずれの方法で実行される事も認められる。コーン群・バレルとの間隔を極端に詰めた回り方は理想的ではなく、寧ろ対象物と犬の間には明白な距離が空けられるべきである。犬種にもよるが、中型犬は最大約0.5mまで、大型犬は最大1mまで距離を空ける事が適切とされる。

犬がコーン群回りを終え、復路を最低2m進んだ地点、**且つ、障害柵2基を結ぶ想像上の線の手前**にて指導手は自らの判断で犬に対し事前に審査員によって決定された姿勢における静止を命じる。この場合、声符使用は必須とし、視符兼用の是非については指導手判断に委ねられる。

約3秒間の犬の静止作業中に、スチュワードは指導手に対し犬が向かうべき選出された方向／障害を告げる「左 (left)」または「右 (right)」……指示 (command)」。続くスチュワード指示にて指導手は犬に対し前進再開と正しい障害の飛越作業実行を促す。飛越作業を終えた犬は指導手の元へ戻り、基本姿勢を実行すべきである。スチュワードによる指示 (“command”) を得た上で犬に対し作業開始を促すべきである。

犬が実行している地点より障害に向かって前進を開始した直後に、指導手は「障害飛越を促す声符」を発声する事が認められる。飛越実行を促すに当たり、視符使用は認められない。

評価方法

犬の各種声符や方向指示に従う意欲、作業実行速度、並びに明白且つ適切な距離を空けたコーン群回り作業と、適切な往復最短距離選定の有無に審査上重点が置かれるべきである。作業実行に当たり適切な対称性と指導手の元へと戻る際の指導手正面に対する中央線上のアプローチ（静止実施まで）方法も評価されるべきである。コーン群またはバレル回り作業経路は「時計回り」「反時計回り」のいずれも認められる。

作業開始地点にて犬に対する方向指示や犬に対する接触行為は当競技課目の「不合格（評価点=0点）」を引き起こす（一般規程、第20及び53項「ハンド・タッチの定義」を参照）。少なくとも「活発なトロット（軽速足）」に相当する適切な速度における作業実行と終始一貫した実行速度維持が要求される。作業速度が遅いまたは作業意欲が見られない場合、「1～5評価点」減点とする。作業実行速度とコーン群回り作業実行時のコーン群との間隔取り、及び静止作業の審査に当たり、犬種特性や個体の体格構成が考慮される必要がある。

犬が続く指示を予測し作業を開始した場合、「1～3評価点」の減点を実施されるべきである。犬が自主的に作業を行った場合、「3評価点」の減点とする。犬が自主的に静止した場合、当競技課目の最大獲得可能評価点は「7点」とする。

犬がコーン群／バレルに到達する以前に指導手の方向へと方向変換を行った場合や静止した場合、指導手はコーン群・バレル回りを実行させる為の軌道修正を促す必要がある。軌道修正を促す1声符で犬がコーン群・バレル回り作業を実行した場合の減点幅は「3評価点」とする。よって、この場合他作業課題や審査要素上作業が完璧に実行された場合、当競技課目評価点は「7点」となる。

犬がコーン群・バレル回り作業を実行しなかった場合や、**コーン／樽を通過した後2m地点から障害2基を結ぶ想像上の線までの間に犬を静止させることが不可能な場合**、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。

コーン群回り実行後、犬が自主的に停止を実行した場合（無声符にて静止が明白に早すぎた場合）、犬は一旦招呼された上で再度静止が促されるべきである。この場合の可能獲得最高評価点は「7点」とする。

犬が明白にコーン群回り作業を終え（1m 以上コーン群を離れている場合）、指導手が早すぎるタイミングにおいて犬に静止を促した場合、「2 評価点」減点されるべきである。

静止作業評価に当たり、犬による静止を促す声符に従う意思が評価される。静止指示を下すタイミングは指導手判断に委ねられるが、犬がコーン群回りを終え、最低 2m 以上復路を進んだ地点以降に発声される必要がある。

犬が誤姿勢にて静止した場合や、声符発声後静止実行までに 1 犬身以上の距離を前進し続けた場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8 点」とする。

指導手が招呼／飛越を促す声符を発声するまで犬は静止姿勢（立止／伏臥）を維持するべきである。静止実行後、犬による作業開始が早すぎた場合、「2～3 評価点」減点されるべきである。極端に早い作業再開は（例えばスチュワード指示前の作業再開）、場合によっては当競技課目の「不合格（評価点=0 点）」を引き起こす事もある。

犬が一旦停止し、指導手が「軌道修正を促す声符」を発する前に、立止または伏臥姿勢から約 1 犬身以上離脱した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0 点）」とする。

犬が静止を実行するに当たり制動距離が約 3 犬身に相当する場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。犬による静止未実行は当競技課目の「不合格（評価点=0 点）」を引き起こす。

犬が誤った障害に明白に向かって前進し、指導手によって静止された上で正しい障害の飛越に成功した場合、「3 評価点」減点されるべきである。一旦静止を伴わない誤った方向（または障害）から軌道修正が成功した場合、「1～2 評価点」減点されるべきである。

方向修正（軌道修正）を目的とする指導手による追加・重複指示使用は、それらの発声強度と指示に対する犬の服従性によって減点幅が左右される。1 追加または重複指示当たり、「1～2 評価点」減点される場合がある。他所作を促す追加・重複指示使用は一般規程に基づき減点されるべきである。

犬によりコーン群／バレルの通過経路が過度に密接に選定されている場合、コース取りに適切な直接性且つ対称性が見られない場合や蛇行が見られる場合、度合いに応じ「0.5～2 評価点」減点されるべきである。

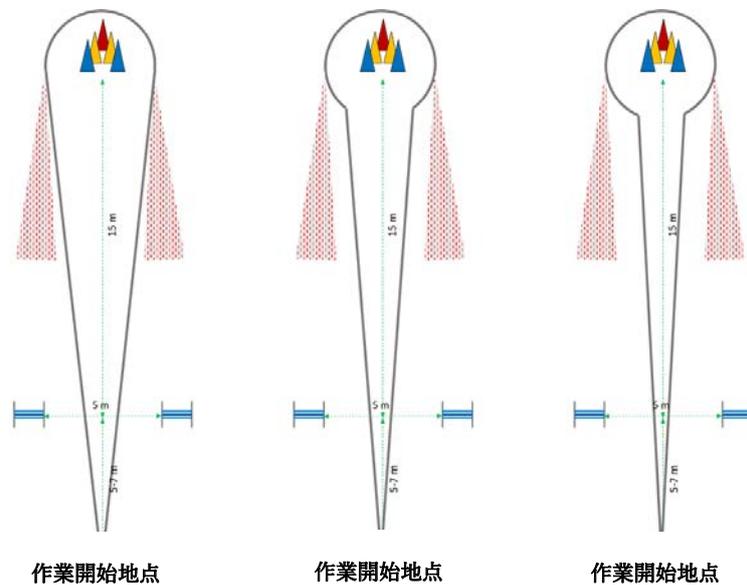


図2 各種犬による模範的な作業経路。同格に良い作業経路と見なされる。コーンからの距離と往路復路の適度な対称性が見られる事が好ましい。中型犬の場合、距離がタイト過ぎると見なされるのは5～10cm以下である場合とする。

赤色の範囲(犬はコーン周回を時計回りまたは反時計回りにて実行する事が認められる為、図内両側記)は犬の左/右側へ向けた望ましくないフォーカス(意識)を示す。一方向に対する軽度フォーカスは「0.5～1 評価点」、重度フォーカスは「1～2 評価点」減点とする。

犬がコーンまたはバレルと接触または衝突した場合、接触または衝突度合いに応じて「1～3 評価点」が減点される。犬がコーンまたはコーン数本を倒した場合、「2～3 評価点」減点される。犬がコーン群の間を通り抜けた場合、獲得可能最高評価点は「7 点」とすべきである。

飛越実行時の犬による障害に対する接触、または飛越バーを落下させた場合、「2 評価点」が減点されるべきである。

当競技課目作業が「不合格 (評価点= 0 点)」と見なされる事例：

- 犬がコーン群/バレルに向かう途中に障害飛越を実行した場合
- コーン群/バレル回りを促す軌道修正用第二追加・重複声符が使用された場合
(即ち、コーン群回り作業を促す第三声符が発声された場合)

- 犬がコーン群／バレルを後にし、十分な距離を空けていないにもかかわらず、指導手が明らかに早いタイミングで「静止を促す声符（立止または伏臥）」を使用した場合
- 指導手指示にて犬が静止しない場合
- 犬が障害飛越を実行しなかった場合や、間違った障害を飛越した場合
- 飛越時における犬の障害に対する足掛け行為が確認された場合
- 障害が倒された場合
- 作業開始地点において指導手が犬に対し方向を示す行為を実行した場合や犬に触れた場合、「不合格」が言い渡される。「第 5 章、一般規程、第 20 及び 53 項」を参照。

第十競技課目 「作業総合印象」

係数 2

評価方法

総合評価審査時、犬の作業意欲及び声符に対する服従性は不可欠要素とする。作業の正確性及び精密性、更に指導手と犬による自然な動作が重要視される。高評価点獲得には指導手と犬のチームワークが重要であり、お互いの作業への喜びと良いスポーツマンシップが見られる必要がある。作業中及び競技課目間の全動作が当競技課目「作業総合印象」の評価点に反映される。

犬が制御不能となり、作業中または競技課目間においてリング退場を伴わない指導手離脱を一度でも行った場合、犬が一回目の呼び戻しに従う事を前提とし、「作業総合印象」の獲得可能最高評価点は「5点」とする。犬による呼び戻し指示の無視や、再度会場の場外へ離脱した場合、「失格」が言い渡される。

犬が作業中または競技課目間にリングを離れた場合、或いはリング内にて排尿・排便行為が確認された場合、「失格」が言い渡される。なお、当クラス「第一競技課目（2.1）（合同作業）」作業中に犬が場外離脱し、指導手の元へと到達した場合、「失格扱い」とされないが、当競技課目「作業総合印象」の獲得可能最高評価点は「5点」とする。

単独審査中の審査員 2 名以上によってそれぞれ下された評価点の平均値が用いられたとしても、上記評価点以上の評価は付与されない。「第 5 章、審査用一般規程、75 項」を参照。

FCI オビディエンス・クラス 3

「第一競技課目 (3.1)」及び「第二競技課目 (3.2)」

- 「2 分間の合同停座 (指導手は視野外待機)」 **係数 2**
- 「1 分間の合同伏臥及び招呼」 **係数 2**

「第一競技課目 (3.1)」並びに「第二競技課目 (3.2)」は連続実施され、各競技課目作業の獲得評価点は第二競技課目作業終了後に個別に発表される。

使用声符 「停座」、「(姿勢維持)」、「伏臥」、「招呼」、「(脚側位置維持)」

「伏臥姿勢を促す声符」との視符兼用が認められる。*片手または両手の使用が認められる。*

競技課目の解説

全犬紐無し状態で競技リングに入場し、首輪装着は必須とする。グループは最低 3 頭、最高 4 頭から構成される。なお、競技会における「クラス 3」全出場犬総数が 5 頭の場合、5 頭で 1 グループを構成することが認められる。席次が決定される競技会の取扱いについては下記に明記されている特例規則を参照。

グループを構成する全指導手が互いに約 4~5m 間隔で並列した状態で各犬と基本姿勢を取り、スチュワードによる「第一競技課目 (3.1)」の作業開始「Exercise 1 starts」が告げられた時点で作業開始とする。全指導手が競技リング内に戻り、指導する犬と約 10m 距離を空けた対面状態にて静止した段階で、スチュワードによる作業終了と続く課目開始発表を以て当競技課目作業は終了し、「第二競技課目 (3.2)」が開始される。

「第二競技課目 (3.2)」は「第一競技課目 (3.1)」終了と同時に開始される。全頭第一競技課目作業終了地点にて停座姿勢を維持すべきである。指導手は左から右に向う順 (1⇒4) で犬に対し伏臥姿勢実行を命じ、各犬はそのまま 1 分間伏臥姿勢を維持すべきである。その後、各指導手は右から左に向う順 (4⇒1) に犬に対し招呼実行を促し、犬を基本姿勢に移行させる。

実施要領

グループ内全指導手は並列した状態で各犬と共に基本姿勢を取る。指示により各指導手は犬から離れ、犬の視野外にて指定された位置で 2 分間待機する。全指導手が犬の視野外に移動を完了すると同時に時間計測が開始される。2 分経過後、スチュワード指示にて各指導手はリング内に戻り、指定位置にて一列で一旦静止する。続けて各指導手は指導する各犬の前方約 10m 離れた各地点まで進み、犬と対面状態において静止する。その後、スチュワードは「第一競技課目終了、第二競技課目開始」(End of exercise1.....Exercise 2 begins) と告げる。

「第二競技課目開始」(Exercise 2 begins) と告げたスチュワードは引き続き実施される第二部作業を即座に開始する。この時点において各犬は停座姿勢を実行しているべきである。第一競技課目終盤、誤姿勢に移行し、その姿勢を維持し続ける犬の指導手は正しい停座姿勢への変更を促すべきである。姿勢修正はスチュワード指示にて「右から左に向う順 (4⇒1) で一頭ずつ実施される。

各指導手は左から右へ向う順 (1⇒4) に指導する犬に対し伏臥姿勢実行を命じるよう、スチュワードより指示を受ける。1 分間の伏臥作業実施後、各犬は右から左に向う順 (4⇒1) に各指導手によって呼び寄せられる。各犬の招呼実行を順に指示するスチュワードは、招呼指示が出された犬の招呼作業が完了し、指導手左側における基本姿勢に移り終えた後に初めて次の犬の元へと進む。他犬に影響を及ぼしかねない音量の大きい声符使用を控えるよう指導手に周知すべきである。大音量での声符発声は他犬に影響を及ぼしかねないため、大きな減点が行われる。第二部作業開始時点において正しい作業実行に失敗した犬や、犬の招呼作業実行を拒む指導手の扱いについては担当審査員判断に委ねられる。

「第一競技課目 (3.1)」と「第二競技課目 (3.2)」は同一競技課目として理解される為、前記競技課目間における指導手によるいかなる犬に対する関与 (褒める、意思疎通を図る) も認められない。当競技課目作業中、犬が作業する前方のリング外エリアを競技会役員以外の立ち入り禁止エリアと設定する事が推奨される。FCI オビディエンス世界選手権大会や席次が決定される競技会に付いては必須とする。

選考競技会、チャンピオンシップ級競技会や FCI 国際競技大会（FCI-CACIOB 付与対象行事）等、出場者総数が多く、席次が決定される大規模特別行事にあつては、チーフ・スチュワードは各グループ作業審査を担当する審査員と担当スチュワードと協議した上で、5 頭によるグループ構成を認める事を可能とする。

「クラス 3」、「第一競技課目（3.1）」並びに「第二競技課目（3.2）」の評価方法

「第一競技課目（3.1）」作業中、立止または伏臥姿勢へ移行した犬の「第一部評価点」は「不合格（評価点=0点）」とする。犬が静止位置を1犬身以上の距離を離れた場合、第一競技課目（3.1）と第二競技課目（3.2）は共に「不合格（評価点=0点）」と見なされる。作業2分経過後、各指導手が既にリング内にて並列し終えた後に犬が自主的に伏臥または立止姿勢へ移行した場合、獲得可能最高評価点は「5点」とする。なお、第一部作業終盤、全指導手が並列し終えた後（第一競技課目終盤）に犬が1犬身以上の距離を静止位置より離れた場合、「第二競技課目（3.2）」は「不合格（評価点=0点）」扱いとする。

第一競技課目（3.1）終了後、立止または伏臥を実行している全犬に対し順に停座実行を促すことが認められる。この場合、停座姿勢を促す第一声符は減点対象外とするが、第二声符が必要となる場合、「2評価点」減点とする。第2声符発声により犬が停座姿勢に移行しなかった場合、第2競技課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。第二競技課目（3.2）開始後（例えばスチュワードが右から左へ移動し、既に該当犬の前を通過し終えている状況において）犬が停座から立止または伏臥へ姿勢変更した場合、指導手による姿勢修正は認められない。各犬に対し伏臥実行が命じられる段階において犬が既に伏臥姿勢を実行している場合の獲得可能最高評価点は「7点」とする。なお、この段階において立止姿勢を実行中の犬の獲得可能最高評価点は、伏臥姿勢への移行指示に従う限り、「8点」とする。

犬が指導手指示以前に伏臥姿勢に移行した場合（例えば隣接指導手の声符にて）、第二部作業に対する獲得可能最高評価点は「8点」とする。更にほぼ自主的に伏臥姿勢に移った場合の第二部作業に対する獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬が伏臥実行を拒絶した場合、1分間の合同作業中に停座または立止へ姿勢変更した場合、指定姿勢実行位置から1犬身以上の距離を離脱した場合や、^{ぎょうがい}仰臥位（仰向け姿勢）を実行した場合、第二競技課目（3.2）は「不合格（=0点）」とする。犬が横臥位を実行場合、第二競技課目（3.2）の獲得可能最高評価点は「7」とする。

他指導手による招呼声符に従い犬が招呼作業を実行した場合、第二競技課目（3.2）の獲得可能最高評価点は「6点」とする。指示無し招呼実行は第二競技課目（3.2）の「不合格（評価点=0点）」を招く。招呼作業実行に追加声符を要した場合、獲得可能最高評価点は「8点」とする。

犬が数回吠えた場合、「1～2評価点」減点とする。犬が作業中に数回に渡り吠え続けた場合、更なる減点を招く。なお、犬がほぼ終始咆哮し続けた場合、該当競技課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。嗅ぐ行為についても採点上同等の扱いとする。

犬による全ての過度な動作は減点対象とする。左右への重心移動等の落ち着きの無さも減点されるべきである。犬の頭部保持位置変更により周囲を見回す行為は認められ、リング内外における誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、精神的な不安定度や萎縮した印象を与えてはならない。

「第一競技課目（3.1）」作業中に犬がリング外へ離脱し、直接視野外にて待機する指導手の元へと進んだ場合、「第一競技課目（3.1）」と「第二競技課目（3.2）」の「不合格（評価点=0点）」を引き起こし、「イエロー・カード」が提示されるが、競技会からの「失格」は言い渡されない。

犬が立ち上がり他犬の至近距離まで移動する事により作業妨害または犬同士の格闘に繋がる事が予測される場合、全犬作業が一旦中断された後、作業妨害を引き起こした犬以外の犬による作業が再開される。**作業妨害を引き起こした犬は失格扱いとする。**

「第三競技課目 (3.3)」及び「第四競技課目 (3.4)」

- 「紐無し脚側行進」 係数 4
- 「行進中の 2 姿勢及び招呼」 係数 3

競技課目の解説

FCI オビディエンス・クラス 3「第三競技課目「紐無し脚側行進 (3.3)」並びに「第四競技課目「行進中の 2 姿勢及び招呼 (3.4)」」は連続実施される。「行進中の各指定姿勢」実行は、紐無し脚側行進作業中、*当試験課目どの段階 (作業開始時、脚側行進実行中、作業終了時)*においても求められる事を可能とする。行進作業中に実行が求められる各姿勢は姿勢毎に続けて実行される必要がある。

「第三競技課目 (3.3)」並びに「第四競技課目 (3.4)」は審査上、区別して審査される為、「紐無し脚側行進 (3.3)」と「行進中の 2 姿勢及び招呼 (3.4)」各作業が進行中である事が明白に識別可能でなければならない。「第四競技課目 (3.4) 作業」は、一旦停止から展開され、新たなる静止にて終了する。「行進中の 2 姿勢及び招呼 (3.4)」は 2 つの競技課目作業段階より構成される。

1. 「犬の元へと戻る作業」と「犬と共に脚側行進作業を継続する」
2. 「犬の招呼作業」

当競技課目作業には上記 2 作業段階が含まれる必要がある。

一競技会における「脚側行進コース」と「行進中の各姿勢」は全出場者を対象に同一とする。行進コース設定と作業実行方法は行事特性に応じ選定・設定される事が推奨される。「紐無し脚側行進」並びに「行進中の 2 姿勢及び招呼」に要する合計作業時間は約 4.5 分間を超過すべきではない。

第三競技課目 「紐無し脚側行進」

係数 4

使用声符 「脚側位置維持」

実施要領

注釈：「紐無し脚側行進」実施要領及び評価方法の詳細については「第5章、一般ガイドライン、第27～32各項」を参照。

脚側行進作業の目的は犬が終始意欲的且つ注意深く、そして指導手左側にて行進位置と指導手との距離を一定に保ち、方向変換、アバウトターン、一旦停止や歩度変換を安定的に行うことにある。

脚側行進作業は方向転換、アバウトターンや一時停止を伴う各種歩度（常歩、緩歩、速歩）実施によって試される。「常歩と緩歩」、「常歩と速歩」の各歩度に明白な速度の違いが見られる必要がある。更に指導手が静止姿勢から数歩前後行進や直接屈折やアバウトターンを実行する場合や静止状態から直接約5m～10mの後退作業（15～30歩）における犬の作業が試される。後退作業は停止状態から展開され、新たな一旦停止にて終了する。当作業には右または左屈折が含まれる必要がある。作業開始及び終了及び方向変換実行タイミングはスチュワードによって指示される。後退行進作業実施に当たり、停止地点後方の床面が平坦で、且つ安全が担保されている必要がある。後退作業実行距離の正確な推測が可能となる様、スチュワード判断にて目標となる印が数か所設定されるべきである。

作業持ち時間設定に関する提案： 「第三(3.3)」及び「第四競技課目(3.4)合計作業時間」は最大約4.5分間を超過すべきではない。犬種や指導手によって同一コース上で作業を行うに当たり所要時間が多少前後する事を考慮すべきである。



評価方法

脚側行進実施要領並びに評価方法の詳細については、「第5章審査用一般ガイドライン第63項」を参照。脚側行進作業の審査に当たり、前記各種規則に則り、且つクラスに応じた審査が実施されるべきである。

作業大半を指導手後方 50cm 以上離れた位置で行進する犬や、指導手の元を離脱する犬の当競技課目評価は「不合格（評価点=0点）」とする。指導手による常歩や速歩行進速度が遅い場合、「2～4 評価点」減点とすべきである。犬による指導手後方における作業意欲が見られない遅れは、重大ミスと見なされ、「2～5 評価点」が減点されるべきである。

指導手との密着不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の行進姿勢（並行でない、カニ歩き）は「1～3 評価点」が減点される。方向変換実行中や直前直後の指導手による減速や静止行為は評価点の減点対象とする。

脚側行進作業中の指導手と犬の行進態度は自然体でなければならない。犬や指導手による不自然な行進実行位置や、誇張した表現は重大ミスと見なされ、度合いに応じ当競技課目の「不合格（評価点=0点）」を招く場合もある。

犬の指導手進路を妨げる、行進を妨害する行為や指導手への寄りかかり、頻繁に接触しながらの行進態度が見受けられた場合、評価点が減点されるべきである。

後退作業実施中の安全確認より起因する指導手による軽度な集中力散漫さは認められる。

後退作業内容が不足であった場合、最大減点幅は「1～2 評価点」とすべきである。

第四競技課目 「行進中の2姿勢及び招呼」

係数 3

使用声符 「脚側位置維持」(2回)、「立止」/「停座」/「伏臥」、「招呼」(2回)、
「脚側位置維持」

実施要領

実施姿勢は「立止」、「停座」及び「伏臥」とする。審査員は作業開始前に3姿勢(立止、停座、伏臥)の内、実行されるべき2姿勢の各姿勢実行順序、招呼作業が展開される姿勢と、作業コース設定を決定する。作業コース設定並びに各姿勢実行順序は全出場者を対象に同一でなければならない。実行すべき各指定姿勢と当競技課目実行詳細はクラス競技または競技会開始前に、第四競技課目(3.4)で採用される競技課目作業コース、各姿勢や招呼実行位置と行進経路が示される図を掲示版等で発表されるべきである。

当競技課目作業は停止姿勢にて、スチュワードによる「第四競技課目(3.4)開始(Start of exercise 3.4)」または「姿勢実行開始(Start of positions)」指示にて開始される。「第四競技課目(3.4)作業」は「第三競技課目(3.3、脚側行進)作業」実施中どの段階においても融合可能とするが、第四競技課目の2作業段階並びに連続実行される両姿勢は、それぞれ**短い脚側行進作業後**に実行される必要がある。当競技課目作業は各作業実施要領図に従って実行されなければならない。実行される2姿勢のうち、どちらかの姿勢は招呼作業を伴う必要がある。

当競技課目の全作業段階はスチュワード指示にて実行されなければならない。競技課目作業の詳細、指導手によって実施される方向変換の方向、犬が指定姿勢に移行し指導手が犬を離れる際と前後の歩度等の情報は、図に明記される必要がある。

脚側行進作業中に犬に指定姿勢を実行させ、犬から離れる際の歩度は脚側行進作業同様、通常の「常歩」とする。速歩における課題実行を求める事も可能とするが、通常の国内競技会における実施は推奨されない。速歩における姿勢変更はチャンピオンシップ級競技会、国際競技大会、選考会等、類似する席次が決定される競技会における採用を可能とする。

脚側位置にて犬を伴う指導手が一旦静止し、スチュワードが「第四競技課目 (3.4)」／「指定姿勢実行競技課目作業開始」を告げた後、新たなスチュワード指示に従い指導手は行進を再開する。常歩（または速歩）にて**短い距離**を進んだ段階においてスチュワードは指導手に対し犬による第一指定姿勢実行（立止、停座または伏臥）を促すよう指示する（指定姿勢実行を促す追加指示使用は、審査上該当姿勢の不合格扱いを招く）。第一指定姿勢実行中の犬をそのまま後に残し行進を続ける指導手は、スチュワード指示に従い「左折」、「右折」、「ターンアバウト」及び／または「一旦停止」、「犬の招呼」または前記作業の組み合わせを実行する。

第一指定姿勢が実行された後、指導手と犬は歩行を再開／歩行を継続（第一指定姿勢実行方法に応じる）する。短い距離の脚側行進実行後、スチュワード指示で下記にて説明された方法にて第二指定姿勢が実行されるべきである。

当競技課目作業 (3.4) は第二姿勢が実行され、スチュワード指示にて指導手が静止した後、犬が基本姿勢に移行した時点で終了する。スチュワードは「クラス 3、第四競技課目終了 (end of exercise 3.4)」または「姿勢変更競技課目終了 (end of exercise positions)」と告げる。状況に応じ続けて「第三競技課目 (3.3)」の脚側行進作業が継続されるか、脚側行進作業が既に完全に完了していれば、この時点で明白なスチュワード発言を以て両競技課目作業が終了する。

屈折やターンアバウト作業を含む、指導手が単独で行う歩行作業の距離は必要以上長く設定されるべきではない。

犬による指定姿勢が実行され、指導手が犬を後にした後の作業課題選択肢について

1. 犬の元へと戻り、犬と共に脚側行進作業を継続する
 2. 犬を招呼する
- } 逆順も可

1. 犬の元へと戻る過程における作業課題選択肢

1.1 指導手による直線上の往復単独行進作業

指導手は犬を後にし、そのまま常歩にて直線上を約 4m～5m 進み、スチュワード指示にてターンアバウトを実行した上で再度一時停止し（または一時停止をする事なく）、犬が静止している地点に向き直り、犬と約 50cm 間隔を空けた状態でそのまま犬を通過する。犬を約 2m～3m 通過した地点においてスチュワード指示にて更なるターンアバウトを実行した後、犬の元へと戻り、犬の右側面に到達すると同時に：

- 静止し、犬に脚側位置移行を促した後、スチュワード指示に従い作業を継続する。または
- 静止する事無く、犬と共に脚側行進作業を継続する。

1.2 指導手による単独行進中の方向変換及びターンアバウト作業

指導手は犬を後にし、そのまま直線上を約 2m～3m 前進した後、スチュワード指示に従い左屈折／または右屈折／またはターンアバウトを複数回実行後に下記方法に従い犬の元へと戻る。

2. 犬の招呼作業を促すまでの過程における作業課題選択肢

2.1 直線上の前進作業及び招呼実行

指導手は犬を後にし、そのまま常歩にて直線上を約 4m～5m 進み、スチュワード指示にて静止した上で犬がいる方向に向き直る／またはスチュワード指示にてターンアバウトを実行した上で静止する。続くスチュワード指示にて指導手は犬に対し声符を用いて招呼実行を促す（視符使用は不可）。声符発声時の視符兼用は「2 評価点」が減点される。

犬が基本姿勢に移行した後、競技課目進行段階に応じてスチュワードは指導手に対し続く作業内容について指示を出す。

2.2 指導手による単独行進中の方向変換及びターンアバウト作業と招呼作業

指導手は犬を後にし、スチュワード指示に従い、複数回に渡り左や右への方向転換やターンアバウトを実行する。指導手が行進すべき方向は限定されず、犬の後方地点へと向かう途中に招呼作業実行が促される場合もある。指導手は行進し続けながら犬に対し招呼を促す声符を発し、犬が脚側位置に付いた後も数メートルに渡り犬と共に前進し続ける必要がある。

競技課目段階に応じスチュワードは指導手に対し続く作業内容について指示を出す。

幾つかの方法で招呼実行が認められる。例えば指導手が、

- 「一旦停止し、犬の方向に向き直り「通常招呼を促す」または、「ターンアバウトを実行した直後に静止した上で「通常招呼を促す」または、
- 「犬に向かうまたは犬を後にし、単独行進中に「スクエア作業で設定される招呼方法を用いる」または、
- 「犬が静止する方向に向き直り、犬に向かって進み、そのまま犬を通過した後に犬の招呼作業実行を促す」。

指導手が静止している場合、犬に対し招呼作業が含まれる各競技課目の実施要領（対面停座実行後に基本姿勢へ、または直接基本姿勢に移行）に基づき基本姿勢を促す事を可能とする。指導手後方から犬が接近する場面については基本姿勢への移行方法は定義されていないが、犬に対し努力を求めない、見栄えのする作業が望ましい。指導手が行進中、犬が前方から指導手に向かって基本姿勢に移行する場合も前者と同様とする。作業に一貫性が見られるべきである。

スチュワードが厳守すべき各種指示のまとめ

審査員と指導手が行進中の競技課目作業段階を容易に把握可能とするため、スチュワード指示は明白且つ必要となる情報が集約されている必要がある。

スチュワードは、指定姿勢への変更が実行される「オビディエンス・クラス 3・第四競技課目 (3.4)」開始を明白に告げるべきである。スチュワードは指導手に対し作業開始、犬に対する各指定姿勢（立止、停座、伏臥）実行を促すべきタイミング、行進ルート、左右方向変換やターンアバウト実行タイミング、脚側位置への招呼を促すタイミングと停止実行を指示する。

下記状況下においてスチュワードは指導手に明白な情報提供を行う事が推奨される：

- 犬の後方より犬に歩み寄る際、犬を伴って行進し続けるべきか または
- 犬の側面を通過し、単独で行進をし続けるべきか または
- 犬の側面にて静止すべきか

競技課目作業段階に応じたスチュワードが使用すべき各種指示の推奨具体例：

- 「脚側行進作業終了、指定姿勢実行競技課目開始、第一指定姿勢「立止と招呼」、
「第二指定姿勢「伏臥」
“End of heelwork exercise, start of positions exercise, 1st position “stand with recall”, second position “down”
- 「指定姿勢実行競技課目 (3.4) 終了、第三競技課目 (3.3) 脚側行進作業開始／
または再開」
“End of positions exercise (3.4) . Start of / continue with heelwork / exercise 3.3”
- 「指定姿勢実行競技課目終了、第三競技課目継続」
“End of positions exercise, heelwork exercise continues”
- 「両競技課目作業終了、ありがとうございます」
“End of both exercises, thank you.”

「競技課目 3.4」の幾つかの構成例やスチュワード用ガイドラインについては「第 7 章、付録 3」を参照。

評価方法

注釈 指定姿勢実行競技課目における誤姿勢実行は他競技課目における誤姿勢実行と比較し大幅に減点される。

短距離で実行される各脚側行進作業は「オビディエンス・クラス 3・第四競技課目 (3.4)」評価に反映される。第四競技課目 (3.4) 合格評価点獲得には実行されるべき二つの指定姿勢のうち、最低 1 姿勢及び招呼作業が正確に実行される必要がある。

犬が一姿勢を実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

犬が招呼作業を実行せず、両指定姿勢を正しく実行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

両指定姿勢を実行しなかった場合、当競技課目は「不合格 (評価点=0 点)」とする。

犬が一指定姿勢と招呼作業を実行しなかった場合、「不合格 (評価点=0 点)」とする。

犬が該当指定姿勢配点を獲得できない事例

- 誤姿勢を実行した場合
- 指導手によって指定姿勢実行を促す声符が発せられた後に犬が 1 犬身以上動いた場合
- 一旦正しく取った姿勢を変更した場合
- 指定姿勢実行を促すに当たり指導手が追加・重複声符を使用した場合
- 一旦静止した後に歩行を再開し、1 犬身以上の距離を移動した場合
- 指導手による招呼を促す声符発声前に犬が明白に作業を再開した場合 (実行中の指定姿勢、招呼作業、競技課目作業全体が「不合格 (評価点=0 点)」扱いと見なされる)
- 指定姿勢実行を促すに当たり、重度視符や体符使用が確認された場合

犬が誤姿勢で静止した場合、引き続き招呼作業を行うことができるが、招呼及びその他指定姿勢作業が完璧に実行された場合に限り、獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

犬が指定姿勢実行地点で完全静止しなかった場合、**当指定姿勢からの招呼作業実行は不可能となるため**、当試験課目は「不合格 (=0点)」とする。犬が実行姿勢から離脱し、招呼作業が促される声符発声以前に指導手元に進んだ場合、当試験課目は「不合格(評価点=0点)」と見なされる。

犬が正しい姿勢に移行した後、二度の招呼声符発声に反応しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。招呼作業を促す追加・重複声符や視符使用は「2評価点」が減点される。

審査実施に当たり、作業開始と各再開、各一旦停止以前に実行される脚側行進作業、指定姿勢移行作業内容、各静止後の犬と指導手との合流方法と継続作業内容に注意すべきである。指定姿勢実行前の脚側行進は、第三競技課目で実行される他脚側行進と同じ実行速度で実行される必要がある。例えば、一旦停止前後の減速または加速等の歩度変更は認められない。

停止姿勢からの離脱、遅い立止/停座/伏臥実行速度、進行方向から反れた姿勢実行、悪い脚側行進作業内容、歩度変換、半円状上に実行される屈折作業（指導手も同様）、指定歩行コースからの離脱、指導手による犬への振り向き行為はミスと見なされる。前記ミスが確認された場合、「1～5評価点」が減点されるべきである。

指定姿勢実行を促すに当たり追加・重複声符使用は認められない。使用した場合、該当姿勢は評価上「不合格扱い」とする。指定姿勢（立止、停座、伏臥）を促すに当たり視符や体符が使用された場合や、指導手による犬への振り向き行為は重大ミスと見なされ、「1～5評価点」と大幅な減点が行われる。使用強度や継続度に応じ、該当指定姿勢評価の「不合格」を引き起こす事もある。

まとめ

- 「第一指定姿勢誤実行」＋「良い第二指定姿勢及び招呼作業内容」
⇒ 獲得可能最高評価点「7点」
- 「1犬身以上前進する」＋「良い第二指定姿勢実行及び招呼作業内容」
⇒ 獲得可能最高評価点「6点」

- 「犬は静止に3犬身以上の距離を要する」＋「良い第二指定姿勢実行及び招呼作業内容」
⇒ 獲得可能最高評価点「5点」
- 「第一指定姿勢未実行（歩行継続、3犬身に及ぶ距離以内の静止未実行）」または「**招呼実行不能**」（極端に短いまたは全く相違する方向からの招呼実行距離でも）
⇒ 「不合格（評価点=0）」（第二指定姿勢作業が納得の行く内容でも）
- 「両指定姿勢作業が納得の行く内容であった」＋「招呼内容が不合格に値する」
⇒ 獲得可能最高評価点「7点」

注釈：「スチュワードガイドライン」や「競技課目3.4」の実施要領実行例は「第7章付録3」を参照）

第五競技課目 「2 姿勢（立止・停座・伏臥）を伴う招呼」 係数 3

使用声符 「伏臥」、「姿勢維持」、「招呼」（3回）、「立止」、「停座」、「伏臥」（2回）、
（「脚側位置維持」）

当競技課目全作業段階における声符使用は必須とする。「静止を促す声符」との視符兼用が認められる。視符兼用時、片手または両手使用が認められる。

競技課目の解説

招呼実行距離は約30m～35mとし、静止実行姿勢は「立止」、「停座」または「伏臥」とする。前記3姿勢の内、実行されるべき2姿勢が審査員によって決定される。競技会にて実行すべき指定姿勢と実行順序は、競技会またはオビディエンス・クラス3評価開始前に掲示版を用いて発表されるべきである。

作業開始地点、招呼実行全距離の1/3、2/3の各地点は、それぞれコーンや半球目標マーカー等によって印される。後者両地点は指導手が容易に目視可能となる様、コーンまたはマーカー等が設定される必要があり、且つ犬の進路から外れた地点に設定すべきである。これら目標コーンやマーカーは指導手によって犬の静止姿勢を促す声符（立止、停座、または伏臥）を発するべき地点と捉えるべきであるため、犬が各招呼作業実行中に前記目標コーンやマーカーに到達次第、指導手によって各静止声符が発せられる必要がある。

実施要領

当競技課目作業開始地点において指導手は犬に対し伏臥姿勢実行を促し、そのまま指示された方向に向かって約 30 歩～35 歩進み、犬の方向に向き直る為、静止する。スチュワード指示にて指導手は犬を招呼し、犬が全招呼距離の約三分の一地点に到達した段階で、即ち犬が最初の目標コーン／マーカと並んだ時点において指導手は「第一指定静止姿勢実行を促す声符」（立止、停座または伏臥）を發し、犬を静止させる。約 3 秒経過後スチュワードによる新たなる指示で指導手は犬を再度招呼する。指導手は犬が全招呼距離約三分の二地点に到達した地点で（犬が第二目標コーンまたはマーカと並んだ時）「第二指定静止姿勢実行を促す声符（立止、停座または伏臥）」を使用し犬の二回目の静止促す。二回目の静止実行約 3 秒後、更なるスチュワード指示にて指導手は犬を新たに呼び寄せ、基本姿勢に移行させる。

静止指示は、犬が設置されている各目標コースやマーカに到達次第、指導手が自ら發声すべきである。その他犬に対する全ての指示はスチュワード指示に従って実施される。

全ての指導手指示は明白に伝わる方法で發せられる声符である必要がある。犬の静止を促す声符使用に限り、視符兼用が認められる。視符は声符と同時に使用される必要があり、声符發声時間を上回ってはならない。

各招呼声符と犬名を併せて發声することも認められるが、二つの単独声符が發声される印象を与えてはならない為、連続發声される必要がある。

評価方法

指導手による各招呼実行作業を促す声符に対し犬は意欲的に反応し、静止指示に従い即座に正確な静止姿勢に移行する事が重視される。少なくとも「速いトロット（軽速足）」に相当する安定度のある適切な招呼速度が求められる。遅い作業実行速度と指導手による静止指示を予測する犬の行動はミスと見なされる。極度に遅いまたは作業意欲が見受けられない招呼作業実行は、場合によっては当試験課目の「不合格（評価点=0点）」を招く可能性がある。なお、招呼実行速度並びに各静止作業評価を行うに当たり、犬種特性や、個体の体格構成が考慮されなければならない。招呼作業実行を促された犬は即座に作業を開始すべきであり、姿勢実行を促す声符が發せられ次第、即座に制動動作を開始し、完全に静止すべきである。

初回招呼作業開始または静止後の再招呼作業再開に追加・重複声符が必要となった場合、「2 評価点」減点とする。初回招呼作業開始または各静止後の招呼作業再開を促すに当たり 3 声符を要した場合や、合計 5 回に及ぶ招呼声符発声により、当競技課目は「不合格（評価点= 0 点）」と見なされる。

初回招呼作業実行前に犬が 1 犬身以上の距離を作業開始地点から離脱した場合、当競技課目評価は「不合格（評価点= 0 点）」とする。指導手による招呼実行指示前に犬が立止または停座姿勢に移行した場合や、1 犬身以内の距離に及ぶ作業開始地点からの離脱が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8 点」とする。

犬の静止作業を評価するに当たり、制動開始から静止までの作業過程の審査に当たり、速度が速いまたは体格構成により体重が重い犬が必要とする制動距離は一定の許容範囲を与えるべきであるが、遅い犬の場合は考慮されない。静止を促す声符発声と同時に犬は制動を開始すべきである。

犬の作業実行速度に関わらず、十分に正確または完璧な停止作業実行と見なされるためには、静止を促す声符発声より静止実行に要する距離は 1 犬身を超えてはならない。速度が遅い犬はより正確な停止作業実行が求められる。維持姿勢からの数歩の前進行動は重大ミスとみなされるため、減点されるべきである。犬による制動時の滑る行動もミスと見なされ、同様に評価点が減点される。

約 3 犬身以内の距離にて静止に至らない場合、審査上「停止未実行」と同評価が下される。犬が実行すべき一静止または一姿勢が実行されなかった場合（約 3 犬身以内の距離で静止に至らない場合）、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

静止姿勢を実行すべき地点において犬が静止を試みなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「5 点」とする。指定静止姿勢を実行すべき両地点において犬が静止しなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点= 0 点）」と見なされる。

犬が誤姿勢にて一旦静止し、または犬が誤実行した姿勢を自ら修正し、静止作業内容他審査要素が実行された場合に限り、「2 評価点」減点とする。両姿勢が誤実行された場合、当試験課目は「不合格（評価点= 0 点）」と見なされる。

第六競技課目 「遠隔操作を伴う指定範囲への送り出し、伏臥及び招呼」係数 4

使用声符 「前進」、「立止」、「右」または「左」、「立止」、「伏臥」、「招呼」

犬が指導手より離れた地点において作業を実行する場合や、立止及び伏臥姿勢実行を促す声符使用時の視符兼用は認められる。犬をサークル (円) 及び/またはスクエア (姿勢範囲) に誘導するに当たり片手のみの使用が認められる。

「立止」及び「伏臥を促す声符」使用時の片手または両手による視声符兼用も可能とする。

競技課目の解説

作業開始地点より約 10m 地点に半径 2m (直径 4m) の円が設定される。よって、円の中心は作業開始地点より約 10m の位置に設定される。円の中心地点はいかなる方法によっても印してはならない。円周 (12.6m) はマーキングによって明白に目視可能となる方法で印される必要がある。印すに当たり最低 8 か所のマーキング箇所 (短いテープ片、石灰線等)、または円全体を描くマーキングが施されている必要がある。マーキングは、犬が円内外にいるかの指導手及び審査員判断を補助する目的の為にのみ設定される。円周マーキングは犬にとって目立つ方法で設定されてはならない。円周全体がマーキングされている場合、マーキングと背景とのコントラストは極僅かであるべきである。犬の目を引く、明白に目視可能な紐、麻布、プラスチック製ホース等の使用は禁止されている。

面積 3×3m の指定範囲 (スクエア/ボックス) が作業開始地点より約 25m、円中心地点より約 23m 地点に設定される。前記各距離はスクエアの中心地点までの距離設定とする。スクエアの四隅は高さ約 10~15cm のコーンによって印されている。各コーン外側は目視可能な仕切り線 (テープ、チョークまたは麻布) によって印されているべきである (当規程「第 7 章付録 5」を参照)。

作業開始地点から円中心を結ぶ想像上の線と、円中心からスクエア中心を結ぶ線の交差点における構成角度は 90 度であるべきである (オビディエンス・クラス 3「第六競技課目会場設定図」を参照)。

各スクエア境界線並びに円の円周線設定に当たり、最も近い各競技会場境界線までの距離は約 3m を下回ってはならない。

特にチャンピオンシップ競技会等、席次が決定される競技会においてダブルハンドリングが実施不可能となる様、対策が講じられる必要がある（当競技課目規程文下部、各図を参照）。

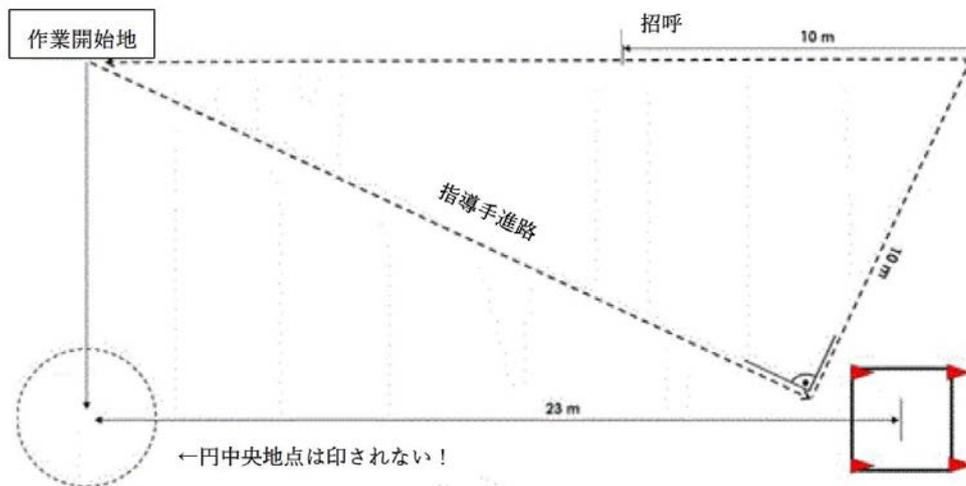


図1 「クラス3、第六競技課目」(スクエアの詳細設定方法は「第7章、付録5」を参照)

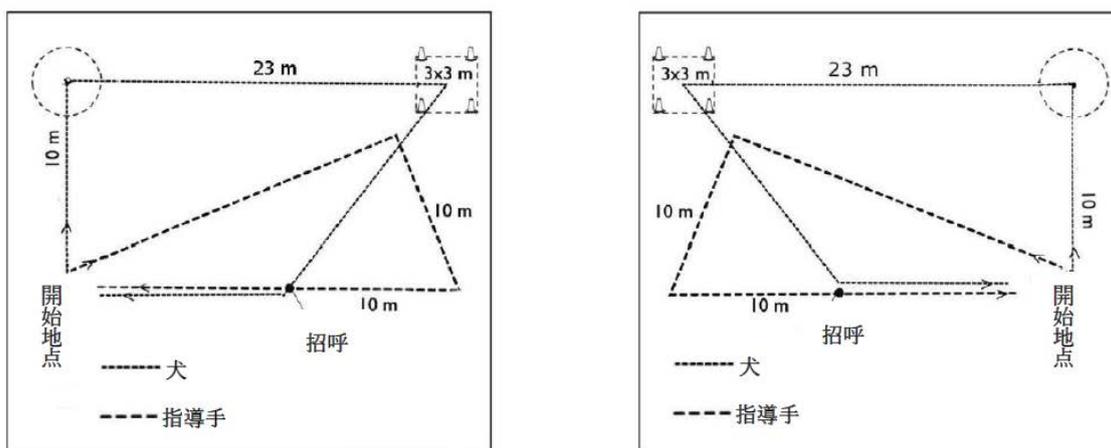


図2 「クラス3、第六競技課目(3.6)」(競技課目会場設定及び進路パターン)

実施要領

当競技課目作業開始前に指導手は犬に対し指定範囲内（スクエア／ボックス）にて「一旦立止を促した後、伏臥姿勢実行を命じるか」または、「直接伏臥姿勢実行を命じるか」を審査員に告げる必要がある。

作業開始地点より指導手は犬を円に向かって送り出し、円内にて立止姿勢実行を促す。続けて指導手は犬を円より指定範囲（スクエア／ボックス）へと向かわせ、到達次第伏臥姿勢実行を促し／または一旦立止姿勢にて静止した上で伏臥姿勢実行促す。続けて指導手は犬を目掛け歩き出し、方向変換を二度実行した後にボックス内にて待機する犬を招呼し、合流後に作業開始地点へと向かい、到達次第共に静止する。

犬は指導手指示に従うべきである。例えば、円内またはスクエア内にて立止姿勢実行声符が発声された場合、犬は躊躇なくそれら指導手指示に従う必要がある。スクエア内にて指導手によって直接伏臥実行指声符が使用された場合、犬は声符に従い直接伏臥姿勢に移行すべきである。逆に、指導手により姿勢実行を促す指定声符が使用されない限り、犬は自主的に静止または伏臥姿勢に移行すべきでない。自主的な判断に基づく作業を行った場合、減点とする。

指導手が犬に対し円に向かわせ、円内にて立止姿勢実行を促した後、犬の円内静止位置に応じ、そのまま犬をボックスに向かわせるか、犬が完全に円内にて静止していない場合は修正指示を用いて犬の静止位置を変更させる事を選択する事が認められる。

犬が円の境界線上にて立止を実行した場合、指導手判断に基づきそのまま犬をボックスに向かわせる事は認められるが、評価点の減点対象となる。なお、犬が円の境界線上にて立止を実行している場合、指導手は犬の立ち位置を修正指示使用によって変更させる判断を下す事も可能とする。当判断は指導手に委ねられる。

犬が完全に円外に位置する場合、（四肢の内、最低一肢が円内に位置する必要がある）指導手による犬の円内侵入を促す指示が実行されなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。

犬が約3～4秒間に渡り円内または円境界線上にて静止し続けた後、スチュワード指示にて指導手は犬を3m四方の指定範囲（スクエア、ボックス）へと誘導する。

指導手が犬を円内に再誘導する場合、スチュワードが犬をスクエアへと誘導する指示を出す前に、即ち3～4秒間経過以前に再誘導を決断、実行する必要がある。

犬は円とスクエアに向かうに当たり直線上を進むべきであり、スクエア前面から進入しなければならない。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止姿勢実行を促した後、即座に伏臥姿勢実行を命じるか、または直接伏臥姿勢実行を命じる。立止姿勢実行が促された場合、続く伏臥姿勢実行が命じられるまで約 3 秒間に渡り明白且つ、安定した立止姿勢が継続実行される必要がある。立止と／または伏臥姿勢実行指示は指導手が自主的に発するべきである。犬がスクエアに向かう途中、静止声符に従いまたは自主的にスクエア至近距離地点やスクエア境界線上にて静止した場合、指導手は犬をスクエア内に再誘導する必要性が生じる。この場合、犬がスクエア内到達後に新たな立止姿勢を促す声符使用が必要となり、または直接的な伏臥姿勢移行を促す声符が使用されなければならない。

指示にて指導手は犬に向かって進み出し、指定範囲に到達する約 2m 手前地点において屈折（90 度）を実行する様、新たな指示を受ける（なお、指導手は指定範囲（スクエア）に進入する指示は受けない）。屈折作業実行後、約 10m 地点において、作業開始地点へ向かう様、新たな指示を受ける。その後、更に 10m 進んだ地点にてスチュワードは指導手に静止する事無く犬を招呼する様、指示出す。指導手が作業開始地点に到達次第、スチュワードより静止指示を受ける。

追加・重複声符使用による評価点減点を防ぐ為には指導手は当競技課目において最大 6 声符を使用すべきであり、内 1 声符はスクエア内にて犬の立止姿勢実行を促す声符であるべきである。他実行方法として指導手は犬に対し直接伏臥を命じる事が認められるが、この場合使用可能な声符数は最大 5 声符のみとなる。

指導手より犬が離れている状態下における声符との視符兼用が認められる。招呼作業を促す声符発声時と同時に指導手による犬の方向への短時間の頭部位置変更が認められる。

立止、伏臥や再誘導指示以外、全ての指導手による指示はスチュワード許可を必要とする。

評価方法

方向指示や他声符に従う意欲、犬の作業実行速度並びに最短距離選定に審査上、重点が置かれるべきである。

犬に方向を示す行為（例えば、円やスクエアの位置）、作業開始地点における犬に対する接触行為（作業開始前であったとしても）は当競技課目の「不合格（評価点=0）」を引き起こす。作業開始前の犬による指導手に対する接触を意味する「ハンド・タッチ」は一回認められるが（指導手による犬の接触は不可）、決して特定範囲や方向に対する意識付け行為が行われている印象を与えてはならない（第5章一般ガイドライン第20及び53項）を参照）。声符と同時に指導手がいずれかの方向へ基本姿勢から（数歩）離脱した場合、当試験課目は「不合格（評価点=0点）」と見なされる。指導手による過剰なボディーランゲージ（体符）が見受けられた場合、獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

犬を誘導または軌道修正する場合に限り、視符使用が認められる。犬が指導手側面にいる場合の視符使用は、「2評価点」が減点される。

犬の作業速度が遅い、極度に遅い場合、獲得可能最高評価点は「6～7点」とすべきである。犬による全ての自主的な作業実行も減点を招く。ボックスに向かう途中で静止した場合、ボックス内にて無声符で静止（立止）または伏臥を実行した場合、「3評価点」減点とする。指導手が「立止を促す声符」を含み合計6声符以上使用した場合、減点対象とする。ボックス内にて犬に対し直接伏臥を促す場合は、最大5声符とする。誘導や軌道修正用追加・重複声符使用による減点幅は、それら声符の発声強度と犬の声符に対する服従度合いに応じて左右されるが、1追加・重複指示使用当たり「1～2評価点」とする。

円（サークル）

静止指示使用時の犬の居場所（円の外部、境界線上、内部）に応じ、指導手は犬を円内に移動させる為の誘導を行うか、または続けてスクエアに向かわせる事が認められる。

犬が完全に円外にいた場合、円内への再誘導は必須とする（少なくとも一肢が円内に位置する必要がある）。

犬が円周上にて立止姿勢を実行している場合、指導手による再誘導行為は任意とする：

- 犬が完全に円範囲内に位置する場合、円内の居場所に応じた減点は実施されない。
- 犬が円周上にて立止を実行している場合、静止位置に応じ「 $\frac{1}{2}$ ～3 評価点」減点とする。
- 犬の四肢の内、三本が円周内に位置した場合、獲得可能最高評価点は「9 点」とする。
- 犬の四肢の内、三本が円周外に位置した場合（一本のみ円周内）、獲得可能最高評価点は「7 点」とする。指導手は再誘導を行う事が可能であり、犬が指導手指示に従って完全に円周内に移動した場合、「2 評価点」減点とする（再誘導と静止指示で、各 1 評価点減点）。
- 犬が完全に円外に位置する場合、犬を円内へ移動させる為の再誘導を行う必要が生じる。「再誘導」と「静止を促す各一指示」で再誘導が成功した場合、「2 評価点」減点とする。
追加誘導と静止指示が必要となった場合、更なる「2 評価点」減点を実施される。
- 指導手指示にて犬が円内にて停座または伏臥姿勢を実行した場合、獲得可能最高評価点は「8 点」、犬が自主的に実行姿勢に移った場合、獲得可能最高評価点は「7 点」とする。
- 犬が円外にて停座または伏臥姿勢を実行した場合、当競技課目は「不合格 (= 0 点)」とする。
- 犬が円周上にて停座または伏臥姿勢を実行した場合、円内にて立止姿勢実行を促す再誘導が必要となり、獲得可能最高評価点は「6 点」とすべきである。

指定範囲（スクエア、ボックス）

犬がスクエアに対し側面または後面から侵入した場合、「 $\frac{1}{2}$ ～1 評価点」減点とする。

犬がスクエア外にて停座または伏臥姿勢を実行した場合、指導手による再誘導行為は認められず、当競技課目は「不合格（評価点=0 点）」と見なされる。合格評価点獲得には犬は完全にスクエア内に位置する必要がある。なお、尾にあつては完全にスクエア—境界線内に収まっている必要は無い。

指導手指示にて犬の静止が促され、犬がスクエア外隣接地点または境界線沿いにて静止し、スクエア内への再誘導が必要となった場合、伏臥実行前に一旦立止を実行させる事が予定されていたのであれば、伏臥姿勢実行を指示する前に新たな立止姿勢実行を促す声符が使用される必要がある。犬による反応が迅速で各姿勢が明白に実行された場合、「2 評価点」減点とする。

「スクエア内にて直接伏臥姿勢を実行すべき犬」のスクエア内への再誘導の為、スクエア外にて一旦静止させる必要性が生じた場合、追加立止姿勢実行を促す声符と再誘導声符使用と同様に「2 評価点」減点される。

指導手指示に従い犬がスクエア内にて誤姿勢を実行した場合、「2 評価点」減点とする。立止姿勢が明白性と安定性に欠ける場合や実行継続時間が不足した場合、「1~2 評価点」減点される。犬による自主的な作業実行により誤姿勢が実行した場合、「3 評価点」減点とする。

指導手が第二回目屈折作業を実行する前に犬が伏臥姿勢から停座や立止へ姿勢を変更した場合、当競技課目は「不合格（評価点= 0 点）」と見なされる。指導手による第二屈折実行後、招呼作業を促す前に犬が伏臥姿勢から停座や立止へ姿勢を変更した場合、当競技課目獲得可能最高評価点は「7 点」とする。犬による姿勢変更を伴わないスクエア内における位置変更や^{ほふく}匍匐前進行動が確認された場合、「2~3 評価点」減点とする。スチュワードによる招呼実行指示前に犬がスクエア境界線外に移動した場合、当競技課目は「不合格（評価点= 0 点）」と見なされる。なお、犬が指導手による招呼実行を促す声符発声を予測し、例えばスチュワードによる招呼実行指示と併せて、指導手の声符発声直前に招呼作業を開始した場合、「2~3 評価点」減点とする。

円やスクエア内の立止作業を促す追加・重複声符使用、招呼または伏臥作業実行促す追加・重複声符使用は、一追加・重複声符使用当たり「2 評価点」が減点される。前記何れかの声符 3 度使用、または犬がスクエア内にて伏臥姿勢に移行しなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点= 0 点）」と見なされる。

第七競技課目 「遠隔操作による方向変換を伴うダンベル持来」 係数 3

使用声符 「前進」、「立止」、「右」または「左」または「中央」と「持来」、「引き渡し」、
(「脚側位置維持」)

誘導声符使用時に限り、*片手に限る*視符兼用が認められる。指導手は両手を体の前で合わせる形で中央に配置されているダンベルを示すと同時に頭で軽く頷く行為も認められる。

競技課目の解説

明白に目視可能な状態で、互いに約 5m 間隔にて 3 つの木製ダンベルが配置される。持来されるべきダンベルはくじ引きによって決定される。左右または中央に配置されているダンベルの内、何れかのダンベルが持来されるべきである。

作業開始地点は中央に配置されたダンベルより約 20m 離れた地点に設定される。*中央地点に配置されるダンベル位置は、作業開始地点の地面、または作業開始地点と中央に配置されるダンベルを結ぶ直線上遠方に位置する壁やフェンスにおけるマーキングにより指導手が正しい作業開始地点を選定可能となるよう明白に印される必要がある。*

各ダンベルを繋ぐ想像上の線から作業開始地点に向かって約 10m の位置に並行して新たな想像上の線が引かれる。この線と作業開始地点との距離も約 10m とし、

この第二の想像上の線の左右両端に互いに 10m 以上離されている小型マーカー(10~20cm のテープ片、石灰線、小型コーンまたは半球体、パイプ片や管、等) が設定される。各目標マーキングは審査員と指導手によって容易に目視可能であるべきであるが、犬の作業を妨げる、または犬にとって目立つ物であってはならない。

スチュワードは 3 つのダンベルを配置する。「オビディエンス・クラス 3」出場者全員にとって同一条件が整うよう、これらダンベルは常に同一方向に向かって(「左から右へ」または「右から左へ」)、そして同一位置(水平または垂直)に配置される必要がある。ダンベルは各競技会場境界線から最低 3m 空けた位置に配置される必要がある。下記図を参照。

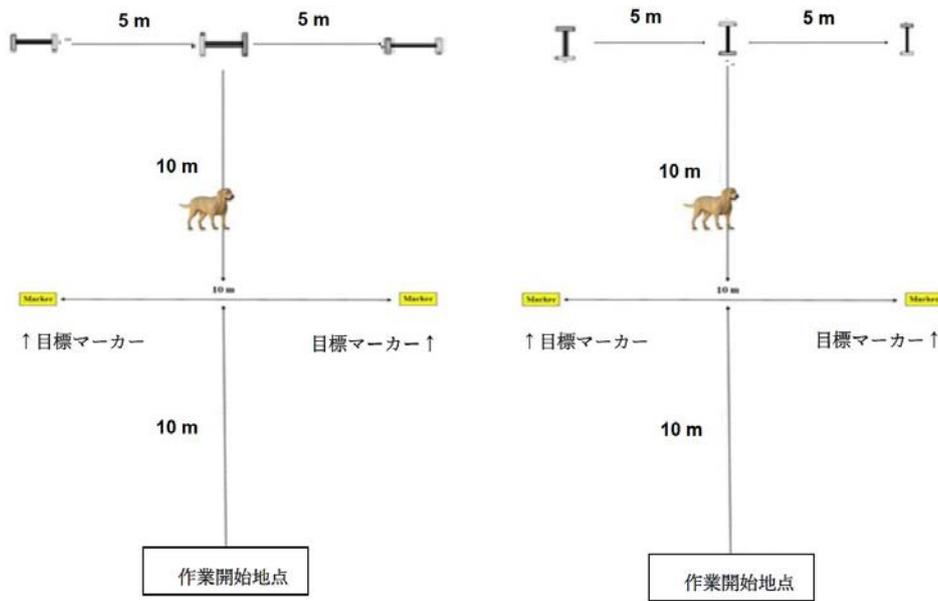


図 「クラス 3、第七競技課目会場設定図」 ダンベルは水平または垂直に配置可能とし、各会場境界線より最低 3m 空けた地点に配置される必要がある。

実施要領

当競技課目作業開始地点において指導手と犬は 20m 前方、中央に配置されているダンベルに向けた状態で待機する。作業開始が告げられ、スチュワードは上記説明に従いダンベルを配置するために歩き出し、当クラス全出場者に同一条件が整うようダンベルを同一方向に向けて配置する。指導手は犬に対し中央に配置されているダンベルに向かう指示を出し、中央に設定されている左右に目標マーカーで印されている 10m 線を犬が越えた後に立止姿勢における静止を命じる。犬が 10m 線を越えた後、任意地点における「立止を促す声符」発声が認められる。犬はダンベルが配置されている線を超える前に静止すべきである。10m 線手前で犬が静止した場合、線を越えさせるための指導手による誘導が実施される必要があるが、減点が行われる。

犬が静止し、立止姿勢を約 3 秒間実行した後、スチュワードは指導手に対し犬によって持来されるべきダンベル（右、左または中央のダンベル）を伝える。犬は正確な持来と引き渡し作業を実行すべきである。指導手による「誘導（右／左／中央）声符」と「招呼を促す各声符」は間を空けずに連続的に発声される必要がある。よって、招呼作業を促す声符発声が遅れた場合、追加声符使用と見なされる。

評価方法

犬の持来作業に対する意欲、操作性及び作業実行速度、静止指示に従う意思、静止を促されるまで目的意識が見られる前進態度、正しいダンベルへの最短距離選定に重点が置かれる。作業開始地点における犬に対する方向指示行為や指導手による犬に対する接触行為は当競技課目の「不合格（評価点= 0 点）」を招く（当規程一般規程第 20 及び 53 項「ハンド・タッチの定義」を参照）。

少なくとも「速いトロット（軽速足）」に値する、安定度のある適切な作業速度が求められる。遅い作業実行速度または作業意欲不足は「1～5 評価点」が減点される。作業速度審査に当たり、犬種や個体の体格構成が考慮される必要がある。

犬が指導手指示を予測し作業を実行した場合、「1～3 評価点」の減点とする。犬が自主的に作業を行った場合、「3 評価点」の減点とする。

当競技課目合格評価点獲得には、持来作業開始前に犬は必ず中央に設定されている想像上の 10m 目標線と中央に配置されているダンベルの間にて立止姿勢を実行すべきである（水平方向に延びる想像上の 10m 目標線を越えている必要がある）。

犬が自主的に静止作業を実行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

犬に対し静止を促し、再誘導の必要性が生じた場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8 点」とする。犬が早すぎるタイミングで静止し、10m 目標線を超える為に再誘導指示が必要となった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8 点」とする。

誤姿勢を実行した犬、静止姿勢を変更または静止を促す声符の後静止をするまで 1 犬身以上の距離を前進し続ける犬の獲得可能最高評価点は「8 点」とする。

犬が静止実行までの制動に約 3 犬身の距離を要した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。犬が静止を実行しなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点= 0 点）」と見なされる。

指導手により持来実行を促す誘導声符が発声されるまで、犬は立止姿勢を維持する必要がある。静止後、犬が自発的に作業を再開した場合、「2～3 評価点」の減点とすべきである。スチュワード指示前等、犬による極端な早期作業再開は当競技課目の「不合格（評価点= 0 点）」を招く可能性がある。

指導手により再誘導または持来実行を促す声符が発声される前に立止位置を約1犬身以上離脱した場合（一旦犬が静止した後に）、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。犬が明白に間違ったダンベルに向かう途中、指導手によって一旦静止され、その後正しいダンベルへ誘導された上で持来作業を実行した場合、獲得可能最高評価点は「7点」とする。誤ったダンベルへ向かう犬を一旦静止させる事無く正しいダンベルへ軌道修正した場合、「1～2評価点」減点されるべきである。

誘導または再誘導追加指示は、それらの強さと犬が従う意欲に応じ減点幅が異なるが、「1指示使用当たり」、「1～2評価点」が減点される場合がある。その他追加・重複指示使用は一般規程が定める減点方法に則り実施されるべきである。

犬が辿る道のりが概ね最短距離に値しない場合、「評価点0.5～2点」の減点とする。

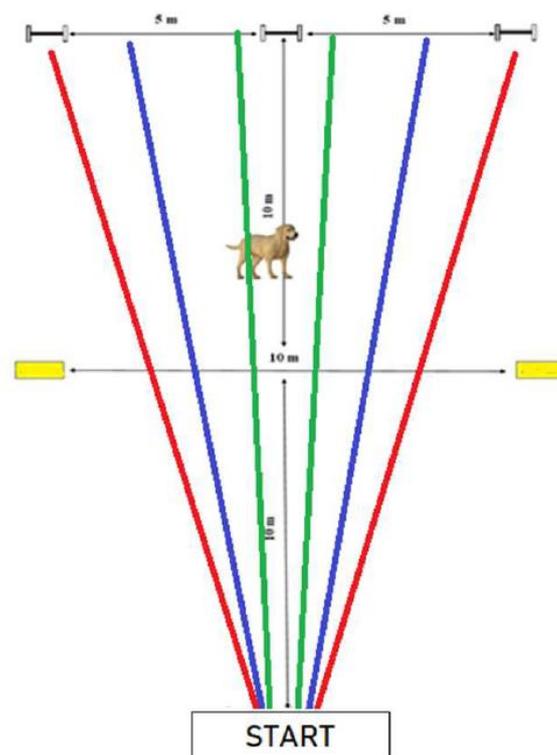


図 「オビディエンス・クラス3」、第七競技課目「犬の作業経路例」

緑色は良い作業経路範囲、青色の作業経路は「評価点0.5～1点」、赤色の作業経路は「評価点1～1.5点」が減点される。犬に自信が見られない、前進中の蛇行、または完全に誤った方向に対する強い集中が確認された場合、「評価点1.5～2点」の減点とする。

遅い静止実行や静止指示無視に起因する、指導手による「持来を促す声符」発声前にダンベル配置直線を犬が通過した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。

犬が間違ったダンベルを咥え上げた場合やダンベル引き渡しを拒絶した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。

ダンベルを落とす、咬み返し行為に関しては第5章、「審査用一般ガイドライン」を参照。

第八競技課目

「コーン群／バレル回りと指定静止姿勢実行（立止・停座・伏臥）

及び方向変換と障害飛越を伴うダンベル持来」

係数 4

使用声符 「コーン回り」、「立止」または「停座」または「伏臥」、

「右」または「左」と「持来」（「飛越」、「引き渡し」（「脚側位置維持）」

必要に応じ「軌道修正を促す声符」にて再誘導を行う場合や、障害へ向かわせる「方向指示声符（左または右）」を使用する際の片手に限る視符兼用が認められる。「飛越実行を促す声符」との視符使用はもはや認められない。「静止を促す」に当たり片手または両手による視符兼用が認められる。

競技課目の解説

競技会開始前に審査員は、犬がコーン回り作業を終えた後、指導手元へ戻る途中に実行されるべき静止姿勢（立止、停座、伏臥）を出場者に伝える。決定された静止姿勢はクラス全出場全犬を対象に同一とする。

障害二基（共に飛越用バーが設定されている障害枠）が設定され、互いの距離は約5mとする。各障害設定高は概ね犬のキ甲高に合わせて設定されるべきであるが、最大設定高は60cmを超えてはならない。障害間を結ぶ想像上の線より約15m離れた地点にコーン群（3～6個）またはバレルが配置される。

当競技課目会場設定は下記図を、コーン群配置方法については「第7章、付録4」を参照。チャンピオンシップ級競技会、国際競技会及び席次が決定される競技会においては常にコーン群の配置を必須とする。

コーン群やバレル配置作業は出場犬によって見られることなく実施される必要がある為、指導手が当競技課目作業開始地点に移り終えるまで完了していなければならない。

競技会、クラス競技または競技課目作業開始前に指導手（またはスチュワードまたは担当審査員）は、左右いずれかの方向に配置されているダンベルの持来と、どの障害を飛越させるべきかをくじ引きにて決定する。競技会またはクラス審査前に抽選をパソコンで実施する事も可能とする。この段階においては犬が作業を行うべき方向は指導手には知らされず、犬がコーン群／バレル回り作業を終え、指定姿勢（立止、停座、伏臥）にて静止した段階で初めて右または左ダンベルの何れを持来し、どの障害枠を飛越すべきであるかが告げられる。スチュワードは指導手に対し「right/left...command」（「右」または「左」...指示）と伝える。個々の犬が持来すべきダンベルとは関係なく、同一競技会においてダンベルは常に同一方向に向かって（「右から左」または「左から右」）配置されるべきである。

作業開始地点は、各障害を結ぶ想像上の線より 5～7m 手前にて指導手によって選定された任意地点に設定されることを可能とする。各ダンベルは 2 つの障害から 6m 離れた地点に配置される（下記図を参照）。

各種犬種用に適する木製ダンベル 3 種類が準備される必要がある。最も大きいダンベルの重量は最大 450 グラムであるべきである。使用ダンベルは犬の体高に比例すべきであるが、使用するダンベルの選定権は指導手にある。

各障害の推奨構造については当規程、「第 7 章、付録 1」を参照。

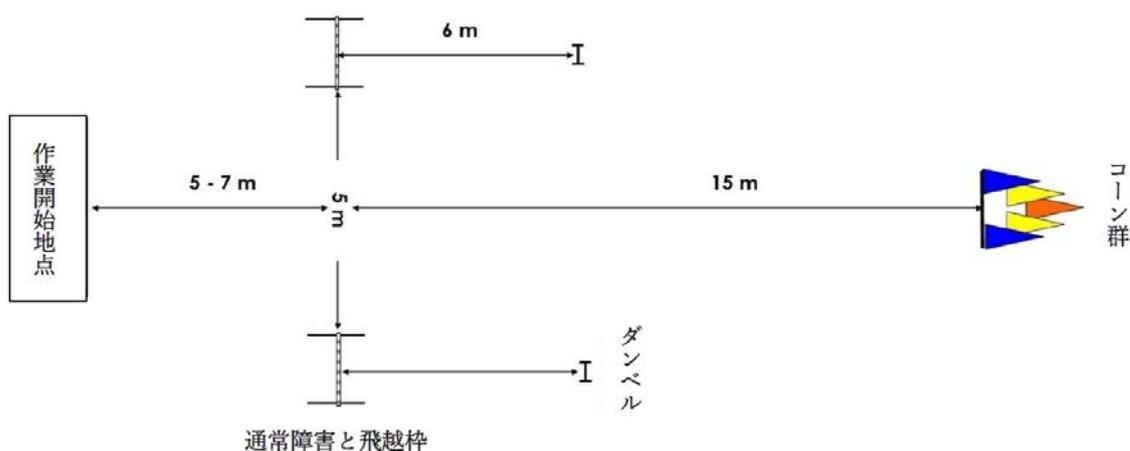


図 1 「クラス 3、第八競技課目(3.8)」各ダンベル配置は「水平方向」に限る。

「コーン群配置パターン例」は「第 7 章、付録 4」、

「犬の経路例」については「図 2」を参照。

実施要領

指導手は犬を伴い作業開始地点において基本姿勢にてコーン群／バレルに向いて待機する。スチュワードは作業開始を告げ、各障害後方約 6m 地点にて各ダンベルを配置する。続くスチュワード指示にて指導手は犬に対しコーン回り作業実施を促す。コーン群を回るに当たり、犬は適切な距離を空けるべきであるが、コーン群またはバレルとの間隔を詰め過ぎた回り方は理想とされない。犬種によるが、中型犬種の場合は最大約 0.5m まで、大型犬種の場合は最大 1m までの間隔を空ける事が適切とされる。

犬がパイロンを回り終え、パイロンより最低約 2m の復路地点に到達次第、この場合決して配置されている二つのダンベルを結ぶ想像上の線が往路の道筋と交差する地点を越えていない事が前提となるが、指導手は自主的に作業開始前に審査員によって決定された姿勢実行を犬に命じる。この場合、声符との視符兼用が認められる。

約 3 秒に及ぶ静止姿勢実行中にスチュワードは指導手に対し抽選によって選出された方向を告げ、犬に対し正しいダンベルを持来した上、関連する正しい障害を飛越し、基本姿勢に戻る事を犬に命じる様、指示する。指導手指示に従い犬は即座に作業を開始すべきである。スチュワードは指導手に対し「“right / left...command“（「右」または「左」……指示）と指示する。スチュワードが「command（指示）」と発声し終えるまで、指導手は犬の前進を促す声符と指示出しを控えるべきである。犬がダンベルを加え上げた直後に犬に対し飛越実行を促す声符を使用する事が認められるが、その際の視符兼用は認められない。

評価方法

指導手による方向指示と声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びに、コーン群／バレル回り作業中の適切な間隔、コーン群に向かうに当たり最短距離選定の是非に審査上重点が置かれるべきである。往路復路共に適切な対称性のある経路選定、復路実行中の指導手または作業開始地点とコーン群を結ぶ中央線を注視する作業も重視される（静止を実行するまで）。コーン群／バレル回り作業実行に当たり「時計回り」「反時計回り」いずれの実行方法も認められる。

指導手による犬に対する作業実行方向を示す行為や、犬に触れる行動は当競技課目の「不合格（評価点=0点）」を引き起こす（第 5 章、一般ガイドライン、「ハンド・タッチの定義」、第 20 及び 53 各項を参照）。

犬は終始安定度のある、少なくとも「速いトロット（軽速足）」に相当する速度にて作業を行う必要がある。速度が遅い、意欲が見られない作業が確認された場合、度合いに応じ「1～5 評価点」の減点とする。作業実行速度、コーン群／バレルとの通過間隔及び静止作業（オビディエンス・クラス 3、第五試験課目実施要領内、静止作業関連箇所を参照）を審査するに当たり、犬種や個体の体格構成が考慮されなければならない。

犬が指導手指示を予測し作業を開始した場合、「1～3 評価点」減点とすべきである。犬が自主的に作業を行った場合の減点幅は「3 点」とする。犬が自主的に静止した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

犬がコーン群／バレル到達以前に指導手の元へ戻ってくるまたは静止を実行した場合、コーン群回り実行を促す指導手による再誘導が必須となる。犬が一再誘導指示に従いコーン群／バレル回り作業を実行した場合、「3 評価点」減点とする。即ち、当競技課目で設定されている他全審査要素が完璧であった場合に限り、獲得可能最高評価点は「7 点」とする。犬がコーン群／バレル回り作業実行を拒絶した場合や、コーン群に向かう途中障害飛越を実行した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0 点）」とする。

コーン群／バレルを通過後に犬が指導手指示無しで、明白に早すぎる時点において自主的に静止を実行した場合、犬は招呼された上で、再度静止実行が促されるべきである。この場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。

犬が明白にコーン群を通過し、帰路を最低 1m 進んだ時点において明白に早すぎるタイミングで指導手によって静止を促された場合、「2 評価点」減点とする。

停止作業評価に当たり、指導手指示に従う意思が評価されるべきである。静止を促す声符使用タイミングは指導手判断に委ねられるが、犬がコーン群を最低約 2m 以上離れた時点で発声発される必要がある。

誤姿勢に移った犬や、指導手による静止指示後に静止に至るまでの過程において制動に 1 犬身以上の距離を要した犬の当競技課目獲得可能最高評価点は「8 点」とする。

作業再開を促す指導手による招呼声符が発声されるまで犬は維持姿勢（立止または停座または伏臥）から離脱してはならない。静止後の犬による作業早期再開は「2～3 評価点」が減点されるべきである。スチュワード指示前等、作業開始が極端に早い場合、当競技課目の「不合格（評価点=0 点）」を招く事もある。

犬が一旦静止後、誘導または招呼指示を受ける前に、実行中の姿勢（立止、停座、伏臥）より1犬身以上の距離を離脱した場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。

静止姿勢実行に当たり、犬が制動開始から完全停止までに約3犬身の距離を必要とした場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬が静止しなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。

犬が明らかに間違ったダンベルまたは障害に向かい、指導手によって一旦静止させられた後、再誘導によって正しい対象物への到達に成功した場合、「3評価点」減点されるべきである。静止を伴わない、再誘導実行により正しい方向への到達に成功した場合、「1～2評価点」減点されるべきである。

指導手による追加誘導（軌道修正）指示は、使用強度と、それらに対する犬による服従度合いに応じて減点幅が異なる。状況に応じ、「1指示」当たり、「1～2評価点」減点を引き起こす。他追加・重複指示に対する減点については、一般規程に則り実施されるべきである。

犬によるコーン群／バレルとの通過間隔が極度に狭い場合や、適切と見なせる直接的な進路が選定されていない場合や往路・復路に適切な対称性が見られない場合、「0.5～2評価点」減点されるべきである。その他追加指示の減点は一般規程に則り実施されるべきである。

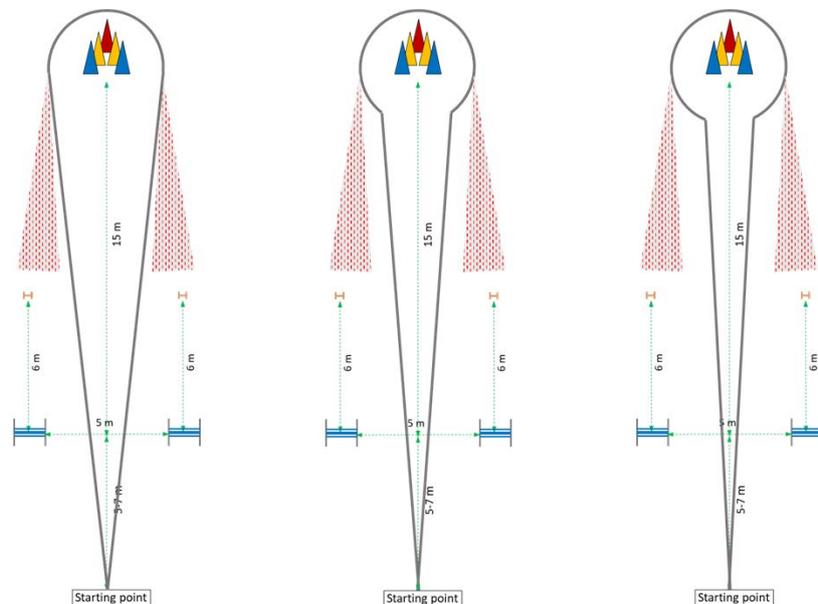


図2 各種犬による模範的な作業経路。同格に良い作業経路と見なされる。コーンからの距離と往路復路の適度な対称性が見られる事が好ましい。**中型犬の場合、距離が狭過ぎると見なされるのは5～10cm以下である場合とする。**

赤色の範囲(犬はコーン周回を時計回りまたは反時計回りにて実行する事が認められる為、図内経路両側明記)は犬の左/右側へ向けた望ましくないフォーカス(意識)を示す。一方向に対する軽度フォーカスは「0.5～1 評価点」、重度フォーカスは「1～2 評価点」減点とする。

犬がコーン/コーン群と接触または衝突した場合、衝突度合いに応じ「1～3 評価点」減点とする。犬がコーン/コーン群を倒した場合、「2～3 評価点」減点される。犬が配置されているコーン群の間をすり抜けた場合、当競技課目獲得可能最高評価点は「7 点」以上と見なされるべきではない。

飛越実行時における犬による障害との接触または障害枠の飛越バーを落下させた場合、「2 評価点」減点されるべきである。

当競技課目作業が「不合格（評価点=0点）」と見なされる事例

- 犬がコーン群／バレルに向かう途中で障害飛越を実行した場合
- コーン群／バレル回り作業を促す軌道修正用第二追加・重複指示が使用された場合（即ち、コーン群回り作業を促す第三声符指示が使用された場合）
- 犬がまだコーン群／バレルと同位置にいるにも拘らず、指導手が明らかに早いタイミングで「静止を促す声符（「立止」、「停座」、「伏臥）」を発声した場合
- 指導手指示により犬が静止しない場合
- 正しいダンベルを咥え上げる事無く、ダンベル間を繋ぐ想像上の線を越えた場合
- 犬が誤ったダンベルを加え上げた場合や、指導手指示にてダンベルを引き渡さない場合
- 犬が障害飛越を拒絶した場合や、誤った障害を飛越した場合
- 飛越実行時における犬の障害に対する足掛け行為
- 犬によって障害が倒された場合
- 作業開始地点において指導手が犬に対し方向を示す行為を実行した場合や犬に触れた場合、当競技課目の「不合格（評価点=0点）」が言い渡される。「当規程第5章一般ガイドライン第20及び53」各項を参照。

ダンベルを落とす、ダンベルに対する嘸み返しについては「審査一般ガイドライン」を参照。

第九競技課目 「木製物品 6～8 個からの物品選別及び持来」

係数 3

使用声符 (「姿勢維持／脚側位置維持」)、(「脚側位置維持」)、「選別」、「引き渡し」、
(「脚側位置維持」)

実施要領

作業開始地点において指導手は犬と共に基本姿勢にて待機する。スチュワード指示にて作業が開始されると同時にスチュワードは事前に印が施された木片(10×2×2cm)を指導手に渡す。木片に印を施すに当たり、フェルト製先端を有する各種インクペン、マーカー・ペンやマジック・マーカー等の使用は避けられるべきであり、鉛筆またはボールペンが使用されるべきである。指導手は木片を約 5 秒間手で保持する事が認められる。この段階において犬は木片に触れる、または木片を嗅ぐ事も認められない。その後、スチュワードは指導手に対し木片を返還した後、向き返る様、指示する。木片配置作業を犬が見守るべきか否かは指導手判断に委ねられる。木片配置作業中の「脚側位置維持」や、「静止を促す指示」使用は認められる。

スチュワードは指導手より触ることなく受け取った木片と他の類似／同一寸法の木片 5～7 個を指導手から約 10m 前方地点に配置する。この場合、指導手より受け取った木片以外、5 つの木片は素手で配置される。各木片は競技会において全指導手を対象とした同一配置方法にて、互いに約 25cm 離れた位置に配置される。指導手が短時間保持した木片の配置位置は指導手毎に変更されるべきである。スチュワードによって選定された配置パターンにおける指導手が保持した木片の配置位置についての規制はない。推奨される配置パターンについては当規程「第 7 章、付録 2」を参照。

その後、指導手は向き直るよう指示され、犬に対し印が施された木片を選別、持来する様、促す。一般規程該当規則に基づき、犬は指導手が保持した木片を選別、持来、引き渡すべきである。

意欲的且つ目的意識のある作業が見受けられる限り、作業持ち時間は約 30 秒とする。各出場者用に新しい木片が準備、使用されている必要がある。

評価方法

犬の作業意欲、作業効率及び作業実行速度に重点が置かれるべきである。作業開始時、スチュワードに返還される以前に指導手が保持する木片に対し犬が接触または嗅ぐ行為を実行した場合、配置木片付近に犬が到達している段階で各種指導手指示実行が見受けられた場合や犬が間違った木片を咥え上げた場合、当競技課目評価は「不合格(評価点=0)」とする。選別作業中の確認を目的とする犬による木片に対する嗅ぎ当て行為や、極めて軽度接触は当競技課目の**評価点は減点されない**。

犬による木片に対する押す、突く、移動行為、または正しい木片を嗅ぎ当てる際に数度確認行為を要する場合、減点とする。突くまたは移動行為毎に「0.5～1 評価」が減点される。作業が順序だてて効率的に実行されている限り、短い再確認行為は必ずしも評価点を減点する必要はない。

木片を落とす、噛み返し行為に関する詳細は「審査用一般ガイドライン」を参照。

第十競技課目 「遠隔操作による 6 姿勢変更」 係数 4

使用声符 「伏臥」、(「姿勢維持」)、[「停座」、「立止」、「伏臥」]×2 回、「停座」

「姿勢変更を促す声符」と視符兼用が認められる。片手または両手使用が可能。

実施要領

犬は指導手指示に従い静止位置を変更する事無く、姿勢を 6 回(停座、立止、伏臥)変更すべきである。

作業開始地点は、互いに約 1m 離れた地点にて配置されている 2 つのマーカースの間に設定されている。2 つのマーカースを結ぶ想像上の線が境界線を形成する。指示に従い、指導手は想像上の線(境界線)が接面を形成する様、その手前の作業開始地点において犬の伏臥姿勢移行を促す。

その後、指導手は指示された、犬の前方約 15m にある地点へと進み、犬の方向へと向き直る。各指定姿勢は 2 回実行されるべきであり、最終姿勢を促す指示は「伏臥を促す指示」であるべきである。各姿勢実行順序は変更可能とするが、全出場者を対象に同一とする。

スチュワードは指導手に対し略図または電光表示板を用いて実行されるべき姿勢を示す。

この場合、スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約 3m～5m 離れた地点にて姿勢

実行表示を行うべきである。スチュワードは犬によって実行すべき姿勢の表示を約 3 秒毎に変更すべきである。

指導手による声符使用は必須とする。犬が指導手より離れた地点にて作業を行う場合、声符発声時に視符を使用する事が認められるが、これら視符は声符発声と同時に使用される必要がある。最終声符である「伏臥を促す声符」発声後、指導手は犬の右側面へと戻り、スチュワード指示にて犬に対し基本姿勢実行（脚側停座）を促す。

評価方法

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持並びに姿勢変更時における実行位置変更の有無に重点を置かれる審査が要求される。

犬が作業開始地点をいかなる方向へも合計 1 犬身以上の距離を移動した場合、当競技課目評価点は「不合格（評価点=0点）」とする。犬による離脱距離が 1 犬身に値する場合、最大獲得可能評価点は「5点」とする。離脱距離測定に当たり、犬がいかなる方向に対し実行した離脱距離（前進、後退、側面離脱、等）が合算される。

6 姿勢の内、犬が 1 姿勢を実行しなかった場合、獲得可能最高評価点は「7点」とし、2 姿勢実行しなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点=0点）」とする。犬が指定された姿勢を飛ばし、代わりに次の姿勢を実行した場合も「不合格（評価点=0点）」扱いとする。合格評価点獲得には、犬は指導手指示に従い姿勢を最低 5 回変更する必要がある。1 姿勢変更実行に当たり、犬が指導手による 2 指示を必要とした場合、最高獲得可能評価点は「8点」とする。犬による特定姿勢実行を促す第二指示を無視した場合、採点上、姿勢未実行に値する。姿勢実行を促す初回追加・重複指示使用は「2 評価点」が減点され、続く姿勢変更実行に追加・重複声符が使用される毎に、「1 評価点」が減点される。

与えられた時間内にて姿勢変更を促す第 3 声符使用が認められるが、該当姿勢は審査上不合格扱いとなる上、続く姿勢実行が与えられた時間内にて実行可能でなければならない。指導手が犬の元へ到達するまでに犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

過剰な音量における声符発声や、強調したまたは長時間にわたる視符使用は評価点が減点される（当規程、「一般規程」を参照）。

実行すべき全姿勢の内、3～4 姿勢が追加・重複声符使用により良い、明白な姿勢実行に至る場合、そして実施要領に定義されている他全課題が納得の行く内容で実行された場合に限る、合格評価点獲得を可能とする。

当規程採用は 2024 年 4 月 27 日に開会された FCI 執行委員会会議にて承認された。

太字及びイタリック書体にて明記されている変更点は 2024 年 9 月 3 日、アムステルダムにて FCI 執行委員会によって追加承認された。

第7章 付録

付録1 障害枠（オープン・ハードル）

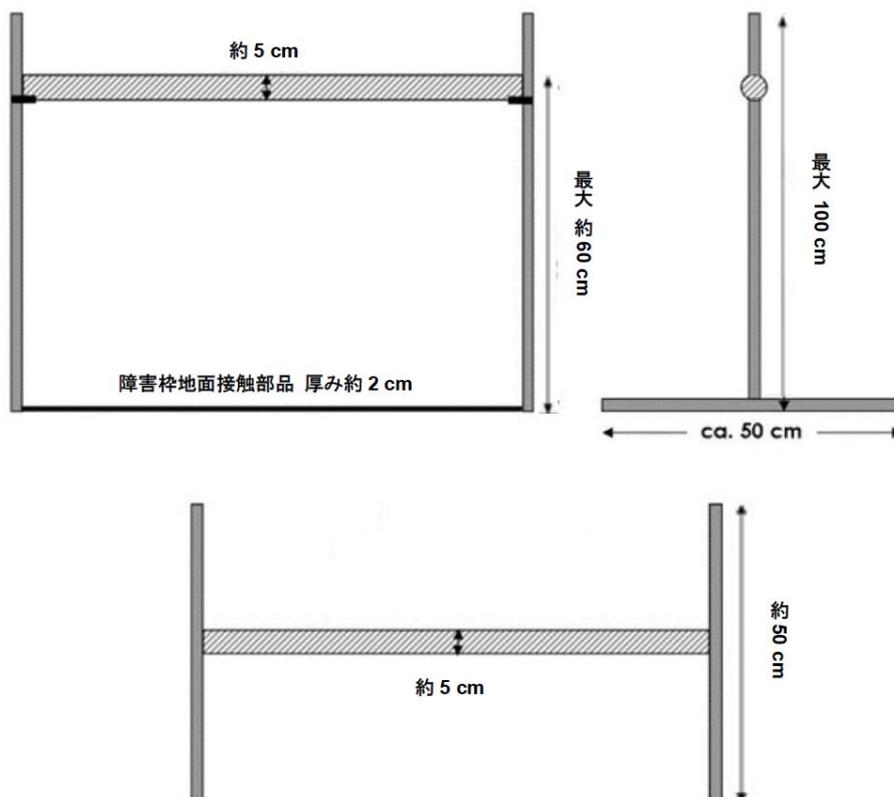
下記各 FCI オビディエンス・クラスで使用される障害枠の外寸法図：

- 「FCI オビディエンス・クラス 1、第七競技課目」
- 「FCI オビディエンス・クラス 2、第九競技課目」
- 「FCI オビディエンス・クラス 3、第八競技課目」

「FCI オビディエンス・クラス 1」及び「2」における「最高設定高は 50cm」、「FCI オビディエンス・クラス 3」は「60cm」とする。

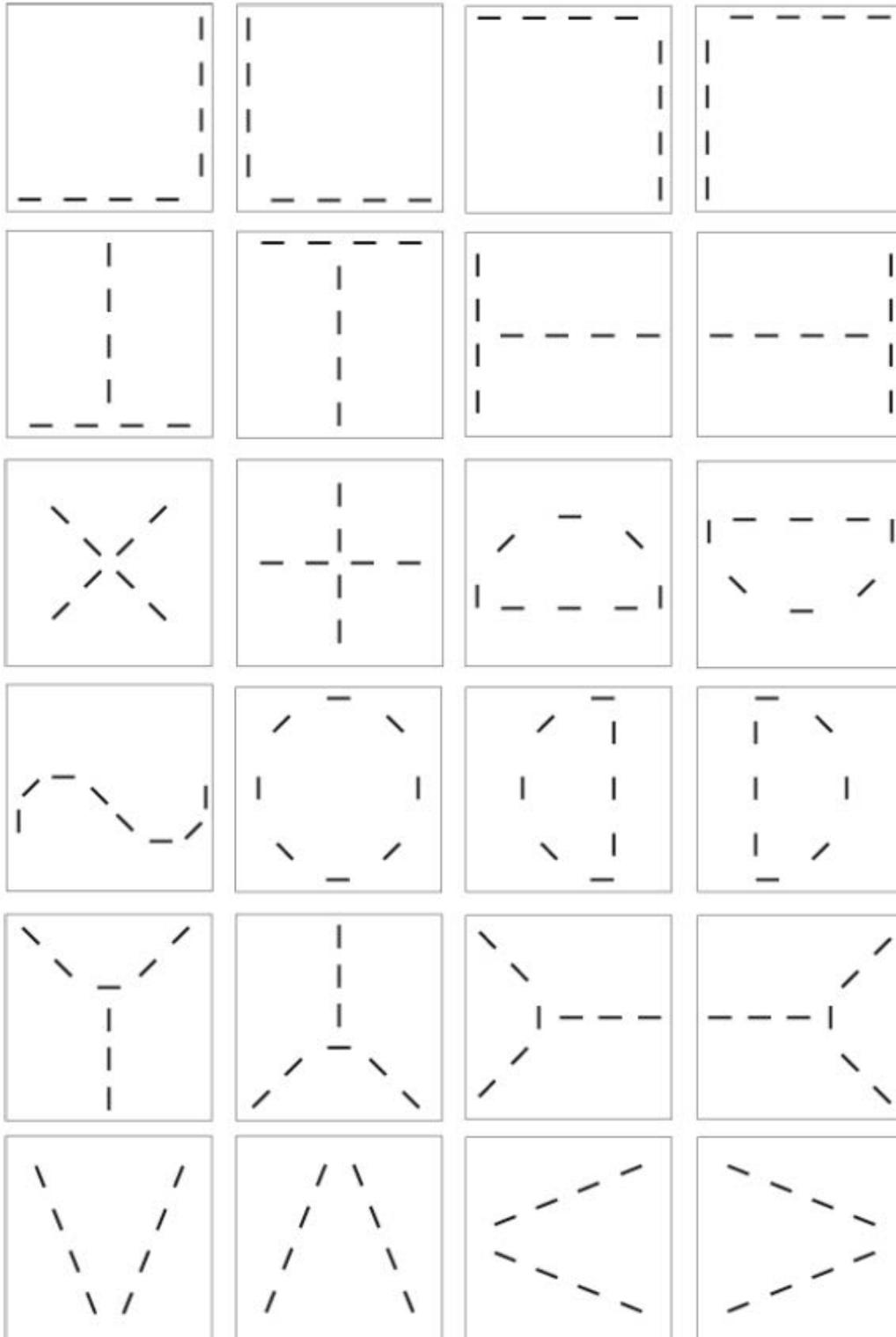
飛越バーは前後に落ちる事が可能となる方法で設定される。障害枠下部には地上高 2cm 以内の左右側面部品を接続する細い地面接地バーを設定可能とする。障害左右枠上部間に設定される飛越バーを受ける部品は強風時の飛越バー落下防止の為、湾曲形状を有する事が推奨される。左右障害枠下部の地面接地 T 字構造部の全長は最低 0.5m とする。

障害枠（オープン・ハードル）



付録2 「FCI オビディエンス・クラス3」

第八競技課目用各種木片配置パターン例



付録3 「FCI オビディエンス・クラス3」

第四競技課目「行進中の2姿勢及び招呼」

各種設定コース例及びスチュワード指示ガイドライン補足



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、右折、左折、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、左折、右折、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、右折、左折、反転ターン、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、右折、左折、反転ターン、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、左折、右折、反転ターン、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、左折、右折、反転ターン、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、左折、右折、反転ターン、静止、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進、指示、左折、右折、反転ターン、静止、招呼」



スチュワード指示内容

「行進中の姿勢実行競技課目開始:

常歩前進開始、指示、左折、右折、静止、招呼」

FCI オビディエンス・クラス3

第四競技課目

付録4 コーン群配置パターン例（競技課目 1.8、2.9 及び 3.8 共通）

下記は「FCI オビディエンス・クラス 1・第八競技課目（1.8）」、「FCI オビディエンス・クラス 2・第九競技課目（2.9）」及び「FCI オビディエンス・クラス 3・第八競技課目（3.8）」用コーン群配置例である。設定されるコーン群の配置範囲面積の幅、奥行きは共に **60cm**～**80cm** が厳守されるべきである。コーン色を同一色にする、または他色の物を使用する事に付いては問わないものとするが、コーン群配置に当たり、同一クラス出場犬にとって同一条件が整う様、同色コーンパターンが採用される必要がある。各コーンの高さは統一される必要がある。

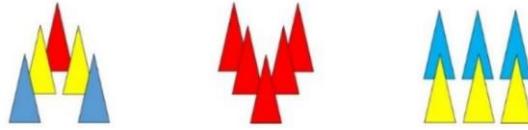
全チャンピオンシップ級競技会における「コーン群」使用は必須とする。通常競技会におけるバレル代用のみ認められる。

配置面積の幅、奥行きは共に約 **60cm**～**80cm**、各コーンの高さは **40 cm**～**50cm** とする。

コーン 1 本当たりの底辺が約 **25 cm**×**25cm** と想定した場合、コーン 3 本を横または縦に並べた場合、合計 **75cm** となる。これにより、必要に応じコーン間に **2 cm**～**3cm** の間隔を空ける余裕が生じる。

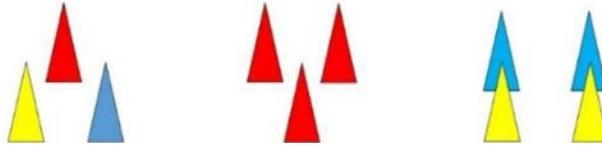
コーン 2 本（コーン 4 本は四角を形成する）を配置するに当たり、コーン間の間隔を約 **20cm** 取る事が可能となる。

「FCI オビディエンス・クラス 1」においてコーンを密接に配置する事が推奨されるが、犬によるコーン間通り抜け行為の誘惑を下げる為、より多くのコーン配置が推奨される。



コーン群配置パターン例

配置範囲は $0.4 \text{ m}^2 \sim 0.5 \text{ m}^2$ 、各コーンの高さは約 $40 \text{ cm} \sim 50 \text{ cm}$ とする。



または直径 $50 \text{ cm} \sim 70 \text{ cm}$ のバレル（樽）を配置する。

